

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030





近年、物価高騰や不安定な世界情勢、激甚化する災害など、市民を取り巻く環境は大きく変化し、また、AI等のデジタル技術の急速な進展や人口減少、少子高齢化による社会の構造的な変化が生活様式に大きな影響を及ぼしています。

沖縄市が発展の歴史を重ねる中、社会情勢は大きく変化しておりますが、このような中でも、市民の暮らしを守り、先人たちが育んできた地域固有の魅力と価値を一層高め、本市の持続的な発展をめざし、向こう5年を見据えた「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」を、この度策定いたしました。

本計画の表紙には、泡瀬沖に広がる人工島「潮乃森」を採用しております。「潮乃森」の開発は、海にひらけゆく新たなまちづくりを展望したプロジェクトとしてスタートし、昭和62(1987)年の構想策定から長い歳月を経て、ビーチの一部が使用できるまでに進捗しています。



表紙の写真および本写真：潮乃森 県内最大級となる約900メートルのロングビーチ

令和11(2029)年度には、いよいよ民間利用できる環境が整う見通しとなっており、地域経済をけん引するビーチ・フロント観光の拠点となることが期待される、本市の一大プロジェクトの象徴的存在となっています。

今後も、「世界にひらき 活力あふれる 国際文化観光都市」をめざし、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」のもと、本市の限らない発展と個性を活かしたまちづくりに向けた各種施策を推進してまいります。

結びに、後期基本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました市民の皆様をはじめ、沖縄市総合計画審議会や関係団体の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、今後とも市政運営に対し、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8年 3月
沖縄市長

花 城 大 輔



目次

市長挨拶

はじめに

1 沖縄市総合計画(策定の趣旨)	2
2 総合計画の構成と期間	2
3 沖縄市の特性	3
4 将来人口の推計	9
5 時代の潮流	10

基本構想

基本構想のフレーム・将来像・都市像・重点目標	19
都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち	20
都市像 2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	22
都市像 3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	24
都市像 4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	26
都市像 5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	28
基本構想の推進に向けて	30
第5次沖縄市総合計画 施策体系図	32

後期基本計画 部門別計画

第5次沖縄市総合計画 後期基本計画の策定方針	36
後期基本計画(部門別計画)の見方	38

都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

基本方向 1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

施策01 平和の尊さを継承し発信する	42
施策02 人権を尊重する地域社会づくりを推進する	44
施策03 基地対策を包括的に推進する	46

基本方向 2 文化を活かし まちの魅力を創出する

施策01 文化によるまちづくりを推進する	48
----------------------	----

基本方向 3 生涯にわたる学習とスポーツを推進する

施策01 いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる	50
------------------------------------	----

基本方向 4 魅力ある地域社会を築く

- 施策01 つながりを活かした幅広い交流を促進する52
- 施策02 認め合い支えあう地域づくりを推進する54

都市像 2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち

基本方向 1 こどもの育ちと子育てを支援する

- 施策01 こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす58
- 施策02 質の高い保育・幼児教育の提供とすべてのこどもが通園できる環境の構築を推進する...60
- 施策03 親子の健康を守りこどもの発達を促進する62
- 施策04 こどもを大切に育てるための環境をつくる64

基本方向 2 未来が輝く 生きる力を育む

- 施策01 こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する66
- 施策02 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する68
- 施策03 個に応じた支援を推進する70
- 施策04 安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる72

基本方向 3 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる

- 施策01 こどもの主体的な取り組みを応援する74
- 施策02 青少年の健全育成を推進する76

都市像 3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち

基本方向 1 支えあう地域をともにつくる

- 施策01 地域共生社会を推進する80

基本方向 2 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く

- 施策01 高齢者が躍動する社会づくりを推進する82
- 施策02 障がいの有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる84
- 施策03 自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する86

基本方向 3 生涯の健康づくりを支える

- 施策01 ライフステージに応じた健康づくりを推進する88
-



目次

都市像 4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち

基本方向 1 経済の活性化をけん引する観光を推進する

- 施策01 地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む92
- 施策02 スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する94
- 施策03 観光環境の整備をすすめる96

基本方向 2 商工業の振興を図り 地域経済の活力を高める

- 施策01 商業・中小企業の振興と中心市街地の活性化を図る98
- 施策02 ものづくり産業の振興と企業誘致に取り組む100

基本方向 3 魅力的なビジネス環境をつくる

- 施策01 雇用の安定と創業支援の充実を図る102

基本方向 4 環境と共生する力強い農水産業を展開する

- 施策01 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する104

都市像 5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち

基本方向 1 環境と共生する社会を築く

- 施策01 地球環境にやさしくきれいなまちを築く108

基本方向 2 地域の防災力と安全力を高める

- 施策01 強さとしなやかさを備えたまちを築く110
- 施策02 消防・救急・救助体制を強化する112
- 施策03 防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く114

基本方向 3 快適で良好な都市を創出する

- 施策01 地域の特性を活かした快適な都市を形成する116
- 施策02 東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する120

基本方向 4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する

- 施策01 安全で快適な交通環境を整備する122

基本方向 5 心やすらぐ住みよい環境をつくる

- 施策01 住生活の安定の確保に取り組む124
- 施策02 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する126
- 施策03 健全で安定的な上下水道の事業を推進する128

基本構想の推進に向けて

基本方向 1 ともに考え ともに創るまちづくり

- 施策01 共創のまちづくりを推進する132

基本方向 2 将来を見据えた行財政運営の推進

- 施策01 時代に対応した組織の総合力を高める134
- 施策02 効率的で効果的な財政運営を推進する136

第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版

- 1. 策定の趣旨と目的141
- 2. 基本方針142
- 3. 第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略147

資料編

- 前期基本計画の総点検結果(概要)178
 - 沖縄市議会の議決すべき事件を定める条例205
 - 沖縄市総合計画策定に関する規程206
 - 沖縄市総合計画審議会規則210
 - 沖縄市総合計画審議会 委員名簿212
 - 沖縄市総合計画審議会の答申214
 - 第5次沖縄市総合計画 後期基本計画 策定の経緯217
 - 国際文化観光都市宣言218
 - 核兵器廃絶平和都市宣言219
 - スポーツコンベンションシティ宣言220
 - エイサーのまち宣言221
 - こどものまち宣言222
 - 後期基本計画の各施策とSDGsとの関係224
 - 総合戦略の各施策とSDGsとの関係228
-

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030

はじめに



はじめに

1 沖縄市総合計画(策定の趣旨)

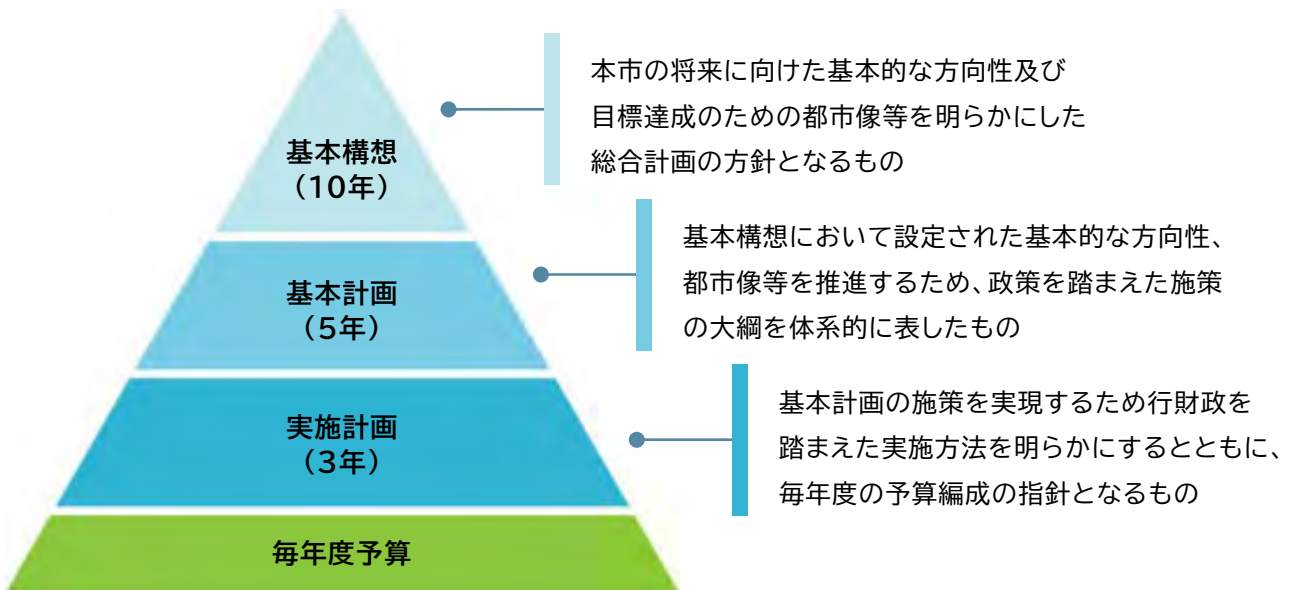
総合計画は、本市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に向けたまちづくりの方向性や取り組みを示す、行政計画の最上位計画です。

本市は、昭和49(1974)年の市制施行以来、5次にわたり総合計画を策定し、諸施策を展開してきました。この間、地方分権の推進により地域の自主性・自律性がより一層求められるなかで、総合計画の策定を義務付ける地方自治法が改正され、総合計画の策定は、各地方公共団体の裁量に委ねられることになりました。

本市においては、将来に向けた健全な発展を推進するため、令和8(2026)年度から5年間のまちづくりの指針となる、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」を策定します。

2 総合計画の構成と期間

「総合計画」は、基本構想(期間10年間)、基本計画(期間5年間)、実施計画(期間3年間)で構成しています。



3 沖縄市の特性

① 国際文化観光都市

昭和49(1974)年10月26日に、沖縄市は、「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」「平和で豊かな沖縄市」を市民の「願い」、「望み」、「目標」とする「国際文化観光都市」を宣言しました。その後、まちづくりを推進する柱として、「核兵器廃絶平和都市」や「スポーツコンベンションシティ」、「エイサーのまち」、「こどものまち」の宣言をおこなうなど、本市の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

一方、本市には欧米やアジア、南米など約60カ国以上の外国人市民が居住しており、生活習慣や言語等、多様な文化が混在する国際色豊かなまちです。また、エイサーをはじめ、ジャズやオキナワンロック、民謡など、伝統文化と異文化が融合した戦後沖縄の文化を象徴するコザ文化が醸成され、常に沖縄の戦後文化をリードしてきました。

国際色あふれる風土と、伝統文化と異文化が融合した個性的な文化は、「国際文化観光都市」の実現を目指す本市にとって貴重な資源であり、まちづくりの重要な財産となっています。

② 中部の中核都市

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、県内第二の人口を有するまちであり、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道329号と国道330号が交差する交通の要衝となっています。

主な施設として県内最大の屋内収容人数を誇る沖縄アリーナをはじめ、県内唯一の本格的な動物園を有する沖縄こどもの国やコザ・ミュージックタウン、沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリート、コザ運動公園を有するとともに、沖縄県総合運動公園や沖縄県中部合同庁舎、沖縄警察署、那覇地方裁判所沖縄支部など広域的な施設・機関が集積しています。

また、沖縄県を代表する沖縄全島エイサーまつりをはじめ、プロスポーツの公式試合や有名アーティストのコンサートが開催されるなど、中部圏域の中核都市として、その役割を担っています。

③ 歴史

古琉球要衝の地

沖縄市は古琉球期における越来間切をその前身とし、康熙5(1666)年の「間切分割」で越来間切から15村を割いて美里間切が分離・独立しました。

宣徳10(1435)年に当時の王弟として尚泰久が、また、成化6(1470)年には同じく王弟・尚 宣威がそれぞれ越来王子に封ぜられており、兩名とも後に国王となるなど、越来間切は古琉球期における要衝の地でした。

越来村・美里村の誕生

越来間切と美里間切は、明治12(1879)年の廃藩置県(琉球処分)により沖縄県の管下となりました。翌13年、県内の行政区画が整理され、中頭一帯を管轄した「中頭役所」が、美里間切番所内に置られました。



降伏文書に署名する先島群島司令官、納見俊郎中将



1946年ごろ。キャンプ・コザの中心地、嘉間良(収容所)

そして、同29年の「沖縄県区制および郡編成」の公布により、両間切は中頭郡に属しました。同41年の「沖縄県及島嶼町村制」の施行により、越来間切は越来村、美里間切は美里村となりました。

近代期、両村は柑橘類の産地とし県下に名を馳せましたが、特に越来村は山内の山桃と上地の竹細工をその特産物とし、一方、美里村は泡瀬の製塩と樽皮(黒糖をいれる容器)の産地として知られていました。

越来村・美里村は、屋取集落(士族層が農村へ寄留してできた集落)が卓越した地域であり、その中で、泡瀬が明治36(1903)年に、また嘉間良・青名志・白川・森根・呉富士・仲原・山里・倉敷等の屋取集落が昭和戦前期に独立して、それぞれ行政字となりました。

凄惨な沖縄戦と戦後復興

沖縄戦では、戦前期におよそ18,000人を数えた人口の三分の一に当たる5,300人余が戦争の犠牲となり、西原(後の美里)では、「集団自決」という悲劇が起きるなど、凄惨な戦争は住民に大きな爪痕を残しました。また、県下でも越来村・美里村は移民者が多く、サイパンやテニアンなど南洋諸島でも両村の移民者の多くが犠牲となりました。

昭和20(1945)年4月1日、米軍は中部西海岸から沖縄本島への上陸を開始し、4月5日頃には、市域は米軍の占領下に置かれました。嘉間良に設置された難民収容所を中心に、6月6日に古謝の収容所で小学校が開校され、嘉間良では翌7日には村長・助役選挙がおこなわれるなど、いち早く戦後への道を歩み始めました。

また、同年9月7日には米軍主要部隊の司令部が置かれていた旧越来村字森根で南西諸島の降伏調印式がおこなわれています。

同年9月12日、米軍政府と沖縄諮詢会(戦後沖縄最初の中央政治機構)は地方行政を組織化するために、「地方行政緊急措置要綱」を布いて収容所を中心に市機構を整備しましたが、その結果、旧越来村地域には古謝市(胡差市)が誕生し、また石川市域を除く旧美里村地域は前原市に包含されました。しかし、同年末に実施された住民待望の帰村許可によって大量の住民移動が生じ、人口も激減したため市制が維持できなくなりました。これを受けて米軍政府は同年12月4日に指令を発し、戦前の行政機構を復活させ、それにより市域では旧美里村が昭和21(1946)年3月に、越来村が同年4月に再び誕生しました。

「基地の街」の形成

昭和23(1948)年10月と翌24年7月の二度にわたってリビーとグロリアという大きな台風が沖縄を襲いました。台風によって施設の大半を破壊された米軍は、5,800万ドルという莫大な基地建設予算を投入し、本格的な基地建設に着手しました。

その結果、越来村を中心とする中部地区には県内外から軍作業などの職を求めて多くの人々が集まり、現在の国道329号や330号沿いに飲食店やお土産店、質屋、楽器店などが建ち並び、基地に沿うように帯状の市街地が形成されました。

また、照屋、センター通り、八重島、ゲート通りなどに米軍相手の特飲街も形成されるなど、越来村は急激に都市化していきました。

戦前までは8,000人台の人口であった越来村は、戦中から終戦直後にかけて嘉間良難民収容所を抱え、多くの住民が各地から集められたため、昭和25(1950)年には18,000人余に増え、さらに基地建設予算が投入された後の昭和30(1955)年には35,000人余に膨れ上がりました。



1950年代のゲート通り

米軍統治下の苦悩

越来村は市昇格への手続きのため昭和31(1956)年6月13日にコザ村と名称替えし、わずかその二週間後の7月1日には市へと昇格して全国唯一のカタカナのまち「コザ市」となりました。コザ市は県内第二の人口を有し、中部の中核都市へと発展しました。

コザ市、美里村は、東洋一ともされる嘉手納空軍基地に隣接しているため、基地から派生する事件事故が頻発していました。そうした中、昭和45(1970)年12月20日には、米軍人による民間人への交通事故処理に端を発した米軍車輛焼き討ち事件、いわゆる「コザ暴動」が発生しました。

このニュースは瞬く間に世界中を駆け抜け、同事件は長期にわたって異民族統治下にあった沖縄県民の人権意識を醸成するとともに、復帰運動にさらなる拍車をかけたといわれます。

また、その前年には美里村の知花弾薬庫内に致死性の高い毒ガスが貯蔵されていることが明らかになり、ガス漏れが起きたことを米国紙「ウォール・ストリート・ジャーナル」が報道したことによって事故は明るみに出ています。そのことは島ぐるみの撤去運動へと発展し、同46年に7,000人余の住民が避難する中、南太平洋のジョンストン島への毒ガス移送がおこなわれました。

「国際文化観光都市 沖縄市」の誕生

沖縄の日本本土復帰から2年後の昭和49(1974)年4月1日、戦後を象徴する基地の門前町として栄えたコザ市と、泡瀬港を擁するみどり豊かな美里村が合併し、「沖縄市」が誕生しました。それは、とりもなおさず康熙5(1666)年の越来間切から美里間切が分立して以来300年余の歳月をかけた再合併でありました。

同年10月に沖縄市は、文化のかおり高い平和で豊かな美しいまちを将来の希望と目標に掲げ、「国際文化観光都市」を宣言しました。



1970年12月20日「コザ暴動」



1974年4月1日「沖縄市誕生」

④ 位置

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、市域面積49.72km²の約9割が標高100m以下の地域で、中城湾に面する東海岸部から斜面地域が連坦しながら、西北部の丘陵域へと広がっています。北はうるま市・恩納村、南は北谷町・北中城村、西は嘉手納町・読谷村に接し、南東は中城湾に面しています。また、自然的、社会的、経済的および文化的諸条件を勘案し、北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分しています。

北部地区は、丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなし、地区の多くを米軍施設・区域によって占められています。中部地区は、斜面地となだらかな傾斜の台地からなっており、国道329号と国道330号が交わるコザ十字路を中心に地区の全域が用途地域となっています。東部地区は、地区の大部分が海岸低地からなり、斜面を経て丘陵部へと移行する地形で構成されており、近年市街化が進行しています。西部地区は、戦後、胡屋十字路周辺を中心に、基地の門前町として急速な発展を遂げてきた地区です。



⑤ 気候

沖縄本島は琉球諸島の西側海域を北流する黒潮の影響を受け、温暖で四季の寒暖差が小さい亜熱帯海洋性気候に区分されており、一年を通じて温暖な気候に恵まれ、年間降水量は約2,000mmとなっています。

年間平均気温は約23℃となっており、東京や大阪と比べると6～7℃程度高くなっています。最寒月でも約17℃であり、冬にあまり寒くならないことが大きな特徴です。季節風が強く発達する東アジア季節風帯に属しているため、春季は風向きが変わりやすく、時おり温帯低気圧が発生・通過します。5月から6月頃にかけて本格的な梅雨期となり、それが過ぎると多くの台風が接近します。10月頃になると、ミーニシ(新北風)と呼ばれる北東からの風が吹き、気温が徐々に下がっていきます。1月から2月頃は曇りや雨の日が続き、1年で最も冷え込む時期となります。

⑥ 人口・産業構造

沖縄市の人口は、令和2年国勢調査において142,752人となっており、前回調査に比べ、3,473人増となっています。一方で、令和7(2025)年1月1日現在の住民基本台帳に基づく総人口では、141,739人となっており、令和2年国勢調査時点より人口が減少しています。

世帯数は、国勢調査において60,570世帯となっており、前回調査に比べ、7,245世帯が増加していますが、一世帯当たりの人員は2.4人と過去最低を示しています。

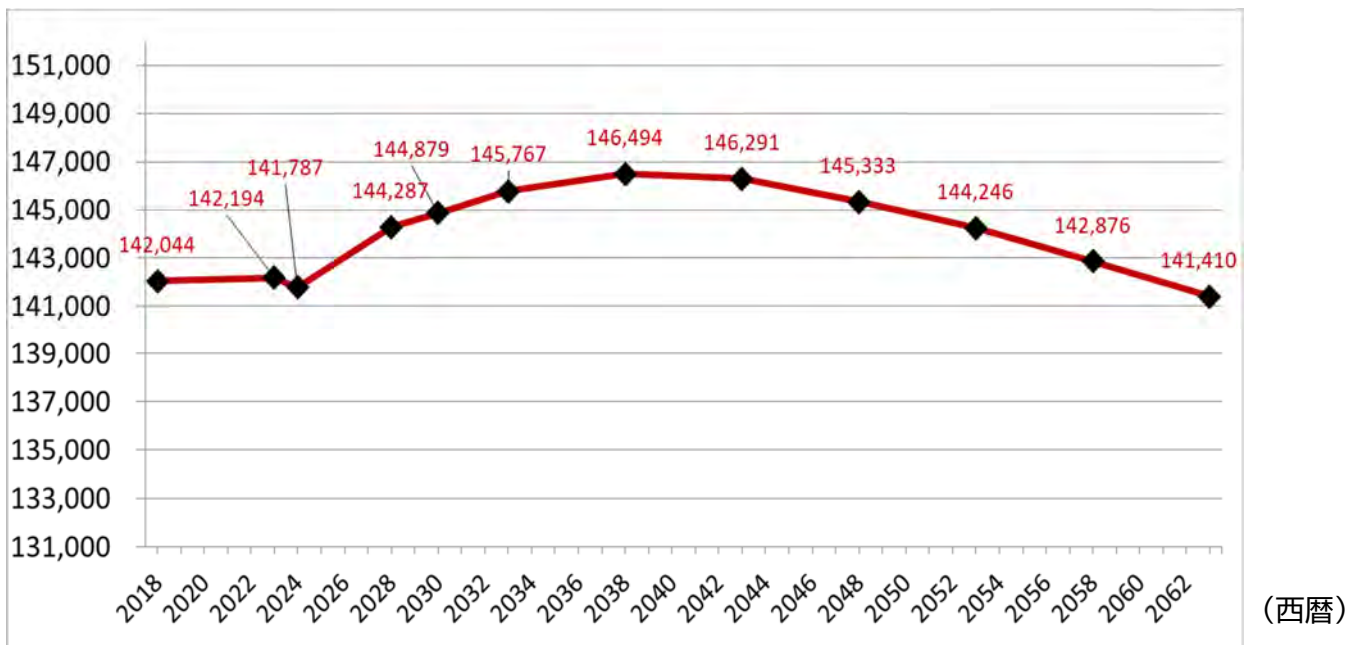
令和2年国勢調査における本市の労働力人口は51,759人、就業者人口は48,643人となっています。平成7(1995)年から令和2(2020)年の25年間で就業者は2,050人増と増加傾向にある一方、就業率は平成7年の52.2%以降減少傾向にあり、令和2年には42.5%と最も低くなっています。令和2年国勢調査における産業別就業者数の割合は、第三次産業が82.7%と最も高く、第二次産業は16.2%、第一次産業は1.2%となっています。本市は、県全体と比べて第一次産業の占める割合が低く、第二次産業、第三次産業が高くなっています。そのなかでも医療・福祉業や卸売・小売業、建設業が高い割合を占めている状況にあります。

4 将来人口の推計

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受け、平成28(2016)年において「沖縄市人口ビジョン」を策定しており、本市における長期的な将来人口の推計をおこなっています。

第5次沖縄市総合計画 後期基本計画の策定にあたり、直近のデータや傾向を加味し、将来人口推計を更新しています。

(人口)



※沖縄市の将来人口推計(令和6年)

5 時代の潮流

① 人口減少・少子高齢社会

我が国の人口は2008年をピークに減少を続けており、世界でも前例のない速度で少子高齢化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によると、2070年までに日本の総人口は8,700万人に減少するとされており、同年には、65歳以上人口の総人口に占める割合である高齢化率が38.7%になると見込まれています。

上記の状況を踏まえ、国は、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくとしています。

また、地方では若者や女性を中心として人口が流出していることから、若者や女性にも選ばれる地方づくりに向けた社会変革・意識改革や、魅力ある働き方・職場づくり、人づくり等が求められています。

一方、東京一極集中も進んでおり、人口や機能の過度な集中が地方の人口減少や産業の弱体化を招くとともに、巨大災害へのリスクを高めています。今後は、分散型国づくりの観点から、企業・大学の地方分散や政府機関等の移転、地方への移住など人の流れを創り、過度な一極集中を是正することが求められています。さらに、コロナ禍以降、若者を中心に地方への関心が高まっており、人々の暮らし方、働き方の変化を好機として、関係人口の拡大につなげていくことも必要とされています。

このような人口構造の変化等に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、地域の枠を越えた連携が重要とされており、今後、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取り組みが求められています。

② デジタル社会の急速な進展

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、急速にデジタル化が進展しています。デジタル化・リモート化を最大限に活用することにより、個人、産業、社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値の創造をはじめ、経済発展と社会的課題解決が両立する新たな社会の構築につながることを期待されています。

国は、「デジタル化による成長戦略」、「医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化」、「デジタル化による地域の活性化」、「誰一人取り残されないデジタル社会」、「デジタル人材の育成・確保」、「DFFT(※1)の推進をはじめとする国際戦略」の6つを目指すべき姿として掲げ、デジタル社会の実現に向けて取り組みを進めるとしています。

地方自治体においても、自らが担う行政サービスについて、オンライン化やデータの活用により住民の利便性を向上させるとともに、AIをはじめとしたデジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく自治体DXの推進が求められています。自治体DXでは、行政手続のオンライン化(※2)や、書かないワンストップ窓口(※3)など、住民と行政との接点(フロントヤード)の改革、デジタル人材の育成・確保、デジタルデバイド(※4)への対応等が進められています。

③ 持続可能な社会への転換

人間活動の増大は、地球環境に大きな負荷をかけており、気候変動問題や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などの地球環境の危機をもたらしているとされています。現在世代のニーズを満たしつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムや日常生活を見直すことが不可欠であるとされています。

また、温室効果ガスの「排出量」から植林等による「吸収量」を差し引いた、温室効果ガスの全体的な排出量をゼロにする、「カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みが進められています。我が国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目標としています。気候変動への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代となっています。従来の産業構造や社会経済の変革をおこなうことで、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を目指す必要があります。

※1 DFFT(Data Free Flow with Trust):「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプト。

※2 行政手続のオンライン化: マイナポータルからマイナンバーカードを用いる等により行政の手続きをオンライン化すること。

※3 書かないワンストップ窓口: 「書かない」、「待たない」、「回らない」窓口手続ができるように業務改革をおこなうこと。

※4 デジタルデバイド: インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

④ 安全で住みやすいまちづくり

我が国は、世界有数の地震多発地域であることに加え、台風や局地的豪雨などの水害や土砂災害など、様々な自然災害の脅威にさらされています。直近10年間においても、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨・北海道胆振東部地震、2019年の東日本台風、2020年の令和2年7月豪雨、2024年の能登半島地震などが立て続けに発生するなど、災害が頻発化・激甚化しています。

地方自治体としては、個人および各家庭における防災への備えをはじめ、公共施設の耐震化や、住民参加の防災訓練等の促進・啓発が求められているほか、他機関からの応援職員の迅速・的確な受け入れのために、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結、応援職員等の執務環境の確保や宿泊施設等のリスト化等が求められています。

また、地域の公共交通については、人口減少や自動車の普及による利用者の減少に加え、ライフスタイルの変化の影響もあり、公共交通の運行継続が難しくなる事例が増えています。これらの課題を解決するために、交通事業者のみならず、地域の関係者が協力して、地域ぐるみで支えていく、「地域公共交通のリ・デザイン」が求められています。具体的には、官民共創・交通事業者間共創・他分野共創の「3つの共創」、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」、車両電動化や再エネ地産地消などクリーンエネルギー中心の構造に転換する「交通GX」を柱として地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性を高めることが必要とされています。

⑤ 健康・福祉

医療ニーズに関しては、疾病構造が変化し病気と共存しながら生活の質(QOL)の維持・向上を図っていく必要性が高まる一方で、介護ニーズに関しては、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加し、医療・介護の連携がこれまで以上に求められています。

利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが求められており、保険者である地方自治体が、地域の実情に応じて作り上げていくことが必要です。

健康づくりを推進するにあたっては、生活習慣の改善・予防、社会環境の質の向上等によって、国民一人ひとりの健康寿命の延伸が引き続き重要な課題です。誰一人取り残さない健康づくりに向けて、地域や社会経済状況の違い等による健康格差を把握するとともに、その要因を分析し格差縮小に取り組むことが必要とされています。

また、子ども関連の政策においては、2023年4月1日に施行されたこども基本法に基づき、国は、「こども大綱」および「こども未来戦略」等を閣議決定し、こども政策を社会の中心に据え、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会」等を実現するための取組を進めています。

保育政策については、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」という方向性への転換が進められています。地域の課題に応じた提供体制の確保や、職員配置基準の改善、虐待・事故対策の強化等を通し、全国のどこでも質の高い保育が受けられる環境の構築が求められています。さらに、障がい児・医療的ケア児等の受入拡充や、保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善も重要です。

⑥ 教育環境

我が国では、学校におけるデジタル技術の利活用について、地域間格差が大きいことや、先進国のなかで遅れていることから、GIGAスクール構想が推進されてきました。本構想により、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備により、公正に個別最適化された教育環境が整いつつあります。

一方、教師の労働環境については、依然として時間外勤務が長く、業務改善やメンタルヘルス対策が喫緊の課題になっています。教師を取り巻く環境の整備を通して、全ての子どもたちへのより良い教育の実現を図るために、「学校における働き方改革の更なる加速化」等を一体的・総合的に推進することが求められています。

また、社会教育については、高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加により、求められる役割やニーズが変化しています。第4期教育振興基本計画で示された、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」というコンセプトに基づき、社会人のリカレント教育、障がい者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材の養成等が求められています。

⑦ 物価高対策と産業振興

我が国の経済は、食料品を中心とした物価高が続いていることから、個人消費等が弱まり、地方や中小企業まで景気回復の実感が広がっていないことが課題とされております。国は、総合経済対策において、「責任ある積極財政」の下、雇用と所得の増加・潜在成長率の引き上げによる「強い経済」を実現する方針としており、生活の安全保障・物価高への対応に向け、「地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化」や「中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備」などを進めるとしています。

観光業界においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、訪日外国人旅行者数が減少し大きなダメージを受けましたが、近年は急速に回復し過去最高水準に達しています。

一方、観光客増加により地域の生活に悪影響を与えるオーバーツーリズムや、観光産業における人材不足が課題となっており、オーバーツーリズムの未然防止・抑制や観光人材育成、DXの推進が求められています。さらに、消費額の拡大や地方誘客の促進に向け、高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出なども重要となっています。

また、新しい地方経済の創生に向けても、観光産業や農林水産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術などの地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出することが必要とされています。

⑧ SDGs

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、「地球上の誰一人取り残さないこと」を理念として、全ての国やステークホルダーが経済・社会・環境の課題に統合的に取り組むことを奨励しており、日本も積極的にSDGsを推進しています。

国は、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、「誰一人取り残さない」社会を実現するためには広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があり、そのために地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であると示しています。

一方、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、地域が抱える「人口減少・地域経済の縮小」などの地域課題の解決に資するものであるとして、SDGsを原動力とした地方創生（地方創生SDGs）を推進することが期待されています。また、地方創生SDGsにおいては、行政内部の知識だけではなく、新たな民間の技術やノウハウを積極的に取り入れながら、官民連携での課題解決、地域活性化が推進されています。

SDGsの達成期間である2030年以降の目標については、今後検討が進められていくこととなっております。日本では、国・企業・市民団体・自治体などから構成される、ビヨンドSDGs官民会議での議論が始まっています。

⑨ Well-being(ウェルビーイング)

Well-being(ウェルビーイング)とは、人々が心身ともに、そして社会的にも満たされた状態であることを指しており、単に病気や貧困がないだけでなく、一人ひとりが自分らしく生き生きと幸せを実感できている状態とされています。

GDPなどの経済的な指標では生活の豊かさや幸福感を十分に捉えられないという問題意識が高まり、経済と並んでWell-beingを高めることが重要視されるようになっていきます。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針2019)」でWell-beingについて言及して以降、Well-beingに関する関係府省庁連絡会議を設置し、情報共有・連携強化・優良事例の横展開を図っています。

また、デジタル庁では、当該取組の一環として、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を数値化・可視化するために、「地域幸福度(Well-Being)指標」を設定しています。

地方自治体においては、経済成長や政策効果を多面的に評価するためにWell-Being指標の導入が進められています。

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030

基本構想



基本構想のフレーム

基本構想は、沖縄市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるものであり、そのフレームは次のとおりとします。

- (1) 第5次沖縄市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、本構想は総合計画全体の根幹となります。
- (2) 期間は、2021年度(令和3年度)をスタートに2030年度(令和12年度)を目標とする10年間の構想として策定します。
- (3) 2030年度(令和12年度)の目標人口は、約148,000人とします。
- (4) 2030年度(令和12年度)の目標就業者数は、約69,000人とします。

将来像

本市は、4次にわたる総合計画において、昭和49年に宣言された「国際文化観光都市」を将来像として掲げ、市民のたゆまぬ努力と情熱により、県内第2の人口を有する都市として、発展し続けています。

沖縄市の誕生から、半世紀を目前とする今日、限りない発展に向かう市民の希望と目標として、本構想の将来像を「国際文化観光都市」とします。

都市像

「国際文化観光都市」の宣言に掲げている、「平和で豊かな沖縄市」「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」を基本理念とし、時代の潮流と市民の意見をふまえ、以下の5つの都市像を設定します。また、これらのもとで展開する施策については、持続可能な開発目標(SDGs)を取り入れ、推進していきます。

都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

都市像 2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち

都市像 3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち

都市像 4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち

都市像 5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち

重点目標

本市の異国情緒漂う街並みやライフスタイル、50か国以上の外国人が暮らす国際色豊かな風土と、伝統文化と異文化が融合した個性的な文化を源泉に、内外を魅了するエンタテインメントとビーチ・フロント観光の創出で地域経済をけん引し、さらなる発展をめざします。

「世界にひらき 活力あふれる 国際文化観光都市」

都市像 1

平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

沖縄市は、沖縄戦終結の調印式がおこなわれ、平和への第一歩を踏み出した地であり、戦後75年以上経過した今日においても、平和を願い続けるとともに、人間尊重のまちづくりをすすめています。

この歩みを貴重な財産として次世代に継承するとともに、魅力的な文化を糧に、互いに共鳴しあう社会を築き、生きがいを持って暮らすことができるまちをめざします。

基本方向 ① 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

平和を希求する市民の心を大切に、市民が主体となった平和活動を支援するとともに、市民が平和と向きあい、考え、行動するきっかけづくりに取り組むなど、内外に平和を発信します。

市民一人ひとりが自信と誇りを持って暮らせるよう、互いの人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりをすすめます。





基本方向 ② 文化を活かし まちの魅力を創出する

市民一人ひとりの輝きがまち全体の魅力となるよう、これまで培われてきた個性豊かなコザ文化を継承・発展させるとともに、文化芸術に親しみ、感性と創造力が育まれる環境づくりを推進します。
また、貴重な文化財の保存とその価値を活かした取り組みをすすめます。

基本方向 ③ 生涯にわたる学習とスポーツを推進する

市民一人ひとりが豊かな人生をおくることができるよう、だれもが生涯をとおして自由に学び、活かすことができる機会を創出します。
また、市民がスポーツに触れ、楽しさや喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。

基本方向 ④ 魅力ある地域社会を築く

ヒト、モノおよび情報が地球規模で行き交う時代にあって、市民が主体となった内外との交流を促進し、地域の活性化につなげます。
国籍や民族等の異なる人々が互いを認めあい共生する社会づくりをすすめるとともに、市民一人ひとりが信頼の輪でつながり、結びつきを強め、支えあう地域コミュニティの形成を促進します。

都市像 2

夢を抱き 未来を拓く こどものまち

未来を創るこどもたちはかけがえのない存在です。

こどもたちが自ら果敢に挑戦する意欲や地域を誇りグローバルに活躍する志を持ち、それぞれの個性と情熱で未来のステージを切り拓けるよう、全力で応援します。

こどもたちが温かな愛に包まれ、元気にたくましく育まれる環境をつくり、笑顔あふれるこどものまちをめざします。

基本方向 ① こどもの育ちと子育てを支援する

こどもたちの心と体の健やかな成長を支えるとともに、安心してこどもを産み育てられるまちづくりをすすめます。

生まれ育った環境に左右されることなく、こどもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、可能性を発揮することができる社会を築きます。





基本方向 ② 未来が輝く 生きる力を育む

こどもたち一人ひとりが思い描く幸せな人生を築いていけるよう、こどもたちが新しい時代を切り拓くために必要となる生きる力を、社会全体で育むまちづくりをすすめます。

こどもたちが、等しく安全・安心に質の高い教育を受けることができるよう、個々に応じた支援や環境づくりに取り組みます。

基本方向 ③ 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる

次代を担う人材の健全な育成を図るため、地域と連携し、見守り育てる社会づくりに取り組むとともに、自然や動物等に触れ、驚きと発見、喜びや感動を体験できる機会を創出し、豊かな人間性が育まれる環境をつくります。

こどもたちの主体的な活動を応援し、挑戦する意欲を育むとともに、自由な発想を大切にするまちづくりをすすめます。

都市像 3

ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち

住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりや支えあう心が広がり、年齢、障がいの有無や経済状況等にかかわらず、すべての市民が安心感を持って、はつらつと活躍できるまちをめざします。

基本方向 ① 支えあう地域をともにつくる

市民一人ひとりが世代や社会的背景等を超えて、支えあいながら暮らすことができる社会を築くため、「ちゅいしいじい」の心を醸成するとともに、企業やNPO等の様々な団体が地域の福祉活動に参画する機運を高め、互いに協力する体制づくりをすすめます。





基本方向 ② 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く

高齢者や障がい者等が安心して自分らしく暮らし続けられるよう、医療や生活支援等のサービスが包括的に確保される体制づくりをすすめます。

経済的な理由や社会からの孤立により困難を抱える市民の生活と自立を支え、一人ひとりが地域社会の一員として安心して暮らすことができる環境をつくれます。

基本方向 ③ 生涯の健康づくりを支える

市民一人ひとりが生涯にわたって健やかで心豊かに暮らしていくことができるよう、地域・医療機関等と連携し、疾病の予防と対策をすすめるとともに、ライフステージに応じた健康づくりを促進します。

都市像 4

人と産業の成長を支え 発展し続けるまち

スポーツや音楽を中心としたエンタテインメントの力と、地域の魅力を活かした観光を推進するとともに、東海岸に臨むリゾート拠点の創出を展望するなど、内外を魅了する観光都市の実現に取り組みます。また、観光を基軸とし、広域的な連携の強化や関連産業への波及効果の増大に取り組むとともに、商工業や農水産業など調和のとれた産業の振興を図り、稼ぐ力を高めます。

働く意欲が就労につながり、だれもが活躍できる環境をつくとともに、活力あふれる企業が集積し、新たな価値が生み出されるまちをめざします。

基本方向 ① 経済の活性化をけん引する観光を推進する

恵まれた環境を活かしたスポーツツーリズムを展開するとともに、エイサー・島唄・ロック等の個性的な文化をはじめ、魅力的な地域資源を磨き上げ、その価値を内外に発信します。

新たな魅力となる観光資源の創出に取り組むとともに、安全で快適に観光を楽しむことができる環境づくりをすすめます。





基本方向 ② 商工業の振興を図り 地域経済の活力を高める

国際色豊かな街並みや個性あふれる商いの場、様々な拠点施設を有する中心市街地については、その魅力を際立たせ、人びとが集い巡る、にぎわい空間を創出します。

伝統と革新によるものづくり産業の振興を図るとともに、地域を支える企業の振興や地域活性化の呼び水となる企業の誘致に取り組みます。

基本方向 ③ 魅力的なビジネス環境をつくる

一人ひとりが自らの能力を発揮できる多様な雇用と、生活と調和した柔軟な働き方の実現により、だれもが満ちたりた暮らしをおくることができる社会を築きます。

創業を志す意欲的な人材を後押しするとともに、産業を担う人材の育成に取り組みます。

基本方向 ④ 環境と共生する力強い農水産業を展開する

収益性の高い都市近郊型農業をすすめるとともに、資源管理型漁業等に取り組み、本市の特性を活かした農水産業を振興します。

他産業との連携等により、農水産業の裾野を広げるとともに、ブランド化や先端技術の導入による高付加価値化を図るなど、産業としての競争力強化につなげます。

都市像 5

環境と調和し 安心して住み続けられるまち

環境にやさしい取り組みを社会全体ですすめ、豊かな自然を未来へ継承するとともに、安全・安心な生活環境をつくれます。

強さとしなやかさを備えた快適で魅力ある都市を築くとともに、海と空の国際ゲートの実現を展望するなど、都市のさらなる発展をめざします。

基本方向 ① 環境と共生する社会を築く

亜熱帯海洋性気候に育まれた豊かな自然を将来世代につなげるため、市民や自治会、企業等と連携し、低炭素社会・循環型社会づくりや環境と共生する地域づくりをすすめるとともに、地域における環境美化活動を促進します。

基本方向 ② 地域の防災力と安全力を高める

市民のいのちや暮らしを守るため、「自助・共助・公助」の考えのもと、地域防災力の向上や消防・救急機能の充実を図るなど、防災・減災に向けた取り組みをすすめます。

また、地域や関係団体と一体となった防犯・交通安全対策をすすめるとともに、消費生活に関する相談等、消費者被害の防止に向けて取り組みます。





基本方向 ③ 快適で良好な都市を創出する

本市の歴史や文化、自然等の特性を活かした秩序ある土地利用と景観の形成を推進するとともに、豊かな緑の創出や健全な市街地の形成を図るなど、沖縄市らしい都市空間づくりをすすめます。

スポーツコンベンション拠点の形成をめざし、環境に配慮した東部海浜開発地区の整備の促進と滞在型リゾートの構築に取り組みます。

基本方向 ④ 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する

新たな交通システムの導入を視野に、総合的な交通ネットワークの形成や広域的な道路網の整備を促進し、地域の活性化をめざします。

市民の生活や活動を支える安全で快適な道路の整備を推進するとともに、公共交通サービスの利用を促進します。

基本方向 ⑤ 心やすらぐ住みよい環境をつくる

良好な住環境の形成に向け、住生活の安定の確保と向上促進を図るとともに、地域や企業等と連携し、レクリエーションや憩いの場となる公園と緑地の整備をすすめます。

また、安全な水の安定供給を維持するとともに、計画的な生活排水対策や雨水の浸水対策を推進します。

基本構想の推進に向けて

本市の将来像である国際文化観光都市の実現に向け、市民や自治会、教育機関、NPO、企業等の多様な主体と本構想で描く都市像を共有し、それぞれの強みを活かしたまちづくりをすすめ、将来にわたり持続可能な行政運営をめざします。

基本方向 ① ともに考え ともに創るまちづくり

社会の成熟化に伴い、価値観の多様化や社会参加意識が高まる中で、旺盛な行政需要に対応するためには、行政とともに、市民や様々な団体が連携したまちづくりをすすめることがより重要となります。

開かれた市政のもと、多様な主体が想いをひとつに、それぞれの持つ資源等を最大限に活かしながら、地域課題の解決や時代の潮流に対応した取り組みをすすめます。

基本方向 ② 将来を見据えた行財政運営の推進

時代とともに複雑化・高度化する課題や市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、不断の行財政改革に取り組む必要があります。

市民の満足度を高めるため、長期的な視点に立って、限られた人材や財源等をより効果的・効率的に活用する行財政運営と先端技術等を駆使した行政サービスの提供に取り組むとともに、職員力の向上を図り、市民に親しまれ信頼される市役所をめざします。



第5次沖縄市総合計画 施策体系図

都市像5					都市像4											
環境と調和し 安心して住み続けられるまち					人と産業の成長を支え 発展し続けるまち											
基本方向5	基本方向4	基本方向3	基本方向2	基本方向1	基本方向4	基本方向3	基本方向2	基本方向1								
心やすらぐ住みよい環境をつくる	暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する	快適で良好な都市を創出する	地域の防災力と安全力を高める	環境と共生する社会を築く	農水産業を展開する環境と共生する力強い農水産業を展開する	魅力的なビジネス環境をつくる	商工業の振興を図り地域経済の活力を高める	経済の活性化をけん引する観光を推進する								
基本構想の推進																
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓								
5503	5502	5501	5401	5302	5301	5203	5202	5201	5101	4401	4301	4202	4201	4103	4102	4101
健全で安定的な上下水道の事業を推進する	魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する	住生活の安定的な確保に取り組む	安全で快適な交通環境を整備する	東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する	地域の特性を活かした快適な都市を形成する	防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く	消防・救急・救助体制を強化する	強さとしなやかさを備えたまちを築く	地球環境にやさしくきれいなまちを築く	多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する	雇用の安定と創業支援の充実を図る	ものづくり産業の振興と企業誘致に取り組む	商業・中小企業の振興と中心市街地の活性化を図る	観光環境の整備をすすめる	スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する	地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む
③上下水道事業の健全経営の推進 ②下水道施設の整備	①計画的な公園の整備 ②地域とともに育む緑と花の空間創出	①市営住宅の長寿命化と計画的な建替え ②安全・安心な住環境の向上促進	①総合的な交通体系構築の促進と道路整備 ②地域公共交通の利便性向上と交通拠点の形成	①「潮乃森」の早期整備促進と土地利用計画の推進 ②豊かな環境と共生した取り組み	①将来を見据えた土地利用の推進 ②魅力ある景観の創出とユニバーサルデザインの推進 ③火葬場の整備と墓地対策の推進 ④中心市街地の都市機能向上とまちなか居住促進	①地域における防犯体制・環境の充実 ②消費者被害防止対策の推進 ③交通安全の確保	①防災・減災対策の推進 ②地域防災力の向上 ③災害を受けた市民への支援	①多様化する災害事故への迅速かつ的確な対応 ②火災予防対策の推進 ③地域企業等と連携した救護体制の拡充	①防災・減災対策の推進 ②地域防災力の向上 ③循環型社会づくりの推進	①自然環境と生活環境の保全 ②地球温暖化対策の推進 ③持続可能な水産業の振興	①魅力ある農業の振興 ②優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化 ③多様な働き方と就業環境づくりの支援	①魅力ある農業の振興 ②優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化 ③持続可能な水産業の振興	①物産と工芸の振興 ②工業地域の活性化 ③企業誘致の推進	①安全・安心・快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり ②東部海浜開発地区「潮乃森」の価値を高める企業誘致の推進	①スポーツコンベンションの推進 ②モータースポーツの振興	①沖縄アリーナを活かした地域活性化 ②沖縄こどもの国の魅力向上 ③エイサーを活用した観光誘客 ④音楽によるまちづくりの推進 ⑤効果的なプロモーションの展開
計画の推進																

都市像3			都市像2				都市像1																
ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち			夢を抱き 未来を拓く こどものまち				平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち																
基本 方向 3	基本 方向 2	基本 方向 1	基本 方向 3	基本 方向 2	基本 方向 1	基本 方向 4	基本 方向 3	基本 方向 2	基本 方向 1														
生涯の健康づくりを支える	暮らしを支え だれもが安心して暮らせる社会を築く	支えあう地域をともにつくる	豊かな心と挑戦する意欲を 育む環境をつくる	未来が輝く 生きる力を育む	こどもの育ちと子育てを 支援する	魅力ある地域社会を築く	生涯にわたる学習と スポーツを推進する	文化を活かし まちの魅力を創出する	平和と人権尊重の心を 次世代につなぐ														
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓														
3301	3203	3202	3201	3101	2302	2301	2204	2203	2202	2201	2104	2103	2102	2101	1402	1401	1301	1201	1103	1102	1101		
ライフステージに応じた健康づくりを推進する	自立に向けた安定的な暮らしと 社会参加を促進する	障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援 最大限に発揮できるまちをつくる	高齢者が躍動する社会づくりを推進する	地域共生社会を推進する	青少年の健全育成を推進する	こどもの主体的な取り組みを応援する	安全・安心に教育を受けられる環境をつくる	個に応じた支援を推進する	確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する	幼児教育を推進する	こどもの発達や学びの連続性をふまえた 環境をつくる	こどもを大切に育てるための環境をつくる	親子の健康を守りこどもの発達を促進する	親子の健康を守りこどもの発達を促進する	質の高い保育・幼児教育の提供と すべてのこどもが通園できる環境の構築を推進する	こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	認め合い支えあう地域づくりを推進する	つながりを活かした幅広い交流を促進する	学び・スポーツができる環境をつくる	いつでもどこでもだれでも 文化によるまちづくりを推進する	基地対策を包括的に推進する	人権を尊重する地域社会づくりを推進する	平和の尊さを継承し発信する
④感染症対策の推進 ⑤国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施	①自ら取り組む健康づくりの推進 ②生活習慣病対策の推進 ③こどもの健康づくりの推進 ②生活困窮者の自立促進 ③生活保障と自立支援	①障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援 ②障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり	①福祉のまちづくりの推進 ②福祉コミュニティの充実	①福祉のまちづくりの推進	①健全育成に向けた環境づくり ②沖縄こどもの国の充実	①こどもの声を活かしたまちづくり ②こどもの文化・スポーツ活動への支援	①学校の安全確保と施設整備 ②就学にかかる負担軽減	①こどもの発達や学びの連続性をふまえた環境をつくる ②多様な教育ニーズへの対応	①不登校児童生徒等への総合的な支援 ②多様な教育ニーズへの対応	①調和のとれた知・徳・体の育成 ②教員の資質向上と負担軽減 ③地域と連携した学校づくりの推進	①市立幼稚園の充実 ②保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化	①子育て力の向上支援 ②要保護児童等への支援 ③地域における子育て支援とこどもの多様な居場所づくり	①母子保健の推進 ②発達の気になる子への支援 ③こども医療費の助成	①子育て力の向上支援 ②要保護児童等への支援 ③地域における子育て支援とこどもの多様な居場所づくり	①多様な保育サービスの提供 ②認可外保育施設への支援 ③こども誰でも通園制度の実施	①こどもたちの夢や希望をもてる社会づくり ②すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり	①信頼し支えあう地域づくりへの支援 ②地域コミュニティ活動拠点施設の整備 ③多文化共生の推進	①国内交流の推進 ②国際交流の推進	①生涯学習の推進 ②地域活動と学びの支援 ③市民スポーツの推進	①コザ文化の継承・発展 ②文化芸術の振興 ③戦後文化の発信と歴史学習の支援 ④文化財の保存と活用	①基地から派生する諸問題への対応 ②統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応 ③日米地位協定の抜本的な見直し	①人権意識の普及と権利擁護体制の充実 ②虐待等の防止と支援体制の強化 ③男女共同参画社会づくりの推進	①平和の尊さを継承し発信する ②市民の主体的な平和活動への支援

基本構想

後期基本計画

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030

後期基本計画 部門別計画



第5次沖縄市総合計画 後期基本計画の策定方針

令和6年8月27日決裁

1 計画策定の趣旨

本市のまちづくりの総合的な指針として、2021年度(令和3年度)に、基本構想(2021年度～2030年度)と前期基本計画(2021年度～2025年度)からなる第5次沖縄市総合計画をスタートさせ、将来像である国際文化観光都市の実現に向けて取り組んできた。

2025年度(令和7年度)に前期基本計画の計画期間が終了することから、基本構想において掲げた都市像等を推進するために、2030年度(令和12年度)を目標年次とする向こう5年間の「後期基本計画」を策定するものとする。

2 計画策定の基本方針

後期基本計画については、以下の方針に沿って策定する。

(1) 第5次沖縄市総合計画基本構想を推進する計画づくり

国際文化観光都市宣言の理念をふまえ策定された第5次沖縄市総合計画基本構想の都市像等を推進するために、沖縄市がめざす向こう5年間の施策が体系的に明らかにされた計画とする。

(2) 市民との協働によるわかりやすい計画づくり

市民との協働をふまえ、市民意見を広く反映するとともに、めざす将来像や取り組みの方向性などを共有できる計画とする。

(3) 沖縄市の個性を活かした計画づくり

まちづくりに関する各種宣言等の理念はもとより、歴史・文化・風土など沖縄市の個性を活かした計画とする。

(4) 時代潮流に対応しうる計画づくり

人口減少や社会経済情勢の変化、地方分権、持続可能な開発目標(SDGs)など、時代の潮流に的確に対応できる計画とする。

(5) 効率的かつ効果的な行財政運営に資する計画づくり

EBPM(根拠に基づく政策立案)の考え方を意識し、事務事業の目的・目標・成果を明確化するとともに、PDCAサイクルをふまえた業務改善や財政収支見通しに基づく選択と集中など、効率的かつ効果的な行財政運営および組織の総合力推進に資する計画とする。

また、類似または関連の深い計画については一体的な策定を図るとともに、同一目的の施策は統合するものとする。

3 計画策定の方法と組織体制

後期基本計画の策定にあたっては、沖縄市総合計画策定に関する規程に基づき、総合計画審議会および総合計画策定委員会における審議・検討をおこなうとともに、広く市民の声を反映するものとする。

また、デジタルの活用も視野に効率的かつ効果的な計画づくりをおこなうものとする。

(1) 市民の声を反映させるため、次の事項を実施する。

- ① 市民アンケートによる生活環境意識調査を反映する。
- ② 市民や団体との協働による会議を開催する。
- ③ こどもの意見を聴き取り反映する。
- ④ オンラインプラットフォームを活用した意見の収集をおこなう。
- ⑤ 総合計画審議会において市民委員を公募する。
- ⑥ 議会や市政懇談会、その他関係部局において把握している市民意見を反映する。
- ⑦ パブリックコメントを実施する。

(2) 各部局に策定主任および主任補佐を置き、部門別計画案を作成するとともに、総合計画策定委員会において審議をおこない、基本計画の案を策定するものとする。

(3) 総合計画策定委員会をふまえた基本計画の案については、沖縄市総合計画審議会に諮問し、答申を得るものとする。

後期基本計画(部門別計画)の見方

後期基本計画(部門別計画)は、都市像1から5、「基本構想の推進に向けて」の6つで構成され、それぞれに、「現状と課題」や今後5年間で取り組む具体的な「施策」と「施策の方向」等を掲載しています。

■施策・施策の方向

都市像の実現に向けた取り組みを「施策」とし、その具体的な内容を「施策の方向」としています。

基本方向 1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

施策 01

平和の尊さを継承し発信する



施策の方向

1 平和行政の推進

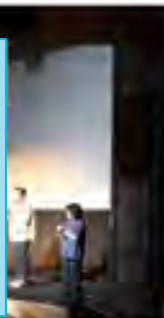
「沖縄市民平和の日を定める条例」の理念にもとづき、記念行事や平和月間など、多様なテーマで平和を考える機会を提供し、内外に広く平和を発信するとともに、平和教育の充実および若い世代に向けた効果的な周知・普及に取り組む。悲惨な沖縄戦の教訓や、米軍統治から本土復帰までの歩みなど、後世に語り継ぐべき歴史を振り返り、平和を学べるよう、戦跡めぐりや平和講座を開催するとともに、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える担い手を育成する。また、観光と連携した平和学習の促進を図るとともに、映像・資料等のデジタル化をすすめるなど、平和学習コンテンツ等の充実に取り組む。

2 市民の主体的な平和活動への支援

市民一人ひとりが平和について考え向き合うことができるよう、市民・NPO等による平和活動を効果的に支援するとともに、慰霊祭の開催をはじめ、平和について学び、その思いを未来へ受け継ぐ平和大使の育成や活動促進、ネットワークづくりに継続して取り組む。

■施策の目標値

施策の達成度や成果を測るために設定した指標です。令和6(2024)年度の実績を現状値とし、令和12(2030)年度に達成をめざす目標値を記載しています。



■主な事業や取り組み

施策の方向に基づいて、実施する具体的な事業や取り組みです。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
平和活動に取り組む個人や団体の数	個人:184人 団体:11	個人:220人 団体:15	個人:平和大使、市民の眼・平和写真館応募者、平和講座受講者等 団体:平和月間参加団体

●関連する部門別計画や指針など

-第2次沖縄市平和事業推進アクションプラン

●主な事業や取り組み(策定時点)

-平和行政推進事業
-沖縄市遺族会補助費
-慰霊祭記念誌費

■関連する部門別計画や指針など

施策に関連する本市の計画や条例、指針などを記載しています。

現状と課題

■現状と課題

施策に関係する国や県の動向、本市における現在の状況や課題を、施策の方向ごとにまとめています。

1 平和行政の推進

本市は、日本国憲法の理念にもとづき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意し、昭和60(1985)年に「核兵器廃絶平和都市宣言」をおこなった。また、すべての人が等しく平和で、豊かな生活がおくれるまちづくりをすすめるため、「沖縄市民平和の日」を定める条例(平成5(1993)年)を制定し、毎年8月1日から9月7日までを平和月間と定め、「原爆と戦争展」や児童館での平和学習会等開催するとともに、平和大使ソングや平和イメージキャラクター「キューナ」を活用した啓発活動に取り組んできた。

令和5(2023)年度のアンケート調査では、沖縄市民平和の日を知っている市内小中学生の割合が27.5%と低く、若い世代の認知度の低さが課題となっている。戦後80年が経過する中、沖縄戦の体験・記憶が風化しないよう、「第2次沖縄市平和事業推進アクションプラン」にもとづく各種取り組みを充実させるなど、平和行政を推進する必要がある。

平和学習については、平成6(1994)年度から、沖縄戦や戦後27年間続いた米軍統治時代の実相を伝える手法の一つとして、米軍嘉手納基地内に所在する沖縄戦降伏調印式の碑などを巡る「沖縄市戦跡めぐり」を実施するとともに、平和に関する映像や資料等を作成し、ホームページやSNS等で情報発信をおこなっている。戦争体験者の高齢化により、語り部の確保が年々難しくなってきていることをふまえ、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える人材を育成する必要がある。

2 市民の主体的な平和活動への支援

本市は、市民参加型の「市民の眼-平和写真展」の開催や市民等が主催する平和企画の募集など、市民が主体となった平和活動を支援している。多くの市民が平和に関心を持ち、主体的な平和活動が広がるよう、活動支援の充実を図る必要がある。

平成3(1991)年度から始まった平和大使研修では、平和学習や平和交流をとおして戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを学び、平和への思いを継承していく人材を育成している。研修終了後の大使間のネットワーク構築が課題となっているため、研修の中で大使同士のつながりを強めつつ、市と歴代大使との協力関係の構築に取り組む必要がある。

遺族会との連携のもと、コザ・美里地域にて慰霊祭を開催しているが、遺族の高齢化や会員の減少が進行していることから、今後、遺族会の運営が困難になる可能性がある。

平和への思いと豊かな文化が息づき一人ひとりが輝き交流するまち



参考

平和活動に取り組む個人や団体の数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人:178人 団体:11	個人:164人 団体:10	個人:184人 団体:11

■参考

施策の目標値として設定した指標の過年度の実績値です。

用語の解説

■沖縄市民平和の日

1945年9月7日、旧琉球村森相において、日本とアメリカの間で沖縄戦の降伏調印式がおこなわれ、公式に沖縄戦が終結した。本市は、平成5年より、沖縄戦終結となる9月7日を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、8月1日から9月7日までを「平和月間」と位置づけている。

■用語の解説

専門用語等の解説です。

都市像1

平和への思いと豊かな文化が息づき
一人ひとりが輝き交流するまち



施策 01 平和の尊さを継承し発信する

施策の方向

1 平和行政の推進

「沖縄市民平和の日を定める条例」の理念にもとづき、記念行事や平和月間など、多様なテーマで平和を考える機会を提供し、内外に広く平和を発信するとともに、平和教育の充実および若い世代に向けた効果的な周知・啓発に取り組む。

悲惨な沖縄戦の教訓や、米軍統治から本土復帰までの歩みなど、後世に語り継ぐべき歴史を振り返り、平和を学べるよう、戦跡めぐりや平和講座を開催するとともに、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える担い手を育成する。

また、観光と連携した平和学習の促進を図るとともに、映像・資料等のデジタル化をすすめるなど、平和学習コンテンツサイト等の充実に取り組む。

2 市民の主体的な平和活動への支援

市民一人ひとりが平和について考え向き合うことができるよう、市民・NPO等による平和活動を効果的に支援するとともに、慰霊祭の開催をはじめ、平和について学び、その思いを未来へ受け継ぐ平和大使の育成や活動促進、ネットワークづくりに継続して取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
平和活動に取り組む個人や団体の数	個人:184人 団体:11	個人:220人 団体:15	個人:平和大使、市民の眼・平和写真展応募者、平和講座受講者等 団体:平和月間参加団体

● 関連する部門別計画や指針など

・第2次沖縄市平和事業推進アクションプラン
(令和6～令和15年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

・平和行政推進事業
・沖縄市遺族会補助金
・慰霊祭慰霊塔費

現状と課題

1 平和行政の推進

本市は、日本国憲法の理念にもとづき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意し、昭和60(1985)年に「核兵器廃絶平和都市宣言」をおこなった。また、すべての人が等しく平和で、豊かな生活がおくれるまちづくりをすすめるため、「沖縄市民平和の日を定める条例(平成5(1993)年)」を制定し、毎年8月1日から9月7日までを平和月間と定め、「原爆と戦争展」や児童館での平和学習会等開催するとともに、平和大使ソングや平和イメージキャラクター「キューナ」を活用した啓発活動に取り組んできた。

令和5(2023)年度のアンケート調査では、沖縄市民平和の日を知っている市内小中学生の割合が27.5%と低く、若い世代の認知度の低さが課題となっている。戦後80年が経過する中、沖縄戦の体験・記憶が風化しないよう、「第2次沖縄市平和事業推進アクションプラン」にもとづく各種取り組みを充実させるなど、平和行政を推進する必要がある。

平和学習については、平成6(1994)年度から、沖縄戦や戦後27年間続いた米軍統治時代の実相を伝える手法の一つとして、米軍嘉手納基地内に所在する沖縄戦降伏調印式の碑などを巡る「沖縄市戦跡めぐり」を実施するとともに、平和に関する映像や資料等を作成し、ホームページやSNS等で情報発信をおこなっている。戦争体験者の高齢化により、語り部の確保が年々難しくなっていることをふまえ、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える人材を育成する必要がある。

2 市民の主体的な平和活動への支援

本市は、市民参加型の「市民の眼・平和写真展」の開催や市民等が主催する平和企画の募集など、市民が主体となった平和活動を支援している。多くの市民が平和に関心を持ち、主体的な平和活動が広がるよう、活動支援の充実を図る必要がある。

平成3(1991)年度から始まった平和大使研修では、平和学習や平和交流をとおして戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを学び、平和への思いを継承していく人材を育成している。研修終了後の大使間のネットワーク構築が課題となっているため、研修の中で大使同士のつながりを強めつつ、市と歴代大使との協力関係の構築に取り組む必要がある。

遺族会との連携のもと、コザ・美里地域にて慰霊祭を開催しているが、遺族の高齢化や会員の減少が進行していることから、今後、遺族会の運営が困難になる可能性がある。



参考

平和活動に取り組む個人や団体の数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人:178人 団体:11	個人:164人 団体:10	個人:184人 団体:11

用語の解説

■ 沖縄市民平和の日

1945年9月7日、旧越来村森根において、日本とアメリカの間で沖縄戦の降伏調印式がおこなわれ、公式に沖縄戦が終結した。本市は、平成5年より、沖縄戦終結となる9月7日を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、8月1日から9月7日までを「平和月間」と位置づけている。

施策 02

人権を尊重する
地域社会づくりを推進する



施策の方向

1 人権意識の普及と権利擁護体制の充実

法務局等の関係機関と連携して特設人権相談所の定期的な設置を支援するとともに、学校や自治会等との連携強化に努め、学校教育や社会教育等とおして市民の人権意識高揚に取り組む。また、沖縄県が実施するパートナーシップ制度の認定を受けた方々に対する行政サービスの拡充に向けて取り組む。

認知症や障がい等により意思決定が困難な人が尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護や成年後見制度の普及・利用を促進する。また、医療・福祉をはじめとする様々な分野と連携し、身寄りのない高齢者への支援を強化するとともに、市民後見人の担い手養成や制度の円滑な利用に向けた相談支援等をおこなう。

2 虐待等の防止と支援体制の強化

児童、高齢者、障がい者等への虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・支援に向け、市民への通報義務等の意識啓発をおこなうとともに、関係機関とのネットワーク強化を図り、適切な相談支援や被害実態の把握を通じて、被害者およびその養護者に対する包括的な支援に取り組む。

3 男女共同参画社会づくりの推進

きらめきフェスタの開催をはじめ、啓発紙「きらめき」の発行、男女共同参画週間等におけるパネル展や各種講座の開催等とおして、男女共同参画社会の理念普及を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女の役割に関する固定観念(ジェンダーバイアス)の解消に取り組む。

沖縄市女性団体連絡協議会をはじめとする各種団体との協働により、さらなる男女共同参画社会の推進を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
人権に関するイベント等の参加者数	2,749人	4,866人	人権に関する各種講座・男女共同参画関連講座・きらめきフェスタ

● 関連する部門別計画や指針など

- ・第3次沖縄市男女共同参画計画
～ひと・きらめきプラン～(令和5～令和14年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・人権啓発費
- ・更生保護事業
- ・権利擁護推進事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・女性保護運営対策事業費
- ・老人保護措置費
- ・男女共同参画推進事業
- ・男女共同参画センター事業
- ・沖縄市女性団体連絡協議会補助金

現状と課題

1 人権意識の普及と権利擁護体制の充実

人権の尊重は、人類の普遍的な原理であり、本市はこれまで、学校教育や社会教育等をとおして人権教育を推進するとともに、法務局(人権擁護委員連絡会)等と連携し、人権教室や特設人権相談所の開設を支援している。女性、児童、障がい者、感染症患者等をとりにくく様々な人権問題をはじめ、在留外国人や性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、インターネット上の誹謗中傷など、問題が山積している。市民が人権尊重の理念について正しい理解のもと行動を選択できるよう、多様なテーマを通じた人権教育・人権啓発が求められており、今後も関係機関と連携しながら市民の人権意識高揚を図る必要がある。

また、令和3(2021)年度に実施した市民意識調査において、パートナーシップ制度が必要と答えた割合が80.2%となった結果をふまえ、沖縄県にて実施するパートナーシップ制度の周知や認定を受けた方々に対する行政サービスの拡充に向けて庁内連携を図る必要がある。

本市は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、地域包括支援センターや障がい福祉課等において、金銭管理や後見制度の相談支援等をおこなっている。今後、高齢者の増加が見込まれており、現在もサービス利用者に対して、制度が利用できるまでに時間を要していることから、市民後見人等担い手の養成等を継続するとともに、体制強化を検討する必要がある。

2 虐待等の防止と支援体制の強化

本市は、高齢者虐待の早期発見・支援に向け、地域包括支援センターで相談支援をおこなうとともに、被虐待高齢者を高齢者施設等で一定期間保護している。高齢者への虐待は、当事者に自覚がない場合や家族に遠慮して相談できない場合など、表面化しにくい特徴があるため、地域型地域包括支援センターや地域住民等による見守りなど、関係機関とのネットワーク充実に取り組むとともに、相談窓口・制度の周知をおこなう必要がある。

障がい者については、障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の早期発見・支援に向け、関係機関と連携を図り支援をおこなうとともに、必要に応じて虐待が認められる障がい者を施設等で一時的に保護している。

障がい者虐待の発生要因には、介護知識・技術不足や介護疲れ等が多く挙げられており、虐待している養護者等への支援が必要な場合もあることから、被虐待者および虐待者双方への包括的・継続的な支援が求められている。

本市は、「沖縄市こども家庭センター」を設置し、児童虐待等への相談・対応をおこなうとともに、DVや離婚問題など、女性が直面する複雑多様化した問題の解決を図るため、女性相談員を配置し、相談支援や緊急避難先の確保等をおこなっている。DVと児童虐待は家庭内で同時に発生することが多く、被害者はDVに対する認識が薄く、加害者が改心するのではないかと期待やあきらめの気持ちを抱えていることから、相談につながりにくい特徴がある。被虐待者が必要な支援につながるよう、アクセスしやすい相談の仕組みづくりの充実等に取り組む必要がある。

3 男女共同参画社会づくりの推進

国は、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより一層加速させるため、令和2(2020)年「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、ジェンダー平等に関する意識改革や女性のさらなる社会参画の促進、ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶等に向けた施策を展開している。

本市は、令和4(2022)年度に「第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」を策定し、きらめきフェスタの開催をはじめ、啓発紙「きらめき」の発行、男女共同参画週間等におけるパネル展や各種講座の開催等をとおして普及・啓発に取り組んでいる。

令和3(2021)年度に実施した市民意識調査において、家庭生活や職場など、多くの分野で「男性優遇」を感じていると回答した割合が高いことから、引き続き男女の役割に関する固定観念(ジェンダーバイアス)の解消に向けた効果的な普及啓発が求められている。

また、ワーク・ライフ・バランスについては、理想では「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」すべてを優先したいという回答が多かったのに対し、現実では「仕事」を優先しないといけないという回答が多くなっており、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい環境の整備に向けた取り組みが必要である。

沖縄市女性団体連絡協議会をはじめとする関係団体と協力し、きらめきフェスタ等のイベントを開催しており、今後も継続して加盟団体相互のネットワーク活動を支援していく必要がある。

参考

人権に関するイベント等の参加者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,729人	4,194人	2,749人

● 用語の解説

■ 特設人権相談所

那覇地方法務局やその支局で常時開設している相談所を常設人権相談所といい、市町村役場等で臨時的に開設する相談所を特設人権相談所という。本市では、毎月1回、市役所1階ロビーにおいて特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じている。



施策 03 基地対策を包括的に推進する

施策の方向

1 基地から派生する諸問題への対応

航空機騒音被害、米軍人等による事件・事故の他、提供施設・区域の管理や運用から生じる事案など、基地から派生する諸問題に対処するため、より幅広い関係機関との密な連携を図り、米軍人等に対する綱紀粛正の徹底や事件事故の再発防止を米側に強く求めるとともに、基地負担の軽減に向けて取り組む。

2 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応

「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において示されている嘉手納弾薬庫知花地区への施設配置計画に伴う諸問題については、引き続き地域や関係機関と協力しながら、解決に向けて取り組む。

また、返還予定地のキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、具体的な返還時期の開示および早期返還について、継続して日米両政府に求める。

3 日米地位協定の抜本的な見直し

市民の生命および財産、基本的な人権を守る観点から、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等との連携をさらに強化し、日米地位協定の抜本的な見直しを継続して日米両政府に求める。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
航空機騒音に係る環境基準達成状況	5局	5局	各測定局において環境基準（地域類型Ⅰ：57dB以下）の達成を継続

● 関連する部門別計画や指針など

- ・三連協活動方針（毎年度策定）
- ・軍転協事業計画（毎年度策定）

● 主な事業や取り組み（策定時点）

- ・基地渉外費

現状と課題

1 基地から派生する諸問題への対応

極東最大の基地と言われる嘉手納飛行場には、戦闘機や空中給油機など約100機の航空機が常駐しており、滑走路の延長上にある地域では、日常的な航空機騒音による被害を受けているため、場周経路の順守等を米側へ強く求めていく必要がある。

また、嘉手納飛行場では、F-15戦闘機の退役に伴い外来機がローテーション展開されており、本市としても、戦闘機の配備入れ替えが航空機騒音被害の増大につながらないように、飛行経路等を注視するとともに、周辺住民への配慮と安全の確保に留意するよう米側へ強く求めていく必要がある。

毎年発生している米軍人等の事件・事故に対しては、三連協等と連携しながら抗議・要請しているものの、近年は増加傾向が続いているため、発生件数の減少に向け、今後も米軍人等に対する綱紀粛正の徹底と再発防止を米側へ強く求めていく必要がある。

その他、基地からの生活排水流出による悪臭や、基地内施設における火災等、提供施設・区域における管理については、引き続き通報体制を含む対応など解決に向けて取り組む必要がある。

2 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応

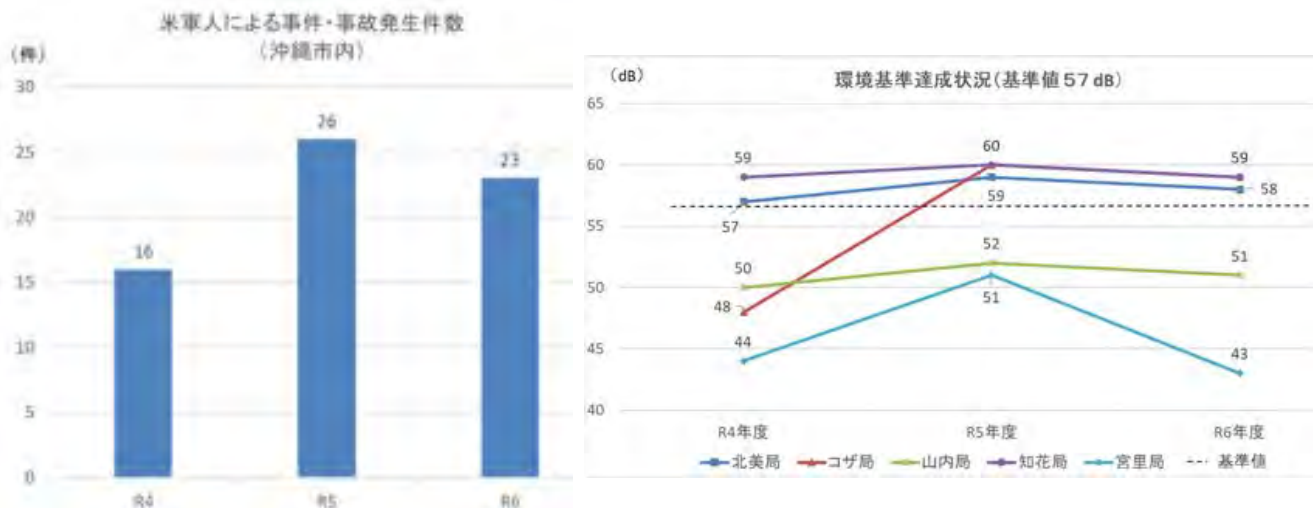
平成25(2013)年4月に日米両政府より「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、牧港補給地区の倉庫群の一部とキャンプ瑞慶覧のスクールバス関連施設が、嘉手納弾薬庫知花地区へ移設される計画が示されており、令和4(2022)年1月には統合計画の見直しにより区域が拡張されることが日米合同委員会において合意されている。施設配置計画に伴う諸問題の解決に向け、引き続き地域や関係機関と連携を図っていく必要がある。

また、令和6(2024)年度またはその後に返還が示されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、返還後の円滑な跡地利用を図るため、平成27(2015)年度から先行取得に取り組んでいる。返還までの間日米が共同で利用できるよう、令和6(2024)年3月31日より緑地ひろばとして一般開放されているものの、具体的な返還時期等が示されていないため、今後も継続して関係機関と連携し情報を求める必要がある。

3 日米地位協定の抜本的な見直し

日米両政府は、「環境補足協定」および「軍属に関する補足協定」を締結しているが、日本側からの被疑者の起訴前に拘禁移転要請に応ずる等の事件・事故に関する見直しも含め、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等の関係機関と連携し、継続的に、日米地位協定の抜本的な見直しを求めていく必要がある。

参考



用語の解説

■ 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)

県内に所在する米軍、自衛隊の使用地および未利用地の跡地について、県、市町村間の連絡を密にし、その利・転用の促進を図るとともに、米軍基地および自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図り、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする協議会。

■ 嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会(三連協)

嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、沖縄市、北谷町、嘉手納町の共通課題について共同で対処することを目的とする三市町連絡協議会。

施策 01

文化によるまちづくりを推進する



施策の方向

1 コザ文化の継承・発展

本市の個性豊かな文化を市民が誇り、文化活動への積極的な参加を促進するため、地域のエイサー活動への支援やエイサー会館のコンテンツ充実等による、エイサー文化の活性化を図るとともに、学校教育との連携に取り組む。

また、ミュージックタウン音市場において音楽資料を活用した本市特有の音楽文化を伝える展示イベントを開催するなど、コザ文化の継承・発展に取り組む。

2 文化芸術の振興

市民が主体となった文化活動や文化芸術団体の活動を支援するとともに、文化芸術における催事に関して市内公共施設を有効活用するなど、市民が気軽に文化芸術に親しむ機会を創出する。

また、文化振興の拠点施設については、多くの市民が安心して利用できるよう維持管理に取り組む。

3 戦後文化の発信と歴史学習の支援

沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリートにおいて、常設展示や企画展の充実を図るとともに、観光分野との効果的な連携や各展示における多言語化などをすすめ、戦後文化の発信に取り組む。

市民の「沖縄市」の歴史認識を深めるため、沖縄市史の計画的な発刊や、市史資料の収集およびデジタル化に取り組むとともに、効果的な情報発信をおこなう。

4 文化財の保存と活用

長い歴史の中で生まれ、先人たちによって今日まで守られてきた貴重な文化財の保護に向け、文化財の調査や指定等をすすめる。

また、保護意識の向上を図るため、調査報告書等を計画的に発刊するとともに、学校教育や社会教育の場をとおして、魅力ある展示会や講座を開催する。

国指定名勝「アマミクヌミ」に追加指定された越来グスクをはじめとする市内文化財の効果的・計画的な保存活用に向け、地域や民間団体、関係部局と連携し、文化財保存活用地域計画等の策定に取り組む。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
市内文化芸術施設の来場者数	136,639人	190,751人	あしびなー、芸能館、エイサー会館、ミュージックタウン音市場・音楽広場、ヒストリート

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市文化財保護条例(昭和50年度)
- ・文化財整備活用基本計画(平成20年度策定)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・エイサー会館事業
- ・文化芸術推進事業
- ・戦後文化資料等展示事業
- ・文化財保存活用事業
- ・市内遺跡発掘調査事業

現状と課題

1 コザ文化の継承・発展

本市は、戦後米軍基地の影響を受けながらも、エイサーをはじめ、ロックやジャズ、沖縄民謡、琉舞など、伝統文化と異文化が融合した独自の文化(コザ文化)を形成してきた。

本市では、平成19(2007)年に「エイサーのまち宣言」をおこない、幼児や児童に向けたエイサー講座の実施や拠点施設であるエイサー会館での演舞・三線体験プログラムの提供などに取り組んでいる。エイサー活動を担う青年会については、活動が中断していた地域で再結成が見られるものの、会員数が減少傾向にあるため、伝統文化の継承と将来の担い手となる若者世代の人材育成に取り組む必要がある。

また、ミュージックタウン音市場を拠点とした音楽によるまちづくりを展開し、多彩な音楽鑑賞機会の提供や、音楽情報の発信をおこなっているが、本市特有の音楽文化を伝える取り組みが十分とは言えない状況にある。

2 文化芸術の振興

本市は、文化振興を図るため、沖縄市文化芸術祭を開催するとともに、沖縄市文化協会および沖縄市芸能団体協議会の活動や、市民の文化芸術活動を支援している。

文化芸術活動の拠点となる沖縄市民会館は、昭和55(1980)年に会館して以降、年間約9万人に利用され、本市のみならず沖縄県の文化振興に寄与してきたが、老朽化に伴う大規模な改修が必要となっており、令和7(2025)年4月より休館している。沖縄市民小劇場あしびなーについては、観客と演者との距離が近く、臨場感あふれる舞台を楽しめる空間として評され、沖縄の伝統芸能をはじめとした公演等がおこなわれているが、耐用年数を超過した設備が複数あり、更新が必要となっている。

3 戦後文化の発信と歴史学習の支援

本市は、「沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリート」における常設展示や企画展の開催、情報誌「KOZA BUNKA BOX」の発刊等を通じて、戦後歴史情報と文化情報を国内外に発信している。

沖縄市史については、自治会や郷友会、沖縄県公文書館等の協力のもと、沖縄市史編集基本構想にもとづき、第五巻移民編を発刊するとともに、第六巻戦後編の作成に取り組んでいる。今後は、市史の計画的な発刊や資料収集、デジタル化等をおこなうとともに、コザまちまーい等と連携し、観光資源としての活用に取り組む必要がある。

また、これまでに発刊した市史や収集した資料について、SNS等も含めた新たな広報手段の活用を検討する必要がある。

4 文化財の保存と活用

本市には、国指定名勝「アマミクヌムイ」に指定されている越來グスクの国指定1件をはじめ、東南植物楽園等の国登録5件、泡瀬の京太郎等の県指定2件、古謝のビジュルや知花花織等の市指定24件の文化財がある。

これまで、文化財の指定に向けた調査および報告書の作成や文化財の保護意識の向上を図る講座の開催、越來グスクの保全等に取り組んでいる。

文化財には、教育のみならず観光資源としても高いポテンシャルがあるため、効果的・計画的な保存活用に向け、取り組みの手法および体制の検討に取り組む必要がある。

参考

市内文化芸術施設の来場者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
106,129人	140,691人	136,639人

●用語の解説

■コザ文化

戦後、基地のまちと言われたコザで、伝統文化や異文化など多様な文化が融合し、エネルギーでパワフルな新しい文化空間を創出したことから、チャンプルー文化を代表する戦後沖縄の象徴的な文化概念を言う。

■エイサーのまち宣言

市民の誇る貴重な地域資源「エイサー」の魅力を存分に活かし、文化による地域活性化を図るとともに、エイサーのまちという地位を確固たるものとすべく、平成19年6月13日に宣言をおこなった。

■コザまちまーい

地元をよく知るガイドと一緒に、商店街や穴場スポットを歩くことで、沖縄市の魅力を感じることできるツアー。

■アマミクヌムイ

琉球開闢神話における開闢神アマミクが造ったムイ(杜・森)。琉球開闢神話伝承地として知られる代表的な聖地(御嶽:ウタキ、城:グスク)。



施策 01

いつでもどこでもだれでも学び・
スポーツができる環境をつくる



施策の方向

1 生涯学習の推進

「沖縄市生涯学習推進基本方針」の理念のもと、市民の生涯学習に対する一層の理解を深め、生涯学習活動への積極的な参加を促進するため、各種団体との連携や子ども・若者をはじめとする市民の主体的な参画による生涯学習フェスティバルの充実や生涯学習ガイドブック等による情報発信に取り組むとともに、学びの機会創出や学習意欲向上のため、社会課題・地域課題や市民ニーズをふまえた出前講座を開催する。

2 地域活動と学びの支援

郷土博物館において調査・収集した資料を活用した展示会や講座等を開催するとともに、市立図書館における図書資料および電子書籍を充実する。

市民の主体的な学びと活動を促進するため、地域および社会教育団体がおこなう各種活動や講座等の開催を支援するとともに、文化センターについては、施設のコネクトや機能に関する調査・研究をおこない、改修に向けて取り組む。

3 市民スポーツの推進

スポーツの楽しさを体験できるイベント等の開催や障がい者スポーツの普及促進に取り組むとともに、地域で活動する各種スポーツ団体を支援し、スポーツ指導者の育成・活用を図る。

学校体育施設の開放や総合運動場の施設整備・備品貸出をおこなうなど、生涯をとおして自由にスポーツができる環境づくりに取り組み、市民のスポーツ活動を促進する。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
生涯学習フェスティバルの参加人数	8,781人	10,000人	各コーナーにおける延べ体験者数
スポーツ施設利用者数	870,926人	957,420人	コザ運動公園体育施設、学校体育施設

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市生涯学習推進基本方針(令和6年度策定)
- ・第2期沖縄市スポーツ推進計画(令和6～令和10年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・生涯学習のまちづくり事業
- ・博物館自主事業
- ・スポーツ振興事業
- ・学校体育施設開放事業
- ・総合運動場整備事業

現状と課題

1 生涯学習の推進

国は、「令和5年度文部科学白書」において、一人ひとりが生涯をととして学ぶことができる環境づくりなど、生涯学習社会実現のための取り組みをすすめているとしており、本市においても、学びの機会の創出および市民の学習意欲の向上に向けて、生涯学習フェスティバルの開催や生涯学習ガイドブックの発刊等に取り組んでいる。

また、令和7(2025)年3月に策定した「沖縄市生涯学習推進基本方針」にもとづき、市民が生涯にわたって学習できる環境づくりをすすめていく必要がある。

2 地域活動と学びの支援

本市は、市立図書館の図書資料および電子書籍の購入や郷土博物館における歴史や文化、自然に関する資料の収集・展示など、社会教育施設の機能充実を図っている。

また、市民が主体的に社会教育活動をおこなえるよう、各種イベントや講座等の開催をはじめ、自治会が実施する公民館講座、沖縄市青年団協議会や沖縄市女性連合会など、社会教育団体がおこなう活動を支援しているが、団体の会員数減少等が課題となっており、対策を検討する必要がある。

開館から45年以上経過している中央公民館については、老朽化に伴う大規模な改修が必要となっており、令和7(2025)年4月より休館している。社会教育活動の拠点であった中央公民館の休館により、利用者等の活動場所が制限されることから、他の施設との連携のもと、活動場所の確保等をおこなう必要がある。

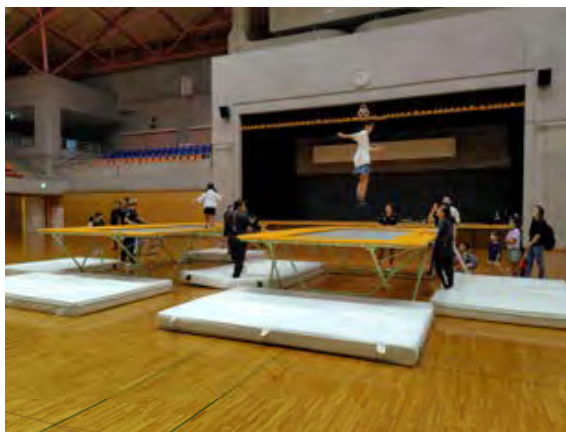
沖縄市文化センターについては、耐震改修をおこなっており、今後は、老朽化対策と合わせて施設全体のコンセプトや機能等を検討する必要がある。

3 市民スポーツの推進

国は、令和4(2022)年に策定した「第3期スポーツ基本計画」において、国民のスポーツ実施率の向上を政策目標に掲げており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を新たなスタート地点として、生活の中に自然とスポーツが取り込まれ、スポーツをおこなうことが生活習慣の一部となる社会をめざすとしている。

県においても、「スポーツアイランド沖縄」のコンセプトを掲げ、県民が健康・長寿であるため生涯をととしてスポーツを楽しむこと等をめざすとしている。

本市においては、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、パラスポーツ親子体験など、様々なスポーツを体験できるイベントやニュースポーツ・ヨガ等の教室を開催している。小中学校体育館・運動場の夜間開放やコザ運動公園の機能充実など、市民が気軽にスポーツに触れることができる環境づくりに取り組んでいるものの、週1回以上運動する人の割合が全国平均や県平均と比べて低い状況にあり、改善に向けて取り組む必要がある。



参考

生涯学習フェスティバルの参加人数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,699人	7,784人	8,781人

スポーツ施設利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
450,260人	842,683人	870,926人

●用語の解説

■社会教育施設

公民館、図書館、博物館等の社会教育活動において利用される施設。



施策 01

つながりを活かした 幅広い交流を促進する

施策の方向

1 国内交流の推進

兄弟都市である大阪府豊中市や、姉妹都市の山形県米沢市および愛知県東海市、友好都市となる東京都町田市との文化・教育・スポーツ・産業等の幅広い分野における交流を広く周知するとともに、市民をはじめ、各種団体や企業等の主体的な交流を促進し、互いの地域が発展できるネットワークの構築を図る。

2 国際交流の推進

海外との地域間交流のあり方を調査検討するとともに、国際交流の拠点施設「コザインターナショナルプラザ」において、語学講座と国際交流イベントの相互連携を強化するなど、国際性を備えた人材育成と市民主体の国際交流の促進を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
兄弟姉妹都市交流の認知度	—	60%	
国際交流イベント参加者数	2,328人	4,000人	ゆんたく交流会を含む

● 関連する部門別計画や指針など

無し

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・国内交流事業
- ・国際交流事業

現状と課題

1 国内交流の推進

兄弟都市である大阪府豊中市との交流は、沖縄戦の遺族が多かった豊中市に対し、コザ市が霊石とハイビスカスを送ったことをきっかけに始まっている。その後、コザ市と美里村が合併して本市が誕生しており、本市は豊中市と昭和49(1974)年に兄弟都市を締結した。

姉妹都市の山形県米沢市との交流は、議員間交流や小学生間の交流で深まり、平成6(1994)年に姉妹都市を締結した。

愛知県東海市との交流は、コザ市時代の昭和42(1967)年に東海市への職員派遣研修をきっかけとして始まり、その後、昭和62(1987)年から中学生相互の親善交流をおこない、平成21(2009)年に姉妹都市を締結した。

令和6(2024)年度には、豊中市と50周年、米沢市と30周年、東海市と15周年となり、兄弟・姉妹都市提携の節目を迎えたことから、3市エイサー団体の沖縄全島エイサーまつり出演や、琉球王朝時代から現代までの歴史や伝統芸能を堪能できる舞台「綾庭の宴」を3市で公演するなど、さらなる交流の充実を図っている。

また、友好都市である東京都町田市とエイサーを通じた交流をおこなっているが、兄弟・姉妹都市等との交流は、市民の認知度が低く、交流が一部のコミュニティに限られていることが課題となっている。

今後も市民への周知を図るとともに、市民や民間団体等が主体となった経済、教育文化、福祉、人材等の幅広い交流を推進する必要がある。

2 国際交流の推進

本市は、平成3(1991)年度から海外移住者子弟研修生の受入れをおこなってきたほか、平成2(1990)年より5年ごとに開催されている「世界のウチナンチュ大会」に合わせて市民との交流を促進してきたが、受入れ後のネットワーク構築が課題となっている。

異なる文化を持つ者同士がお互いの文化の違いを理解し認め合い、豊かな人間関係を築いていくことを目的に、平成24(2012)年度から「コザインターナショナルプラザ」を設置しており、多言語による生活支援のほか、語学講座や交流イベントを実施しているが、語学講座の受講後に交流イベントへの参加につなげていないことが課題となっている。



参考

国際交流イベント参加者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,845人	2,872人	2,328人

●用語の解説

■世界のウチナンチュ大会

海外県系人と連携・協力し、世界的うちなーネットワークづくりのため5年に1度開催されるイベント。

施策 02

認め合い支えあう地域づくりを推進する



施策の方向

1 信頼し支えあう地域づくりへの支援

「自治会との協働に向けた基本方針」にもとづき、自治会活動に必要な物品等の購入や地域住民の交流を深める活動・イベントの開催、若い世代に向けた効果的な周知・啓発、加入促進に向けた取り組みを支援するなど、地域の課題解決や活性化に向けて取り組む自治会の活動を促進するとともに、自治会との多分野にわたる実効性のある連携に取り組み、地域が持つ特色・魅力を最大限に活かしたまちづくりを推進する。

2 地域コミュニティ活動拠点施設の整備

地域コミュニティの活性化を図るため、自治公民館の補修・改修支援や学習等供用施設等の補修・改修をおこなうなど、地域住民が安全・安心に利用できるコミュニティ活動拠点を整備するとともに、地域コミュニティ活動拠点施設の新規整備については、地域の特色やニーズをふまえた施設の多機能的活用および民間企業等との連携を含めた費用負担の軽減等を視野に、検討に取り組む。

3 多文化共生の推進

異なる国籍や文化的背景を持つ市民が地域社会の一員として、必要に応じて情報や行政サービスを利用できる環境づくりに取り組むとともに、自治会が主体となった多様な市民が互いを認め合い尊重しながら暮らすことができる社会づくりをすすめる。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
自治会施設利用者数	196,077人	215,000人	
多言語での相談件数	384件	480件	庁内での通訳等対応件数

● 関連する部門別計画や指針など

- ・自治会との協働に向けた基本方針(令和6年度策定)
- ・沖縄市多文化共生推進計画(平成28年度策定)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・自治会振興費
- ・自治会連絡事務事業費
- ・学習等供用施設等改修(補修)事業
- ・自治会公民館改修(補修)工事等補助金
- ・多文化共生推進事業

現状と課題

1 信頼し支えあう地域づくりへの支援

本市には、地域コミュニティとして37の自治会があり、災害への対応や防犯、福祉など、地域の様々な課題の把握および対応に大きな役割を担っている。自治会は、様々な地域活動の中心となる地域の中核的な組織であるが、近年、地域住民間のつながりの希薄化により、十分な活動がおこなえていない状況にある。

本市は、良好な地域社会の維持・形成および課題解決に向け、令和6(2024)年7月に「自治会との協働に向けた基本方針」を策定しており、それぞれの地域が持つ特色を最大限に活かせるよう、引き続き、同方針にもとづき、自治会と連携した実効性のある取り組みを検討する必要がある。

2 地域コミュニティ活動拠点施設の整備

本市の地域コミュニティ活動拠点となる施設の多くは、老朽化がすすんでいるため、地域住民が安全・安心で気軽に利用できるよう、改修の優先度や公平性を考慮しつつ、計画的な施設整備をすすめていくとともに、地域コミュニティ活性化のため、地域のニーズをふまえて、多機能的に活用可能な施設整備を視野に検討をすすめていく必要がある。

3 多文化共生の推進

本市には、米国、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ブラジル等を中心に60カ国以上、2,300人余りの外国人市民が生活している。現在、外国人市民に対する行政情報サービス提供は、英語通訳者の配置や英訳広報紙(News letter)の発行、タブレットを活用した多言語通訳等を通じておこなっているが、対応言語に限られており、すべての市民に同等の情報提供をおこなえていない状況にある。国籍や文化的背景にかかわらず、だれもが住みやすいまちをつくるため、外国人市民の多岐にわたる相談内容に対応できるよう、自治会や公的機関との連携強化などに取り組む必要がある。



参考

自治会施設利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
157,302人	170,572人	196,077人

多言語での相談件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
426件	333件	384件

●用語の解説

■地域コミュニティ

同じ地域に住む人々が、互いに協力し合い、より良い地域社会を築くためのつながりや集まりのこと。

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

都市像2

夢を抱き 未来を拓く こどものまち

施策 01

こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす



施策の方向

1 こどものまちづくりの推進

新たな命を望む方々の希望が叶う社会の構築をはじめ、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりに向け、こども基本法の基本理念のもと、地域や関係団体と連携して、子育て関連施策を総合的に推進するとともに、「子ども・子育て支援法」等にもとづく各種制度を効果的・効率的に実施する。

2 すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり

次代を担うすべてのこどもたちが将来に夢と希望をもって健やかに成長していくことができるよう、子育てにかかる経済的負担軽減を図るとともに、地域や関係機関との連携のもと、様々な生活課題を抱える子育て世帯の課題解決に向けた相談支援等に取り組む。

また、意欲のある学生が、経済的理由により大学等への進学を諦めることがないよう支援する。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
給付型奨学金による大学等進学者数	155人	180人	計画期間(現状値:前期、目標値:後期)の延べ人数

● 関連する部門別計画や指針など

・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画
(令和7~令和11年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・こどものまち推進事業
- ・こどもの生活サポート事業
- ・育英事業

現状と課題

1 こどものまちづくりの推進

国は、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行した。また、同年12月には、「こども大綱」や「こども未来戦略」等を閣議決定し、若い世代の所得向上を図る取り組みや共働き・子育てを推進するとともに、少子化対策へ向けた結婚支援・出会いの場の創出等を支援している。

本市は、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的にすすめるとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、令和7(2025)年3月に「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども関連施策を総合的に推進している。「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」の着実な進捗に向け、地域や庁内、民間団体等と連携強化を図り多角的かつ切れ目のない支援を提供する必要がある。

2 すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり

国は、令和5(2023)年に策定した「こども大綱」に、こどもの「貧困の解消」を明記するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改め、こどもおよびその家族等関係者の意見反映や民間団体を支援するための財政上の措置・施策を講ずる規定等を新設している。

本市は、「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」に「こどもの貧困対策計画」を包含しており、貧困対策として、中学生を対象とした無料塾、ひとり親の教育・職業訓練等の助成などに取り組んでいる。

また、経済的理由で修学困難な学生に対する奨学金制度を拡充するとともに、近年増加傾向にある不登校児童生徒への対策として、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や家庭が抱える課題の把握をおこない、必要な支援につなげている。

こどもの貧困の背景には、経済的困窮をはじめ、保護者の養育力不足や経験の有無、虐待、障がい、不登校、若年妊娠・出産など、様々な要因があることをふまえ、社会全体で貧困対策に取り組むとともに、こどもの貧困の早期発見・早期対応を図るため、庁内外の連携を強化する必要がある。



参考

給付型奨学金による大学等進学者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
36人	30人	41人

● 用語の解説

■ こどもまんなか社会

こどもたちの最善の利益を第一に考え、こどもの視点から社会のあらゆる環境を考慮し、こどもたちを誰一人取り残さずに、健やかな成長を社会全体で支えることをめざす社会。

■ スクールソーシャルワーカー

福祉分野に関する専門的知見から、課題を抱える児童生徒およびその保護者の状況に応じて、関係機関と連携して課題解決に取り組む支援員。

施策 02

質の高い保育・幼児教育の提供と
すべてのこどもが通園できる
環境の構築を推進する



施策の方向

1 多様な保育サービスの提供

様々な保育ニーズに対応するため、発達支援保育や医療的ケア児への支援、病児保育、一時預かり保育等を推進するとともに、保育環境の向上や利用者のニーズにあった保育施設・子育て支援サービスの情報提供および相談支援に取り組む。

待機児童解消に向け、保育士確保および離職防止に取り組むとともに、公立保育所を再編し、機能の充実を図る。

2 認可外保育施設への支援

認可外保育施設を利用することもたちの健やかな育ちを促進するとともに、施設の安全衛生環境の向上を図るため、こどもの給食費・保育用具購入の支援や職員研修など、状況に応じた支援をおこなう。また、認可外保育施設指導監査基準を継続して満たせるよう、保育専門職等による訪問・相談支援をおこなう。



3 こども誰でも通園制度の実施

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」の実施に取り組む。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
待機児童数	32人	0人	認可保育施設への入所を希望したが、入所できなかった児童数
インクルーシブ保育の実施園率	83.5%	100%	認可保育施設における発達支援児の受入れ割合

● 関連する部門別計画や指針など

・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画
(令和7～令和11年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・私立保育施設等整備事業
- ・子育て支援人材確保事業
- ・利用者支援事業
- ・市保育所施設維持管理費
- ・発達支援保育事業
- ・私立保育所等特別保育事業費補助金
- ・病児保育事業
- ・保育士確保対策事業
- ・保育体制強化事業
- ・認可外保育施設保育サービス向上事業
- ・幼児教育・保育無償化実施円滑化事業
- ・市保育所運営費
- ・市保育所特別保育事業

現状と課題

1 多様な保育サービスの提供

本市は、多様化する保育ニーズに対応するため、各種保育サービスの充実に取り組むとともに、保育コンシェルジュにより、教育・保育施設と地域の子育て支援事業の情報提供や相談支援をおこなっている。本市の待機児童数はピーク時(平成29(2017)年:440名)からは減少しているものの、発達支援児の増加等による保育士ニーズの高まりにより、依然として解消には至っていないため、保育人材の確保を一層促進する必要がある。

令和3(2021)年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児等への支援が地方公共団体の責務となったため、医療・福祉等との連携を強化し、効果的に取り組む必要がある。

公立保育所については、5施設のうち3施設が西部地区教育・保育提供区域に集中しているため、バランスの取れた公立保育所の配置に向けた再編をおこない、公立保育所の機能を高める必要がある。

2 認可外保育施設への支援

認可外保育施設は、自由度が高く特色のある保育サービスを提供するとともに、認可外保育施設指導監督基準を満たすことで幼児教育・保育の無償化の対象となり、待機児童の受け皿としての役割も担っている。

本市は、認可外保育施設を利用することもたちの健やかな育ちを支えるため、こどもの給食費の支援や保育従事者向けの研修を実施するなど、保育の質の向上等を支援している。利用者の保育料が主な収入となっている認可外保育施設の運営は、物価高騰や少子化等の影響により、厳しい状況を迎えていることから、支援内容を検討する必要がある。

3 こども誰でも通園制度の実施

「こども未来戦略」にもとづき、新たに「こども誰でも通園制度」が創設されたため、令和8(2026)年度から、実施する必要がある。



参考

待機児童数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
15人	29人	32人

インクルーシブ保育の実施園率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
70.6%	80.0%	83.5%

● 用語の解説

■ 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

■ こども誰でも通園制度

0歳6ヶ月から3歳未満の保育所等を利用していないこどもを対象とした新しい通園制度。就労要件を問わず、月一定時間まで保育施設を時間単位で利用できる。

■ インクルーシブ保育

こどもの年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず、同じ空間で保育を受けること。

施策 03

親子の健康を守り
こどもの発達を促進する



施策の方向

1 母子保健の推進

「沖縄市子ども家庭センター」において、不妊・妊娠・出産・子育てに関する相談を幅広く受け止め、家庭の状況やニーズに応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援をおこなう。

若年妊娠を含む特定妊婦の早期発見・早期支援をはじめ、母親の身体的回復や心理的安定等を図るため、産後ケアを実施するとともに、多胎児および未熟児を養育する家庭の経済的負担等の軽減に取り組む。

また、妊産婦および乳幼児の健康診査や全戸訪問等を通じて、心身の健康状態の確認や助言・情報提供をおこなうとともに、経済的負担を軽減するため、不妊治療にかかる費用を助成する。

2 発達の気になる子への支援

「沖縄市子ども発達支援センター」を中心に、関係機関との連携のもと、発達の気になる子とその保護者等を対象とした発達相談や親子通園、保育施設等への巡回相談を実施するとともに、こどもの成長段階にあわせて、保健や医療、保育・教育など、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援体制の構築および相談支援に取り組む。

3 こども医療費の助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療による、こどもの健全な育成および保護者の経済的負担軽減を図るため、こども医療費の助成をおこなう。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
乳幼児健康診査受診率	87.4%	90.8%	乳児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査平均受診率
児童の平均入院日数	5.02日	4.77日	児童入院日数/児童入院件数×人口減少率0.95%

● 関連する部門別計画や指針など

- ・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画(令和7～令和11年度)
- ・健康・食育おきなわシティ21(令和7～令和18年度)
- ・第6次沖縄市地域保健福祉(活動)計画(ちゅいしいじいプラン)(令和4～令和8年度)
- ・沖縄市こどもの発達支援に関する指針(平成30年度策定)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・母子保健事業
- ・乳幼児健診事業
- ・発達支援事業
- ・こども医療費助成事業
- ・若年妊産婦の居場所事業
- ・不妊治療費助成事業
- ・母子包括支援事業
- ・母子健康支援事業

現状と課題

1 母子保健の推進

妊娠期から切れ目なく支援するため、令和6(2024)年4月に「沖縄市こども家庭センター」を設置し、子育て等に関する情報提供や子育て家庭のニーズに応じた支援をおこなっている。また、こどもを産み育てたいと希望する人の経済的負担を軽減するため、令和7(2025)年度より、不妊治療費にかかる助成を開始し、周知・啓発に取り組んでいる。

すべての妊産婦に対し、専門職による相談支援等を実施するとともに、全国と比較し、特に沖縄県に多いとされる若年妊産婦の支援に向け、平成30(2018)年に若年妊産婦の居場所「ゆるん」を開設し、出産や子育てに関する相談をはじめ、就労・修学支援や食事の提供など、包括的に支援している。若年妊産婦は、貧困や家庭環境など、複雑な背景を抱えている場合があるため、相談窓口を周知するとともに、自立支援の強化が求められている。

親子の心身の状態等を把握するため、「こんにちは赤ちゃん事業」では、生後4か月までの乳児を養育するすべての家庭を訪問している。令和6(2024)年度には、訪問実施率がほぼ100%に達しており、今後も継続する必要がある。乳幼児健康診査については、受診率が目標に達していないため、受診率向上に向けた周知および健診未受診者への勧奨を強化するとともに、乳幼児健康診査受診後に、適宜、健診事後教室等の案内をおこない、支援へつなげる必要がある。

「産後ケア事業」では、母親の身体的回復や心理的安定により産後うつ等の予防等を図るため、専門職を配置し、相談支援等をおこなっているが、ニーズに対して連携可能な助産施設等が不足しているため、今後は、施設の確保や広域による事業実施を視野に、検討する必要がある。

多胎児を養育する世帯の負担を軽減するため、粉ミルクの支給や支援員の派遣等をおこなうとともに、低出生体重児を養育する世帯へ医療費の助成をおこなっている。今後は、支援品目の拡充や手続き方法の簡素化等を検討する必要がある。

2 発達の子になる子への支援

令和3(2021)年4月に開所した「沖縄市こども発達支援センター」を中心に、発達の子になる子やその保護者に対し、相談支援やライフステージに応じた療育等を実施している。発達の子になる子が増加傾向にあることから、相談体制の拡充や地域の事業所等との連携強化を図る必要がある。

発達相談窓口「こねくと」において、発達の子になる未就学児の保護者等への相談支援を実施するとともに、親子通園「きらきら」では、乳幼児の言葉や行動、協調運動等の発達状況を保護者と一緒に確認しているが、年々、支援を必要とするこどもが増加していることから、支援体制の充実を図る必要がある。

また、巡回相談「はっち」では、保育・幼児教育に関わる職員に対し、専門職による相談支援やティーチャーズ・トレーニング研修等をおこなっているが、さらなる支援スキルの向上を図るため、より効果的な実施手法を検討する必要がある。

3 こども医療費の助成

本市は、こどもの健康増進および子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの、すべてのこどもの通院・入院にかかる医療費等を支援している。今後も、適切な受診を促す周知・啓発に取り組む必要がある。

参考

乳幼児健康診査受診率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
86.4%	87.0%	87.4%

児童の平均入院日数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
5.59日	5.61日	5.02日

● 用語の解説

■ 発達の子になる子

保育現場や乳幼児健診等において、行動、言葉、生活、コミュニケーション、協調運動などの面について、保育や教育に何らかの配慮を要する児童。

施策 04

こどもを大切に育てるための
環境をつくる



施策の方向

1 子育て力の向上支援

子育て世帯の経済的負担軽減に向け、児童手当等の給付や給食費の助成等に取り組むとともに、絵本を通じて親子が触れ合う機会を創出する。

ひとり親家庭の生活、子育て、就労等を支援するため、相談支援に取り組むとともに、各種子育て支援制度の周知や利用の促進を図る。また、沖縄市母子生活支援施設「レインボーハイツ」において、母子の自立支援に取り組む。

2 要保護児童等への支援

児童虐待の防止および早期発見・早期支援に向け、「沖縄市こども家庭センター」において、相談支援や家事・育児支援をおこなうとともに、関係機関との連携を深めるなど、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。

地域や学校と連携し、ヤングケアラーの支援体制整備等に取り組むとともに、家庭において、一時的にこどもの養育が困難となった場合等には、一定期間こどもの養育・保護をおこなう。

3 地域における子育て支援と子どもたちの多様な居場所づくり

放課後や週末等にこどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所の確保・充実を図るため、児童館や放課後子ども教室等における多様な体験活動の機会を創出するとともに、放課後児童クラブおよびこどもの居場所の運営支援をおこなう。

子育てに関する不安や孤立感の軽減に向け、つどいの広場や出張ひろばにおいて、こどもや保護者同士の交流を促進するとともに、地域子育て支援センターの機能強化を図り、就労分野と連携した子育て支援や孫育て支援等に取り組む。また、ファミリー・サポート・センターにおいて、地域住民の支え合いによる子育て支援を促進する。

児童館や放課後児童クラブ等の放課後等の居場所については、保護者の負担軽減に努めるとともに、学校教育施設の有効活用や自治会との連携をはじめ、社会・自然・人的資源等を活用しつつ、地域別の児童数や人口推計、待機児童の状況を勘案して均衡ある整備に取り組む。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
ひとり親の資格取得者数	6人	10人	キャリアアップのため資格取得をめざし合格できた人数
居場所利用者数	184,843人	202,680人	児童館、こどもの居場所(こども食堂)、出前児童館、自治会こども食堂、放課後児童クラブ、放課後子ども教室

● 関連する部門別計画や指針など

・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画(令和7~令和11年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・児童手当
- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭支援事業
- ・ひとり親家庭等認可外保育施設利用支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・児童館等整備事業
- ・放課後児童クラブ整備事業
- ・こどもの居場所支援事業(子供の貧困対策)
- ・放課後子ども教室推進事業
- ・児童健全育成事業
- ・要保護児童対策強化事業

現状と課題

1 子育て力の向上支援

本市は、親子が触れ合う機会の創出に向け、乳幼児健診の会場等において絵本の配布や読み聞かせを実演している。今後も親子が本や図書館に興味を持ち、図書館の利用につながるよう、引き続き効果的な周知方法等を検討する必要がある。

子育て世帯の経済的負担軽減に向け、児童手当等の給付や県の補助制度を活用した中学校給食費の半額支援をおこなうとともに、小中学校に在籍する児童生徒のうち、同一世帯の第3子以降の給食費を全額助成している。さらなる負担軽減に向け、第3子のカウント方法を見直すなど、支援対象の範囲を検討する必要がある。

ひとり親世帯への支援については、経済的負担を軽減するため、認可外保育施設や放課後児童クラブの利用料助成をおこなうとともに、自立の促進に向け、児童扶養手当の給付や「レインボーハイツ」における住居の提供・就労支援等に取り組んでいる。特に母子世帯の約4割は、非正規雇用であり、年間の平均就労収入が低い傾向にあるため、引き続き支援制度の周知や利用促進をおこなう必要がある。

2 要保護児童等への支援

本市は、虐待の早期発見・早期対応へつなげるため、「沖縄市こども家庭センター」を設置し、要支援・要保護児童や特定妊婦がいる家庭など、養育支援が特に必要とされる家庭を対象とした養育相談等を実施している。児童虐待の未然防止には、養育者の子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、同センターを中心とした相談支援の充実や再発防止に向けた関係機関との連携強化等に取り組む必要がある。

本市では、ヤングケアラーや育児疲れ・不安等が見られる家庭へ訪問による家事・育児支援をおこなっている。しかし、ヤングケアラーを把握するための仕組みが十分に整っていないため、当事者をはじめ、学校やこどもの居場所関係者等へヤングケアラーに関する周知・啓発をおこなうとともに、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む必要がある。

また、令和6(2024)年5月に開所した児童家庭支援センター「美ら虹」において、一定期間、こどもを養育・保護するショートステイおよびトワイライトステイを実施している。今後は、利用者の増加に伴う受入れの調整など、柔軟な対応やさらなるサービスの充実等が求められる。

3 地域における子育て支援とこどもたちの多様な居場所づくり

本市は、放課後子ども教室や出前児童館を実施するとともに、自治会や民間事業者が開設するこども食堂の運営を支援している。令和7(2025)年4月、きたみ児童館およびきたみ児童館内公設放課後児童クラブの供用開始に伴い、市内の児童館等は5施設、公設放課後児童クラブは8施設となった。

こどもの居場所は、市内全域に整備されつつあるが、放課後等にこどもが安心して過ごせる場の確保やさらなる充実へ向け、利用ニーズ等をふまえた児童館整備計画の再考や学校施設の活用等を見据えた放課後児童クラブの設置等を検討する必要がある。

地域子育て支援センターやつどいの広場・出張ひろばにおいて、親子が気軽に集える場の確保および子育てに関する情報提供や相談支援等をおこなっている。一方で、核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く状況の変化に伴い、求められる役割にも変化が生じていることから、その対応に取り組む必要がある。

ファミリー・サポート・センターにおいて、地域の育児相互援助を促進しているが、一部の会員に援助活動が集中している状況や、増加傾向にある早朝の預かり・送迎へのマッチングの困難さなど、「まかせて会員」の担い手不足による課題が生じていることから、担い手の確保に努める必要がある。

参考

ひとり親の資格取得者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
12人	12人	6人

児童館利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
80,143人	100,857人	106,257人

こども食堂利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
28,459人	34,875人	31,220人

出前児童館利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,515人	5,764人	6,156人

自治会こども食堂利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
5,311人	10,598人	11,279人

放課後児童クラブ ※()内はクラブ数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,059人 (54)	2,092人 (55)	2,149人 (56)

放課後子ども教室

令和4年度	令和5年度	令和6年度
17,976人	25,152人	27,782人

施策 01

こどもの発達や学びの連続性を
ふまえた幼児教育を推進する



施策の方向

1 市立幼稚園の充実

こども一人ひとりの資質・能力が育まれるよう、こどもの主体的な活動を促進し、遊びをととしての総合的な指導をおこなうとともに、特別な配慮を必要とするこどもに応じたきめ細やかな支援に取り組む。また、幼稚園教諭の資質向上や幼稚園運営の改善と発展に取り組む。

教育・保育環境の充実を図るため、市立幼稚園から公私連携認定こども園への移行をすすめる。

2 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

こどもの発達や学びの連続性を確保し、小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小連携推進協議会を開催するとともに、各小学校区での保幼小連絡協議会の開催や「架け橋期カリキュラム」の作成・見直し、幼児と児童や保育士と教諭等の交流・相互理解を促す取り組みを促進する。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
保幼小連絡協議会の開催校数	16園	16園	各小学校区で構成する協議会

● 関連する部門別計画や指針など

- ・第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画
(令和7～令和11年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・幼稚園特別支援教育事業
- ・保幼小連携推進事業
- ・預かり保育事業

現状と課題

1 市立幼稚園の充実

教育基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」とされている。

本市は、各小学校の敷地内に幼稚園を設置し、幼稚園教育要領等に従い、幼児の心身の発達と幼稚園および地域の実態に応じた適切な教育課程を編成するとともに、市立幼稚園全園において食育のための給食と子育て支援としての預かり保育を実施してきた。また、段階的に複数年教育の取り組みをすすめるとともに、インクルーシブ教育システムを推進してきた。

一方、核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く状況の変化に伴い生じてきた、「入園式前の4月1日からの園児受入れ」や「開所時間の延長」等の保護者ニーズについては、対応ができていない状況にある。

今後は、教育水準の維持向上の取り組みはもとより、保護者ニーズの対応に向け、市立幼稚園のあり方等も含めて検討する必要がある。

2 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

教育は、連続性・一貫性を確保しながら、組織的・体系的におこなうことが重要とされているが、幼児教育と小学校教育には、こどもの発達の段階に起因する、教育課程の構成原理や指導方法等の違いがある。また、小学校入学前の5歳児は、遊びを中心として、様々な対象と直接関わっていく時期であるが、小学校入学後の児童期は、計画的に学んでいく時期である。そのため、5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、これらの違い等を認識しながら、円滑な接続に取り組むことが求められている。

本市は、保育所・幼稚園等から小学校への円滑な接続に向け、「保幼小連携推進協議会」を開催するとともに、市内幼稚園を中心とした全小学校区における「保幼小連絡協議会」の開催および「架け橋期カリキュラム」の作成を支援してきた。

今後は、5歳児を受入れている市内すべての認可保育所や認定こども園、認可外保育施設等において、「架け橋期カリキュラム」の作成および小学校との連携による交流行事や合同研修等がおこなわれるよう、支援していく必要がある。



参考

保幼小連携推進協議会の開催数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
16園	16園	16園

● 用語の解説

■ 架け橋期カリキュラム

幼稚園や保育所などの幼児教育施設と小学校との連携を強化し、こどもたちがスムーズに小学校へ移行できるようにするためのプログラムやカリキュラムのこと。特に、5歳児から小学1年生までの2年間に「架け橋期」と呼び、この時期の教育活動を充実させることを目的としている。

■ インクルーシブ教育

こどもの年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず、同じ空間で教育を受けること。

施策 02

確かな学力・豊かな心・
健やかな体を育成する



施策の方向

1 調和のとれた知・徳・体の育成

確かな学力の育成に向け、ICTの活用等による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、主体的・対話的で深い学びの実現を図るとともに、全国学力・学習状況調査等の結果をふまえ、こどもの姿に応じた授業改善に取り組む。

また、学習意欲の向上を図るため、異文化や多言語に触れる機会および科学の面白さや楽しさを体験できる機会を提供するとともに、「自立した学習者」育成のための自学自習力を育む取り組み等を通じたキャリア教育を推進する。

豊かな心を育むため、学校教育活動全体をとおして、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育むとともに、平和教育や人権教育、自治的活動等に取り組む。

健やかな体を育成するため、児童生徒の発達段階に応じて、体育・健康に関する指導をおこなうとともに、学校と家庭が連携し、児童生徒の基本的な生活習慣の習得や運動習慣の定着を促進する。

また、安全・安心な給食を提供するため、国の衛生管理基準等にもとづき、安全管理の徹底や食物アレルギーへの対応等をおこなうとともに、学校給食をとおして、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう食育を推進する。

2 教員の資質向上と負担軽減

複雑化・困難化する児童生徒の課題に対応するため、日常的な校内研修の充実や指導力の向上を図る研修の開催等に取り組むとともに、授業におけるICTの活用を支援し、教員の資質向上を図る。

学校における働き方改革をすすめるため、次世代校務支援システムの導入や、ツールの効果的な活用を通じた校務DXのさらなる推進に取り組むとともに、各学校の状況を把握し、実情に応じた支援や教育環境の整備等をおこなう。

3 地域と連携した学校づくりの推進

児童生徒の学びが豊かなものとなるよう、コミュニティ・スクールを通じて、地域の学校運営への参画と協働を推進するとともに、学習支援や交通安全指導等の活動を促進し、学校と地域が一体となった学校づくりに取り組む。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
全国学力調査結果	小- 5.6 中- 8.8	小± 0 中± 0	全国平均との差
時間外在校等時間が月80時間を超える市立小中学校教職員数(延べ人数)	小学校9人 中学校130人	小学校0人 中学校0人	県の計画にもとづいた成果指標の目標値:0人
時間外在校等時間が月45時間以上、年360時間以上の市立小中学校教職員の年平均割合	①月45時間以上 8.1% ②年360時間以上 31.2%	①月45時間以上 5.6% ②年360時間以上 19.8%	県の計画にもとづいた成果指標の目標値:令和5(2023)年度の50%以下
学校ボランティア参加延べ人数	43,739人	52,500人	

● 関連する部門別計画や指針など

- ・第4期沖縄市教育振興基本計画(令和4~令和8年度)
- ・学校における働き方改革推進プラン(令和6~令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・小・中学校外国語指導助手活用事業
- ・学力向上推進事業
- ・自然教室・集団宿泊体験学習事業
- ・子ども科学力育成事業
- ・学校ICT活用支援事業

現状と課題

1 調和のとれた知・徳・体の育成

本市は、「沖縄市教育振興基本計画」(令和4(2022)年3月)にもとづき、変化の激しい今後の社会に必要な資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けてICT環境を最大限に活かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業づくりに取り組んでいる。

また、GIGAスクール構想の実現に向け、ICTを活用した学習活動の充実により、学びの個別最適化を図り、学力の向上に取り組んでいる。

全国学力調査において、小学校においては、概ね全国に近い水準で推移しているものの、中学校においてははまだ差が大きい。そのため、個に応じた学びの実現に取り組むとともに、自分自身の力で学びを獲得できるよう国の方針をふまえつつ、こどもの姿に応じた授業改善等に取り組む必要がある。

児童生徒の異文化に対する理解力やコミュニケーション能力を育成するため、教員・外国語指導助手による外国語活動をおこなうほか、授業外の英語活動や異文化交流体験学習など、英語の表現力の向上に取り組んでいる。児童生徒の興味関心を高めるため、教材の確保や外国語指導の充実を図る必要がある。

生命や自然を大切にす心、他人を思いやる優しさ等を育むため、体験活動等の実施による道徳教育に取り組んでいる。引き続き、自治的活動の促進や人権教育等に取り組む必要がある。

また、健やかな体の育成に向け、学校給食の提供や体育活動等に取り組んでいる。引き続き、安全・安心な給食の提供等をおこなうとともに、体育活動や学校医と連携した健康指導等に取り組む必要がある。

2 教員の資質向上と負担軽減

本市は、教員の資質向上を図るため、各種研修会等をおこなうとともに、超スマート社会に対応できる児童生徒の育成に向け、教員のICT活用指導力の向上に取り組んでいるが、教員個々のスキルの平均化を図っていく必要がある。

また、校務DXの一環として統合型校務支援システムの導入に取り組んでいるが、教員の業務多様化による負担増が社会問題となっており、実効性のある教員の働き方改革が求められている。

3 地域と連携した学校づくりの推進

本市は、学校と地域の連携のもと地域の特性を活かしながら、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を開催し、学校運営や学校教育活動に関する共通認識・課題改善に取り組んでいる。引き続き、定期的な開催を継続し、地域と連携した学校づくりをおこなう必要がある。

また、地域と学校が連携・協働して子どもたちを支える環境づくりに向け、地域学校協働活動推進員を配置し、学校ボランティアを通じて児童生徒への学習支援や交通安全指導等に取り組んでいるが、より安定的なボランティアの確保が求められている。

参考

全国学力調査結果

令和4年度	令和5年度	令和6年度
小-4.9	小-3.9	小-5.6
中-7.7	中-11	中-8.8

学校ボランティア参加延べ人数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
46,363人	45,189人	43,739人

時間外在校等時間が月80時間を超える 市立小中学校教職員数(延べ人数)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
-	小学校16人 中学校91人	小学校9人 中学校130人

時間外在校等時間が月45時間以上、年360時間以上の市立小中学校教職員の年平均割合

令和4年度	令和5年度	令和6年度
-	①月45時間以上 11.3% ②年360時間以上 39.6%	①月45時間以上 8.1% ②年360時間以上 31.2%

●用語の解説

■コミュニティ・スクール

地域との協働による学校運営を推進するための協議会。



施策 03 個に応じた支援を推進する

施策の方向

1 不登校児童生徒等への総合的な支援

人間関係や学力不振等の要因により、不登校等の様々な課題のある児童生徒を総合的に支援するため、教育相談等を充実するとともに、学校や関係機関と連携した相談支援をおこない、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・解決に向けて取り組む。

また、こども支援教室「すだち」等において、個に応じた学習支援や体験活動をおこなうとともに、学校や家庭との連携により、集団や学校生活への適応を図る。

2 多様な教育ニーズへの対応

特別な支援が必要な児童生徒が安全・安心に学校生活がおくれるよう、特別支援教育補助者や介助者、看護師等を配置するなど、インクルーシブ教育システムを構築する。

また、外国籍等の児童生徒が学校生活に適応できるよう、日本語指導や学習支援をおこなうとともに、異なる文化による不安や悩みを相談できる環境づくりに取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
児童生徒登校率	95.2%	96.3%	全国平均値
教育支援センターにおける教育相談	3,171件	3,200件	教育相談の延べ件数(電話、訪問、来所)
学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合	小学校 44.1% 中学校 42.7%	県平均値 以上	全国学力・学習状況調査(質問調査) 「学校に行くのは楽しいと思いますか。」

● 関連する部門別計画や指針など

・第4期沖縄市教育振興基本計画(令和4～令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・特別支援教育就学奨励費
- ・児童生徒支援事業
- ・特別支援教育事業
- ・外国人児童生徒教育事業

現状と課題

1 不登校児童生徒等への総合的な支援

本市は、不登校など様々な課題のある児童生徒等を総合的に支援するため、令和7(2025)年度に沖縄市教育支援センターを設置し、こども支援教室「すだち」をはじめ、児童館との連携による出席の認定やスクールカウンセラー等による教育相談など、一人ひとりの状況に合わせた学習支援や集団生活への適応等に向けた取り組みをおこなっている。

また、小中学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、いじめや虐待等の未然防止や早期対応に取り組んでいる。

近年、不登校児童生徒は増加傾向にあり、学びの場の確保や学習環境の整備等を検討するとともに、支援を必要とする児童生徒の早期発見および関係機関との連携による切れ目のない支援に継続して取り組む必要がある。

また、依然として、いじめ等の問題行動があることから、児童生徒や保護者が気軽に悩みを相談できる環境づくりに継続して取り組む必要がある。

2 多様な教育ニーズへの対応

本市は、インクルーシブ教育システムを構築するため、医療的ケア児を支援する看護師を配置するなど、特別な支援が必要な児童生徒が安全・安心に学校教育を受けられる体制を整備するとともに、保護者の経済的負担軽減を図るため、特別支援学級の児童生徒の就学費用を支援している。

また、言語や文化、生活習慣が異なる外国籍の児童生徒が学校生活に適応できるよう、日本語指導による学習支援等をおこなっているが、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあることから、地域や事業者等との連携による人材の確保や質の向上など、多様な教育ニーズへの対応が求められている。

参考

児童生徒登校率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
95.3%	95.7%	95.2%

学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合

令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 51.2%	小学校 48.1%	小学校 44.1%
中学校 40.2%	中学校 42.0%	中学校 42.7%

教育支援センターにおける教育相談

令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,332件	3,375件	3,171件

● 用語の解説

■ 特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育をおこなう。

■ こども支援教室

心理的・情緒的要因による不登校児童生徒に対して、個の状況に応じた援助をおこなう。

■ スクールカウンセラー

いじめや不登校等の課題解決の手助けとなるよう相談・助言をおこなう支援員。

施策 04

安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる



施策の方向

1 学校の安全確保と施設整備

安全かつ快適な教育環境を提供するため、学校および教育施設の計画的な改修等に取り組むとともに、教材や学校備品、図書資料等の充実を図る。また、学校規模の適正化に向け、通学区域の弾力化等に取り組む。

不審者や災害等から児童生徒を守るため、学校安全計画や危機管理マニュアル等による安全体制の点検をおこなうとともに、防犯・防災教育を推進する。また、登下校時の安全確保に向け、地域と連携し、通学路の安全点検やボランティアによる見守り運動等に取り組む。

児童生徒等の継続的な健康の保護に向け、学校環境衛生基準にもとづき、学校の適切な環境の維持に努める。

2 就学にかかる負担軽減

義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に必要な援助をおこなうとともに、援助を必要とする保護者が制度を利用できるよう、学校や保護者、スクールソーシャルワーカー等との連携のもと、制度の周知徹底に取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
学校施設長寿命化計画にもとづいた施設・設備の整備率	20%	100%	令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの主要な改築工事・長寿命化改修工事の計画件数からの累計

● 関連する部門別計画や指針など

- ・第4期沖縄市教育振興基本計画(令和4～令和8年度)
- ・沖縄市学校施設長寿命化計画(令和3～令和12年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・幼稚園、小学校、中学校保全更新事業
- ・安慶田中学校、宮里中学校整備事業
- ・小学校、中学校備品整備事業
- ・小学校、中学校教材費
- ・要保護及び準要保護児童生徒援助費(小学校、中学校)
- ・準要保護児童生徒給食費(小中学校)

現状と課題

1 学校の安全確保と施設整備

学校施設は、教育活動のみならず、災害時の避難場所としての役割も担っており、令和3(2021)年3月に策定した「沖縄市学校施設長寿命化計画」に掲げた「学校施設の目指すべき姿」を実現するため、老朽化した施設の長寿命化改修等をすすめている。

また、GIGAスクール構想における1人1台端末をはじめ、必要な備品および教材の導入やネットワーク環境の改善等をおこなっている。

令和4(2022)年3月に「沖縄市立学校規模等適正化基本方針」を策定しているが、いまだ地域間の学校規模に偏りが見られることから、調整地域や学校選択制等の段階的な導入を検討する必要がある。

学校の安全管理体制については、普段から学校教育活動を通じて児童生徒の防犯・防災意識の向上等を図っており、子どもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、引き続き通学路の安全点検に取り組むなど、学校安全を推進する必要がある。

また、児童生徒等の継続的な健康の保護に向け、学校環境衛生基準にもとづき、学校の適切な環境の維持に取り組む必要がある。

2 就学にかかる負担軽減

本市は、義務教育の円滑な実施に向け、経済的理由によって就学困難な児童や生徒等の保護者に必要な経費の一部を援助している。

援助を必要とする保護者が制度を利用できるよう、周知をおこなっているが、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学校教育が受けられるための負担軽減策を継続的に検討していく必要がある。



参考

学校施設長寿命化 2校

施策 01

こどもの主体的な取り組みを
応援する



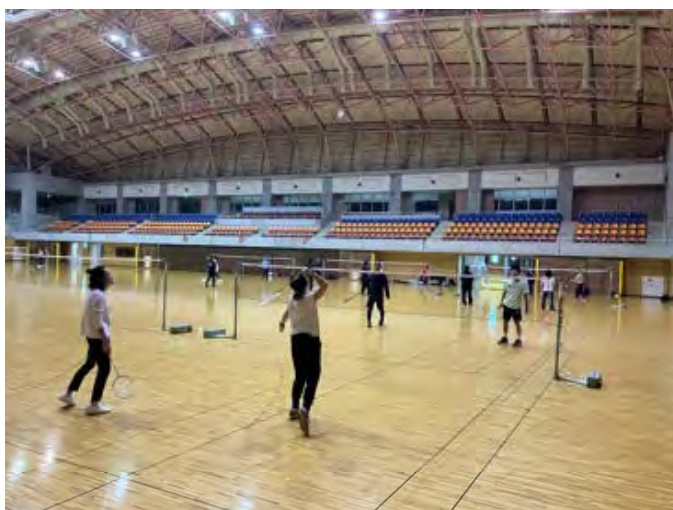
施策の方向

1 こどもの声を活かしたまちづくり

こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりをめざす「こどものまち宣言」の理念のもと、こども自身が考え、判断し、意見を表明できる様々な場や機会の創出を図るとともに、こどもたちの意見をふまえ、各種施策への反映を検討する。

2 こどもの文化・スポーツ活動への支援

一人ひとりの豊かな創造力や感性を育むため、本市の個性豊かな文化や芸術に触れる機会を創出し、こどもの文化活動を支援するとともに、こどもたちが気軽にスポーツに触れ、身体的、精神的、社会的に育まれるよう、こどものスポーツ活動を支援する。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
こどもの文化・スポーツ活動者数	1,026人	1,161人	スポーツ教室・県外等派遣者数

● 関連する部門別計画や指針など

- ・こどものまち宣言(平成20年度議決)
- ・第2期沖縄市スポーツ推進計画(令和6～令和10年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・こども議会事業
- ・スポーツ振興事業
- ・市内小中学生選手派遣費補助金

現状と課題

1 こどもの声を活かしたまちづくり

令和5(2023)年4月に施行された子ども基本法は、「子ども・若者による意見表明および社会活動に参加する機会の確保」を基本理念に掲げており、地方自治体等に、子ども施策の策定・実施・評価にあたり、子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを義務づけている。

本市は、平成20(2008)年に「こどものまち宣言」をおこない、平成26(2014)年度から子ども議会を実施しているが、今後は、議会という形式に限定せず、子どもたちが意見を述べる場や機会を創出するなど、意見表明や社会参画しやすい環境づくりをすすめていく必要がある。

2 こどもの文化・スポーツ活動への支援

国が令和5(2023)年3月に策定した「第2期文化芸術推進基本計画」をふまえ、本市は、学校と連携して、国等が実施する文化イベント等への子どもたちの参加を促進するとともに、児童生徒が参加する県外等大会への派遣費を助成するなど、子どもたちの文化活動を支援している。

また、国が令和4(2022)年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」をふまえ、本市は、子どもたちがスポーツに触れる機会を確保するため、親子サッカー教室やわくわく運動遊び等のスポーツ教室を開催するとともに、県外等大会への派遣費を助成するなど、子どもたちのスポーツ活動を支援している



参考

こどもの文化・スポーツ活動者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
883人	961人	1,026人





施策 02 青少年の健全育成を推進する

施策の方向

1 健全育成に向けた環境づくり

青少年の抱える悩みや課題の解決に向け、沖縄市教育支援センターにおいて、相談支援をおこなうとともに、登下校時の巡回指導や夜間街頭指導等を通じて、青少年を見守り育成する環境づくりをすすめる。

社会復帰に困難を抱える若者やその家族の課題解決に向け、関係機関と連携した相談支援をおこなうとともに、青少年の豊かな人間性や協調性を高めるため、リーダー研修や各種体験講座を開催し、他者との交流機会を創出する。

2 沖縄こどもの国の充実

こどもたちの命や自然を大切にする心や豊かな感性を育むため、沖縄こどもの国において、多くのこどもたちが遊び、学べる環境を整備するとともに、国、県、教育機関、企業等と連携し、様々な動物と触れ合う体験やワンダーミュージアムを中心とした好奇心や感性を刺激する様々なプログラムを開発・提供するなど、驚きや発見に満ちた動物園づくりに取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
街頭指導実施回数	653回	660回	
青少年体験学習参加者数	447人	550人	

● 関連する部門別計画や指針など

・第4期沖縄市教育振興基本計画(令和4～令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

・教育支援事業
・青少年体験等学習事業

現状と課題

1 健全育成に向けた環境づくり

本市は、夜間街頭指導をはじめ、登下校時の巡回や合同街頭指導を実施するなど、問題行動の早期発見や非行の未然防止に取り組むとともに、若者相談窓口において、社会生活を送ることが困難な若者の社会復帰に向けた支援をおこなっている。

青少年の非行については、本人の性格や家庭の問題、学校生活への不適應など、様々な要因が関連しているとされており、地域や関係機関等と連携しながら青少年を見守る環境づくりに取り組む必要がある。

また、近年では、SNS上で犯罪実行役を募集する、いわゆる「闇バイト」が大きな社会問題となっており、青少年がインターネットを適切に活用し、犯罪に巻き込まれないよう、発達段階に応じた情報モラル教育が求められている。

本市は、社会で自立できる児童生徒の育成に向け、小中学生を対象にリーダー研修を実施し、様々な体験活動および他者との交流の場の提供に取り組んでいる。

国が令和4(2022)年6月に発表した「子供の体験活動推進宣言」においては、こどもたちが「新たな価値を創造する力」や「対立・ジレンマを克服する力」等を身に付けていくためには、体験活動が重要であるとされており、地域や教育機関等との連携により、こどもたちに異年齢交流や自然体験などの豊かな体験機会を提供できるように取り組んでいく必要がある。

2 沖縄こどもの国の充実

「人をつくり、環境をつくり、沖縄の未来をつくる」を基本理念として整備された沖縄こどもの国は、動物園やワンダーミュージアム等を有する全県的な体験型生涯学習施設・社会教育施設であり、こどもたちの豊かな感性や探求心を育むため、動物舎の整備・リニューアルをはじめ、水遊びが楽しめる噴水施設の整備や沖縄こどもの国フェスティバル等のイベント開催、親子参加型ワークショップの実施など、様々な取り組みをすすめている。

県内唯一の本格的な動物園として広く市民・県民に親しまれている施設であり、令和6(2024)年度には15歳以下の入園料を無料化するなど、市内外を問わずより多くのこどもたちが来園できる環境づくりに取り組んでいる。今後はさらなる効果的・効率的な施設運営が求められるため、引き続き全県的な支援体制の構築を図り、次の世代につないでいく魅力ある動物園づくりをすすめていく必要がある。



参考

街頭指導実施回数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
557回	568回	653回

青少年体験学習参加者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
392人	519人	447人

都市像3

ともに生きる心が広がり
いきいきと暮らせるまち



施策 01 地域共生社会を推進する

施策の方向

1 福祉のまちづくりの推進

地域住民が「ちゅいしいじいの心」でつながる地域共生社会の実現に向け、自治会等の地域住民組織をはじめ、福祉団体、企業等との連携・協働のもと、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対し、属性や世代にかかわらず包括的に相談を受け止める体制づくりや支援を必要とする人との信頼関係の構築、個々のニーズや特性に応じた人と資源のコーディネートおよびマッチングに取り組む。

また、高齢(介護)、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、人と人、人と居場所をつなぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、広がっていくよう全庁的に取り組む。

社会福祉センター・男女共同参画センターおよび福祉文化プラザの修繕等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる福祉活動拠点の整備を図る。

2 福祉コミュニティの充実

地域住民と様々な組織が連携できるネットワークの構築や福祉教育を推進し、民生委員・児童委員の活動支援やボランティア、企業、民間事業者など、福祉活動を支える人材の確保・育成等に取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
ボランティア活動者数(派遣人数)	558人	635人	個人および団体によるボランティア派遣人数

● 関連する部門別計画や指針など

・第6次沖縄市地域保健福祉(活動)計画(ちゅいしいじいプラン)
(令和4～令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・地域保健福祉計画事業
- ・地域福祉基金
- ・沖縄市社会福祉協議会補助金
- ・在宅福祉事業費
- ・沖縄市福祉サービス苦情解決システム設置事業
- ・地域福祉施設維持管理費
- ・ボランティア事業補助金
- ・沖縄市民生委員・児童委員活動推進事業
- ・ふれあいのまちづくり推進事業
- ・沖縄市福祉まつり事業補助金
- ・敬老事業補助金
- ・社会福祉法人指導監査事務負担金
- ・重層的支援体制整備事業
- ※上記のほか、重層的支援体制整備事業に該当する高齢・障がい・こども・生活困窮分野に関する事業

現状と課題

1 福祉のまちづくりの推進

本市は、「第6次沖縄市地域保健福祉(活動)計画」において、「ちゅいしいじいの心でつながり 福祉文化が息づく沖縄市」という理念のもと、地域共生社会の実現に向けた取り組みをすすめている。

令和7(2025)年度より、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性に捉われない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいる。

今後も庁内の体制整備をすすめるとともに、庁外においても、市社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、自治会等と連携し、地域住民が地域課題を「我が事丸ごと」として主体的にとらえる仕組みづくりに取り組む必要がある。

市社会福祉協議会は、地域共生社会を推進する上での地域福祉の拠点として、様々な相談支援等をおこなっており、本市とともに重層的支援体制を作り上げていくため、組織や運営体制の改善、収益増加など、財政基盤の安定を含めた機能強化を図る必要がある。

また、社会福祉センター・男女共同参画センターおよび福祉文化プラザを設置し、市民の保健・福祉の増進や地域福祉の推進を図っているが、現行水準を維持できるよう、施設の補修・改修や、備品の更新を図る必要がある。

2 福祉コミュニティの充実

本市は、地域の福祉課題を把握する小地域ネットワークの構築やボランティア人材の育成等に取り組む市社会福祉協議会をはじめ、自治会や民生委員・児童委員の活動を支援しているが、民生委員・児童委員を含めた地域の担い手が不足している現状があり、人材の確保・育成および福祉連絡会を核とした小地域ネットワークの活性化を図る必要がある。

今後、地域共生社会の実現に向けては、公的なサービスが行き届かない日常的な見守りなど、住民相互の助け合い活動の活発化を図り、地域住民の「ちゅいしいじいの心と福祉意識を醸成することが大切であり、福祉教育や交流の場の充実等を図るとともに、活動を支える人材の発掘・育成等に取り組む必要がある。福祉の担い手確保については、民間事業者等が日常業務の中で地域の「ながら見守り」をおこなう活動等の周知・参加促進に取り組む必要がある。



参考

ボランティア活動者数(派遣人数)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
391人	663人	558人



● 用語の解説

■ 地域共生社会

地域において一人ひとりが生きがいや役割を持ち、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、ともに支え合う社会。地域住民、地域活動団体、NPO、企業等、多様な主体が参画して地域をともに創っていくという考え方。

■ ちゅいしいじい

互いに助けあうさま(相手の見返りの有無にかかわらず、自分にできることはすすんで提供し、支援しあおうという考え方)。

施策 01

高齢者が躍動する社会づくりを推進する



施策の方向

1 地域包括ケアシステムの推進

地域型地域包括支援センターを拠点として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制を強化し、高齢者本人・世帯を中心に据えた包括的な支援をおこなう。

また、生活支援の担い手の養成・発掘や地域ネットワークの充実強化等に取り組み、地域住民や団体・企業、関係機関と連携して、ともに支えあう地域づくりを推進する。

2 在宅生活と社会参加への支援

高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、配食サービスの提供や移動支援など、心身の状態に応じた生活環境づくりや介護者に対する相談支援および負担軽減に取り組む。

老人福祉センターの補修・改修等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる活動拠点の整備を図るとともに、高齢者の健康づくりや社会参加を促進する老人クラブ等を支援する。

3 認知症の予防と共生の推進

認知症・軽度認知障がいの発症遅延および進行予防のため、適切な生活習慣の確立や社会参加を促進するとともに、地域における認知症の人や家族の早期発見・早期相談支援に取り組み、容態の変化に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できる体制を確保する。

また、認知症の人が地域生活を継続できるよう、企業をはじめとする多様な主体との連携・協働を図るとともに、「新しい認知症観」の理解に向けた普及・啓発活動をおこなうなど、認知症施策を総合的に推進する。

4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

「第8次沖縄市高齢者がんじゅう計画」にもとづき、要介護者等に対するサービスの充実や介護保険制度の適正な運営に取り組むとともに、関係機関と連携し、介護DXの効果的な導入や介護保険制度の趣旨普及、介護人材の確保および定着に向けた取り組みをすすめる。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
居所を変更した人の割合(%)	52.2%	減少	過去1年間に居所を変更した人の割合
地域型地域包括支援センターにおける相談件数	38,026件	38,600件	
認知症サポーター養成人数(累計)	9,540人	13,140人	

● 関連する部門別計画や指針など

・第8次沖縄市高齢者がんじゅう計画(令和6～令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・地域包括支援センター事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・敬老祝金支給事業
- ・在宅高齢者福祉事業
- ・食の自立支援事業
- ・高齢者見守り体制整備事業
- ・中部地区老人クラブ連合会負担金
- ・沖縄市老人クラブ補助金
- ・家族介護用品支給事業
- ・介護給付費適正化事業
- ・老人福祉センター維持管理費
- ・認知症総合支援事業
- ・認知症サポーター養成事業
- ・居宅介護サービス給付費
- ・施設介護サービス給付費
- ・介護予防サービス給付費
- ・介護人材等支援事業

現状と課題

1 地域包括ケアシステムの推進

本市は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化を図っている。本市の高齢化率は、令和元(2019)年度に20%を超えて以降、毎年上昇していることから、介護保険サービスに限らず、地域住民等による支えあいや見守り活動をはじめ、企業と協働した取り組みが求められている。

また、市内7か所の地域型地域包括支援センターでは、高齢者やその家族等に対する介護・日常生活に関する相談支援や情報提供等をおこなっている。近年は相談内容が複雑化・複合化していることから、令和7(2025)年4月1日から始まった重層的支援体制のもと、家族や地域住民をはじめとする関係部署・機関等が連携して、高齢者等を支援する必要がある。

2 在宅生活と社会参加への支援

本市は、高齢者の在宅生活継続に向け、日常生活に支障のある高齢者への配食サービスや公共交通の利用が困難な高齢者への通院支援等をおこなっているが、高齢者および独居高齢者の増加により、日常的な生活支援の需要増加が予想されることから、地域住民等による支えあいや見守り活動、インフォーマルサービスの充実など、高齢者を支える地域づくりの充実に取り組む必要がある。

高齢者の生きがいづくりや社会参加促進に向け、沖縄市老人クラブ連合会等の活動を支援している。クラブにおける各種活動は、介護予防に寄与するため、より一層の活発化に向けた取り組みが求められる。また、本市には、老人福祉センターが2施設(かりゆし園・寿楽園)あり、高齢者の健康増進やレクリエーション等の活動の場となっているが、建物や設備、備品等の経年劣化が生じているため、施設の補修・改修や、備品の更新を図るとともに、今後の施設のあり方について検討する必要がある。

3 認知症の予防と共生の推進

令和4(2022)年の全国における認知症または軽度認知障がいの高齢者数は約1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症またはその予備軍といえる状況にあり、国は「認知症施策推進基本計画」において、誰もが認知症になり得ることを前提に、「新しい認知症観」を理解する必要があるとしている。

本市では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、7か所の地域型地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域における相談支援・支援体制づくりをおこなうとともに、早期発見・対応に向け、医療機関と連携した認知症の初期集中支援等に取り組んでいる。認知症の人は、判断・理解力の低下等の影響により、道迷い等の課題があるため、地域住民等へ認知症への理解促進を図るとともに、IT技術の活用や地域住民と協働した見守り等に取り組む必要がある。また、認知症は、本人だけでなく、介護にあたる家族にも影響を与えるため、認知症の人やその家族が安心して過ごせる居場所づくりなど、支援の充実が求められている。

4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

本市の要介護認定者数および介護給付費が年々増加している一方、介護人材は不足している状況にあるため、介護人材の確保に向けた取り組みをすすめるとともに、介護保険制度の趣旨普及に努める必要がある。

また、持続可能な介護保険制度を展開するため、適正な要介護認定およびケアプラン等点検の実施のほか、介護支援専門員やサービス事業者への相談支援・指導等とおした介護保険サービスの質の向上等を図り、適切なサービスが提供できるよう取り組む必要がある。

参考

生活支援・介護予防を住民主体で取り組むための
意識啓発に関する講座受講者数(累計)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,484人	5,065人	6,064人

認知症サポーター養成者数(累計)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,545人	9,046人	9,540人

● 用語の解説

■ 高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合。沖縄市 令和5年:21.8% 令和6年:22.2%

施策 02

障がいの有無にかかわらず
自らの能力を最大限に
発揮できるまちをつくる



施策の方向

1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援

総合的に障がい者等を支援するため、家庭、地域、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野との有機的な連携のもと、切れ目のない支援をおこなうとともに、当事者の状況に応じた障がい福祉サービス等の充実に取り組む。

2 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

障がい者等が適切に意思決定できるよう、障がいの種類・程度に応じた相談支援や情報提供をおこなうとともに、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成など、円滑な意思疎通の支援に取り組む。

障がい者の社会参加およびQOL向上を図るため、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の推進やスポーツ・芸術・文化活動等を通じた交流・余暇活動の促進、市民一人ひとりの障がいに対する理解促進・差別解消に向けた広報・啓発活動に取り組む。

障がい者団体・家族会等への支援に取り組むとともに、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケアを必要とするこどもやその家族への相談支援や情報提供をおこなう。

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、事前相談や対応、移行支援等に取り組む地域生活支援拠点等を整備する。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
障がいに対する市民の理解度	— (R6なし)	「理解されている」割合が「理解されていない」割合を上回る	
障がい者等の社会参加者数	1,236人	1,330人	スポーツ・レクリエーション教室参加者、移動支援利用者等

● 関連する部門別計画や指針など

・第5次沖縄市障がい者プラン(改訂版)(令和6～令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・沖縄市障がい者計画事業
- ・精神保健福祉事業
- ・特別障害者手当等給付費
- ・障害者自立支援事務費
- ・自立支援医療費
- ・障害者自立支援給付費
- ・障害児通所支援等給付費
- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度等終了者(20歳以上)支援事業
- ・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
- ・重度心身障がい者(児)医療費助成事業
- ・身体障がい関係団体補助金
- ・知的障がい関係団体補助金
- ・精神保健福祉関係団体補助金
- ・沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金
- ・障がい者基幹相談支援センター運営事業
- ・地域生活支援事業
- ・障がい者総合支援事業
- ・地域活動支援センター事業

現状と課題

1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援

本市は、障がい者等の心身の障がいの状態に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいに関する相談支援や啓発活動を実施するとともに、障がい福祉サービスの提供や自立支援医療（精神通院・更生・育成）の申請受付等をおこなっている。共生社会の実現に向け、障がいに対する正しい情報の普及啓発や相談窓口の充実等を図るとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、地域生活を支える体制の充実が求められている。

2 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

国は、令和6（2024）年4月から、改正「障害者差別解消法」を施行し、障がい者差別禁止の義務化に加え、新たに民間事業者に「合理的配慮の提供」を義務づけた。

本市は、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去し、地域の中で安全・安心に暮らし続けることができるよう、市民の障がいに対する理解促進・差別解消やハード・ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進に取り組んでいる。障がい者本人が適切に意思決定・意思表示できるよう、ICTの活用や障がいの特性に配慮した情報提供・助言、ピアサポートなど、相談支援体制の充実を図る必要がある。

障がい者等の社会参加に向け、就労支援の充実に取り組んでいるが、福祉的就労から一般就労への移行がすすんでいないことに加え、職場の理解不足や本人の状況により定着しない等の課題があるため、障がい者就労施設等による支援の質向上や障がいの種類、程度に合わせて働くことができる環境確保、職場の定着に向けた支援等に取り組む必要がある。また、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等の余暇活動への参加を促進しているが、アクセスの制約や支援体制の不足等の課題があるため、障がい者が、様々な活動に参加できるよう、交通のバリアフリーをはじめとした移動支援の充実が求められる。

医療的ケアを必要とするこどもたちへ切れ目のない支援をおこなうため、併行通園を実施するとともに、令和5（2023）年より、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している。増加傾向にある医療的ケア児の支援ニーズに対応するため、受入れに向けた体制整備をすすめるとともに、家族の負担軽減や離職防止に関する支援等をおこなう必要がある。

地域生活支援拠点については、相談体制および緊急時の受入れ施設を確保しているものの、受入れ施設数や体制が不十分な状況にある。そのため、平時より、地域にいる障がい者の情報を把握し、施設等と共有するとともに、在宅で生活する障がい者が、緊急時に利用する福祉サービスをあらかじめ体験する機会・場をつくるなど、きめ細やかな対応が求められる。

参考

障がい者等の社会参加者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,110人	1,145人	1,236人



用語の解説

■ QOL

Quality Of Life（クオリティ・オブ・ライフ）：生活の質。

■ バリアフリー

障がい者、高齢者、妊娠している人やこども連れの人などが、社会生活を送る上でバリア（障壁）となる物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアをなくしていくという考え方。

■ ピアサポート

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者のための支援を行うこと（ピア（Peer）：仲間、同輩、対等者）。

施策 03

自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する



施策の方向

1 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

高齢期や人生における不測の事態の備えとなる国民年金制度の周知および理解促進に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、市民の年金受給権の確保に努める。

2 生活困窮者の自立促進

生活困窮者の自立に向け、自立相談や居住、学習、家計改善等に関する支援をおこなうとともに、地域や関係団体等と連携を図り、生活困窮者の自立および社会参加を促進する。

3 生活保障と自立支援

被保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこない、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、医療扶助の適正化や自立支援プログラムの強化に取り組むなど、関係機関と連携して生活保障の適正な実施を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
生活困窮者における就労支援者数に対する就労決定者割合(%)	62.7%	75.0%	
生活保護受給者における就労支援プログラム支援者数に対する就労決定者割合	27.6%	38.0%	

● 関連する部門別計画や指針など

無し

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・国民年金事務費
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活保護適正実施事業
- ・生活保護費

現状と課題

1 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

本市は、国民年金担当窓口を設け、各種手続きや相談への対応をおこなっている。国民年金は、高齢期や傷病による障がい等の人生における不測の事態に対する生活の安心を支える大切な備えであることから、低年金者や無年金者の発生防止に向け、引き続き国民年金制度について広く周知を図るとともに、相談体制を充実することが求められる。

2 生活困窮者の自立促進

本市は、平成27(2015)年度に「沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を設置し、生活に不安や困りごとを抱える市民に対して、専門職による自立相談や住居確保給付金の支給等をおこなうとともに、高校進学・基礎学力向上等に向けた学習支援等を実施している。生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることから、相談員等のスキル向上や関係機関との連携強化を図るとともに、学習支援については、要保護・準要保護世帯への周知強化や学習・生活習慣の改善など、適切な支援をおこなう必要がある。

令和7(2025)年に「生活困窮者自立支援法」が改正され、生活困窮者が地域で安心して生活することを目的とした居住支援の強化等が盛り込まれた。超高齢社会の到来や物価の上昇など、社会情勢の変化により、生活困窮者の居住ニーズの増が見込まれていることから、相談体制や住居確保給付金の活用など、住まいに関する支援の充実・強化を図る必要がある。

3 生活保障と自立支援

令和6(2024)年度の本市の保護率は、38.83%であり、近年横ばいで推移しているが、相談者数は増加傾向にあり、同年度の申請者数は652件で過去最高となっている。

被保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこなうとともに、被保護者の早期自立を図るため、就労、資産、こども、療養の分野における自立支援プログラムを実施している。

本市の被保護世帯を類型別でみた場合、高齢者世帯、障がい者世帯、傷病者世帯が約9割を占めており、被保護者の状況に応じた支援体制を検討し、自立助長に向けた取り組みをおこなう必要がある。生活保障にかかる事務を適正かつ着実に実施していくため、ケースワーカーの安定確保・資質向上を図るとともに、自立支援プログラムの充実に向けて取り組む必要がある。

また、保護費全体の約半分を占めている医療扶助については、被保護者の健康管理支援や頻回・重複受診の解消、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みをすすめていく必要がある。

参考

生活困窮者における就労支援者数に対する
就労決定者数割合(%)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
91.9%	55.0%	62.7%

生活保護受給者における就労支援プログラム
支援者数に対する就労決定者割合(%)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
31.5%	30.1%	27.6%

● 用語の解説

■ 保護率

市人口の1,000人に対する被保護人員の比率を示す数値。係数は‰(パーミル)。

■ ケースワーカー

福祉事務所に配置され、生活保護業務全般をおこなう現業員。

施策 01

ライフステージに応じた健康づくりを推進する



施策の方向

1 自ら取り組む健康づくりの推進

地域や関係団体等との連携・協働のもと、ライフステージに応じた健康づくりや食育を推進し、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、市民が自ら健康づくりに取り組む環境を整える。

フレイル予防・介護予防に関する知識の普及・啓発をおこなうとともに、支援を要する高齢者を把握し、適切な介護予防活動や介護サービスにつなげる。

また、住民主体の「通いの場」の設置や運営継続を支援するとともに、リハビリテーション専門職と連携を図り、人となりのつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

2 生活習慣病対策の推進

特定健康診査・特定保健指導やがん検診等を通じて、生活習慣の見直しや疾病の早期発見・早期治療・重症化予防につなげるとともに、地域や関係団体、医療機関等との連携のもと、健診未受診者等への受診勧奨の強化、受診環境の充実に取り組み、受診率向上を図る。

3 こころの健康づくりの推進

悩みや心配ごとを抱えた市民に対する相談支援体制の構築をはじめ、メンタルヘルスに関する普及・啓発をおこなうとともに、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成など、生きることの包括的な支援に取り組む。

4 感染症対策の推進

感染症に関する正しい知識の普及や、県・関係機関と連携した感染症の予防・まん延防止に努める。

また、各種病原体に対する免疫の獲得に向け、予防接種の費用負担軽減を図るとともに、効果的な接種勧奨等による接種率の向上に取り組む。

5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険事業の安定的な運営に向け、保険料を納付しやすい環境の整備に取り組むとともに、関係課との連携のもと、医療費の適正化を図り、保険料率の高騰抑制に努める。後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携して実施する。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
健康寿命	78.3歳(R3:男性) 83.9歳(R3:女性)	延伸	出典:沖縄県/沖縄県市町村別健康指標
特定健康診査受診率	29.1%	44.0%	現状値は、令和6(2024)年度特定健康診査受診率(速報値)
人口10万人あたりの自殺者数	13.35人	13.70人	

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)(令和6～令和11年度)
- ・第4期特定健康診査等実施計画(令和6～令和11年度)
- ・健康・食育おきなわシティ21(令和7～令和18年度)
- ・第2次沖縄市自殺対策計画(令和7～11年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・健康食育推進事業
- ・介護予防地域活動支援事業
- ・自殺対策事業
- ・国民健康保険関連事業
- ・予防接種事業(定期高齢者等)
- ・予防接種事業
- ・健康増進事業

現状と課題

1 自ら取り組む健康づくりの推進

本市は、令和7(2025)年3月に「健康・食育おきなわシティ21」を策定し、健康寿命の延伸および主観的健康観の向上に向け、肥満の改善や働き盛り世代の健康づくりに重点を置いて、各種施策に取り組んでいる。生活習慣に起因する疾病が死亡理由の上位を占めることから、各ライフステージを経時的に捉えた健康づくりをおこない、望ましい生活習慣の確立・定着を促進する必要がある。

介護予防については、「第8次沖縄市高齢者がんじゅう計画」において、「平均自立期間年齢の上昇」を目標に、介護予防の教室開催や普及啓発等に取り組んでいる。本市の要介護認定率は、全国平均より低いものの、要介護3以上の重症者が占める割合は高いため、軽度のうちから、社会参加の機会創出や環境づくりなど、介護予防を推進する必要がある。

また、高齢者自身がフレイルのリスクを自覚するとともに、健康の維持改善に対する意欲や関心を高められるよう、通いの場において健康教育等をおこなうなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。

2 生活習慣病対策の推進

一次予防および重症化予防に向け、健康診査等の受診勧奨や保健指導等の生活習慣病対策に取り組んでいる。コロナ禍以降、特定健康診査受診率は伸び悩んでおり、がん検診受診率も国が設定する目標(60%以上)には至っていない状況にあることから、特定健康診査およびがん検診等に関する啓発強化や継続受診の促進等に取り組む必要がある。

3 こころの健康づくりの推進

本市は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を理念に、令和7(2025)年3月に「第2次沖縄市自殺対策計画」を策定しており、健康問題をはじめとする悩みや心配ごとを抱えた市民に対する相談支援体制づくりに取り組む必要がある。

自殺に至る原因や動機は様々であることから、市民の困りごとを包括的に受け止め、支援できるよう庁内および地域におけるネットワークを強化するとともに、講演会等を通じたメンタルヘルスの普及・啓発や自殺対策を支える人材の養成等に取り組む必要がある。

4 感染症対策の推進

感染症対策については、感染拡大を抑制するとともに市民生活・経済に及ぼす影響を最小限に抑えるため、「沖縄市新型コロナウイルス等対策行動計画」(令和7(2025)年度全面改定)において、感染症発生段階および役割等に応じた対策・対応を定めている。新型コロナウイルスの対応で明らかとなった課題をふまえ、市民の生命および健康を保護し、ならびに市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から必要物資の備蓄や訓練の実施、感染症に関する正しい知識の普及等をおこなう必要がある。

本市では、感染防止・重症化予防のため、子ども・高齢者等を対象に定期予防接種の接種勧奨や周知等に取り組んでいるが、通知を見ていない、わかりにくい等の意見もあることから、世代に応じて認知・アクセスしやすい媒体の利用や表現の工夫など、市民の利便性や健康意識、予防接種率の向上を図る必要がある。

5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険事業における保険料収納率は、令和3(2021)年度以降、93%以上となっているものの、収納率の維持およびさらなる向上を図るため、納付環境の整備などに取り組む必要がある。今後、高齢化の進展や医療の高度化等により、一人あたりの医療費の増加が見込まれるため、医療費適正化に向けた取り組みを強化する必要がある。後期高齢者医療制度については、被保険者数の増加や医療の高度化等に伴い、医療費の増大が見込まれるため、沖縄県後期高齢者広域連合との連携を図り、制度運営にあたる必要がある。

参考

特定健康診査受診率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
31.0%	32.2%	29.1%

人口10万人あたりの自殺者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
16.07人	21.03人	13.35人

●用語の解説

■ ライフステージ

人生の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。

■ 特定健康診査

平成20年度より始まった40～74歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした健康診査。

都市像4

人と産業の成長を支え
発展し続けるまち



施策 01

地域資源の磨き上げと 魅力発信に取り組む

施策の方向

1 沖縄アリーナを活かした地域活性化

スポーツ興行や音楽コンサート等、エンターテインメントの拠点施設である沖縄アリーナのブランディングに取り組み、大規模イベントの誘致や内外からの誘客を図るとともに、商店街や宿泊業をはじめ、地域や関係団体等と連携し、アリーナ来訪者のまちなか回遊を促進する。

また、長期的な視点による沖縄アリーナの計画的な機能の維持・向上に取り組む。

2 沖縄こどもの国の魅力向上

既存区域のリニューアルや拡張区域の整備については、民間との連携を検討するとともに、新たな動物の導入やナイトZOOの充実など、各種ソフト施策を展開し、国内に類をみない魅力あふれる観光施設として内外からの誘客を図る。

3 エイサーを活用した観光誘客

沖縄全島エイサーまつりの開催支援や周辺環境の充実に取り組み、安全なまつりの運営や来場者の増加を図るとともに、内外からの誘客に向け、地域のエイサーイベントを支援する。

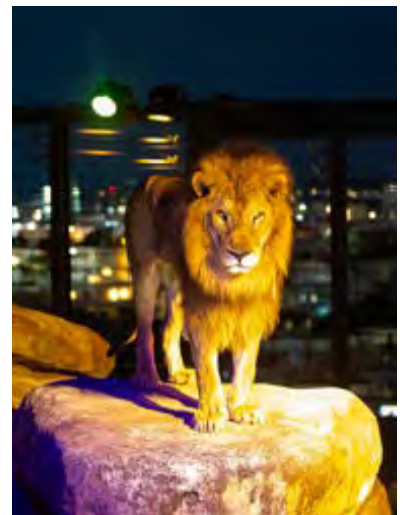
エイサー会館の集客および施設収入の増加に向けた体験プログラムの構築を図るなど、エイサーを活かした観光誘客に取り組む。

4 音楽によるまちづくりの推進

ミュージックタウン音市場を中心に、島唄やオキナワンロック、ジャズ等の本市の魅力的な音楽文化を発信し、音楽のまちとしての認知度向上およびブランド化に取り組むとともに、市内音楽関連事業者との連携により、ライブハウスや民謡酒場等、市内の音楽スポットにおけるにぎわいの創出を図る。

5 効果的なプロモーションの展開

本市の魅力をPRするため、ポータルサイトやSNS、動画など様々な媒体を通じて観光情報を発信するとともに、観光動態分析等から得られる情報を勘案しつつ、歴史・文化資源等の活用や団体旅行の誘致を促進するなど、戦略的な観光誘客に取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
沖縄市来訪者数	2,946万人	3,088万人	年間延べ人数 (沖縄市以外の県民含む)

● 関連する部門別計画や指針など

・第2次沖縄市観光振興基本計画(令和4～令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

・沖縄アリーナ推進事業
 ・沖縄こどもの国推進事業
 ・音楽のまち推進事業
 ・沖縄こどもの国整備事業
 ・沖縄全島エイサーまつり事業
 ・観光宣伝事業

現状と課題

1 沖縄アリーナを活かした地域活性化

沖縄アリーナは、本市のランドマークとして令和3(2021)年3月に供用開始し、琉球ゴールデンキングスのホームゲームをはじめ、「FIBAバスケットボールワールドカップ2023」や「Bリーグオールスターゲーム2024」等、世界的・全国的な大会のみならず、有名アーティストによる全国ツアーなどの開催地となっている。今後も引き続き、大規模なイベントの開催が期待され、滞在型観光の大きな吸引力となることから、沖縄アリーナのブランディングを通じた来場者のさらなる増加やまちなか回遊を促進し、中心市街地をはじめ、周辺地域への波及効果を高めるとともに、沖縄アリーナの計画的・効率的な維持管理に取り組む必要がある。

2 沖縄こどもの国の魅力向上

沖縄こどもの国は、令和6(2024)年7月に国内初となる通年での夜間開園をスタートするなど、ユニークかつ魅力ある観光誘客施設として、大規模なリニューアルをすすめている。

また、県外および国外からの観光誘客に向け、季節ごとに誘客イベントを実施するとともに、魅力的な動物の展示に取り組んでおり、令和6(2024)年度には、開園史上最多となる約73万人の来場実績となった。

「ここでしか体験できない感動に満ちた動物園」をめざし、さらなる魅力向上に取り組む必要があるが、既存施設や拡張施設の整備費に加え、将来の維持管理費等の増加が見込まれることから、財政負担軽減に向け、民間資金やノウハウ等の導入を検討する必要がある。

3 エイサーを活用した観光誘客

本市では、「エイサーのまち宣言(平成19(2007)年6月)」のもと、伝統文化の継承・発展、地域活性化をめざし、沖縄全島エイサーまつりをはじめ、エイサー文化の発信やエイサーに触れる機会の創出に向けた取り組みをおこなっている。

沖縄全島エイサーまつりは、令和7(2025)年で第70回目の開催となり、毎年30万人以上が来場する本県最大のエイサーイベントとなっている。引き続き、来場者の増加に対応するための駐車場の確保やシャトルバスの運行をはじめ、まつり会場の安全対策、地域経済の活性化への効果拡大が求められる。

エイサー文化の発信拠点となるエイサー会館では、エイサー検定や体験プログラム等をおこなっているが、さらなる集客および施設収入の増加に取り組む必要がある。

また、地域主体のエイサーイベントの開催を支援しているが、イベント数の増加に伴い、より効果的な支援方法を検討する必要がある。

4 音楽によるまちづくりの推進

本市では沖縄民謡が育まれてきたことに加え、米軍統治時代にアメリカ文化の影響を受けたロックやジャズなど個性的な音楽文化が創出され、市内には、ライブハウスや民謡酒場等の音楽スポットが集積している。

音楽のまちをさらに推進するため、市内音楽関連事業者と連携し、魅力ある音楽鑑賞の機会提供や本市の豊富な音楽資料の活用、市内音楽情報の一体的・効果的な発信など、音楽によるにぎわいの創出とブランド化に向け取り組んでいるものの、さらなる認知度の向上が必要である。

5 効果的なプロモーションの展開

沖縄県の入域観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少したものの、令和4(2022)年以降回復傾向にあり、今後も好調に推移すると見込まれている。

本市においては、観光誘客を図るため、まちまーいのガイド養成や団体旅行誘客に向けた取り組み等を支援している。また、観光ポータルサイト「KOZA WEB」や観光情報番組「コザの裏側」、観光情報誌「沖縄市GO」等により、観光情報を発信しており、今後も様々な媒体を通じて、本市の観光PRをおこない、観光客の増加へつなげていく必要がある。

参考

沖縄市来訪者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,088万人	2,940万人	2,946万人



施策 02

スポーツの力による
活気あるまちづくりを推進する



施策の方向

1 スポーツコンベンションの推進

関係団体等との連携によりスポーツ合宿や国際大会など、スポーツコンベンションの受入れ環境の整備を図るとともに、積極的な誘致・受入れをおこなう。

本市をホームタウンとするプロスポーツチーム等の活動支援や応援機運の醸成に取り組むとともに、スポーツ観戦者等のイベント前後のまちなか回遊を促進するなど、スポーツを通じた地域経済の活性化を図る。

2 モータースポーツの振興

(仮称)沖縄サーキットの整備に向け、自動車関連産業および教育機関との連携強化に取り組むとともに、モータースポーツマルチフィールド沖縄の活用促進や周辺環境を整備するなど、モータースポーツのさらなる振興を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
スポーツ合宿・大会受入件数	218件	240件	
モータースポーツマルチフィールド沖縄における協賛企業数	64社	100社	

● 関連する部門別計画や指針など

- ・スポーツコンベンションシティ宣言(平成8年度議決)
- ・サーキット場および関連産業に関する基礎調査報告書(平成27年度作成)
- ・(仮称)沖縄サーキット整備基本構想(平成28年度策定)
- ・(仮称)モータースポーツ多目的広場整備計画調査業務報告書(平成29年度作成)
- ・第2次沖縄市観光振興基本計画(令和4～令和8年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・スポーツコンベンション推進事業
- ・コザ運動公園リニューアル整備事業
- ・(仮称)沖縄サーキット整備事業
- ・モータースポーツマルチフィールド沖縄運営費

現状と課題

1 スポーツコンベンションの推進

国は、令和4(2022)年に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツによる地方創生やスポーツツーリズムのさらなる促進に取り組むとしている。県は、令和4(2022)年に策定した「第2期沖縄県スポーツ推進計画」において、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向け、スポーツコミッション沖縄等と連携したスポーツコンベンションの誘致をすすめていくこととしている。

本市においては、平成8(1996)年の「スポーツコンベンションシティ」宣言以来、県内最大規模の二つの運動公園が立地する恵まれた環境を活かし、プロ・アマを問わず様々なスポーツ大会や合宿等を積極的に誘致している。令和5(2023)年には沖縄アリーナにて「FIBAバスケットボールワールドカップ2023」が開催されており、今後は、開催機会を活かした国際大会のさらなる誘致やトップアスリートの滞在を見据えた受入体制の強化が求められる。

県内各地からのアクセス性に優れたコザ運動公園においては、スポーツを通じた観光交流拠点の形成に向け、機能向上に取り組む必要がある。

また、広島東洋カープの春季キャンプや本市をホームタウンとするFC琉球(Jリーグ)・琉球ゴールデンキングス(Bリーグ)等の公式戦の開催などにより県内外から多くの観戦者や参加者が本市を来訪しているものの、イベント前後の会場周辺エリアの周遊に十分につながっていない状況であり、市内経済への波及効果拡大に向けて注力する必要がある。

2 モータースポーツの振興

「新たな滞在型観光・雇用の創出を実現するサーキット」をめざし、本格的なモータースポーツの拠点となる(仮称)沖縄サーキットの整備の機運醸成に向け、オキナワモーターショーを開催し、自動車関連産業および教育機関との連携強化に取り組んでいる。

また、令和3(2021)年4月にモータースポーツマルチフィールド沖縄を供用開始し、モータースポーツ競技やイベントの開催をとおした機運醸成に取り組んでいるが、駐車場不足が課題となっていることから、施設の充実に向けて検討するとともに、さらなるモータースポーツの振興を通じて、自動車関連産業等の進出による雇用創出や沖縄観光における新たなコンテンツの確立につなげていく必要がある。

参考

スポーツ合宿・大会受入件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
119件	176件	218件

モータースポーツマルチフィールド沖縄における協賛企業数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
50社	52社	64社



● 用語の解説

■ スポーツコンベンションシティ

スポーツに親しむ環境づくりや各種スポーツ団体の受入等、スポーツ交流による活気に満ちたまちづくりをめざすため、平成8年9月24日に、「スポーツコンベンションシティ」を宣言した。

■ FIBA

国際バスケットボール連盟。

施策 03 観光環境の整備をすすめる



施策の方向

1 安全・安心・快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり

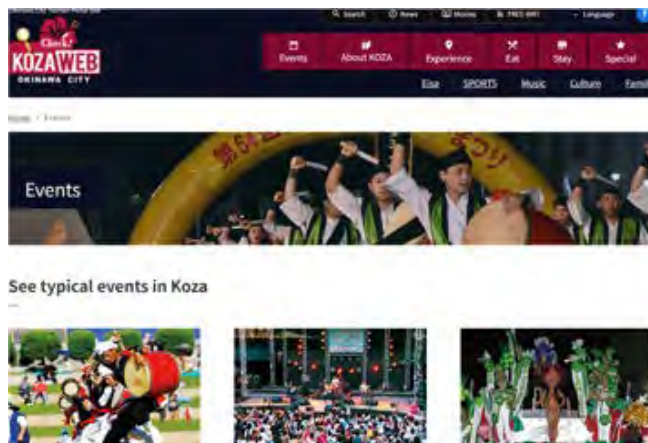
災害や感染症等の観光危機に対応できる体制の構築やバリアフリー観光の推進に取り組むとともに、情報発信やまちなかにおける多言語対応の強化、誘客施設の充実など、官民連携によるインバウンドを含めた観光客の受入れ環境の整備を図る。

観光関連団体をはじめ、周辺自治体との連携や観光動態分析により、観光客の市内滞在時間延長に向けて取り組む。

2 東部海浜開発地区「潮乃森」の価値を高める企業誘致の推進

持続可能なビーチフロント観光地の創出により、「所得向上」「雇用創出」「産業活性化」を実現するため、計画的な企業誘致活動に取り組むとともに、認知度向上に向けた取り組みをすすめる。

また、エリアマネジメントを意識した官民連携による効果的・効率的な土地利用および施設整備手法の検討をすすめる。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
市内の主要ホテル延べ宿泊数	330,564人	388,000人	
1人当たりの平均宿泊日数	1.8泊	2.0泊	

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市観光危機管理計画(令和3年度策定)
- ・第2次沖縄市観光振興基本計画(令和4～令和8年度)
- ・東部海浜開発地区企業誘致推進業務報告書(平成30年度)
- ・東部海浜開発地区長期滞在観光地形成調査業務報告書(令和元年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・観光振興事業
- ・観光基盤整備事業
- ・東部海浜開発地区企業誘致推進事業

現状と課題

1 安全・安心・快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症や各地で発生する自然災害などの経験・教訓を生かし、国は、持続可能な観光立国をめざすため、災害・危機が発生した際の旅行者の支援体制整備等を推進している。近年、高齢者や障がい者、外国人観光客など、だれもが楽しめる観光地のあり方として「バリアフリー観光」の重要性が高まっている。

本市においては、令和4(2022)年3月に「観光危機管理計画」を策定し、安全・安心・快適な観光地づくりを推進するとともに、観光施設における心のバリアフリー認定を推進しているが、市内の観光関連事業者に十分浸透していない状況にある。本市を訪れる観光客のうち、宿泊を伴う県外客の市内宿泊は4割程度であり順調であるものの、さらなる市内宿泊者の増加に向け、観光動態分析をととした観光誘客および市内滞在時間の延長に向けた取り組みが必要である。

2 東部海浜開発地区「潮乃森」の価値を高める企業誘致の推進

本市は、国・県・地域と連携した一大プロジェクトとして「潮乃森」の開発を推進しており、国および県は令和11(2029)年度の埋立事業の完了をめざすとしている。

また、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)」では、県土の均衡ある発展を支える観点から沖縄本島東海岸地域の観光振興を図る拠点として位置づけられている。

本市としては、新たに脱炭素技術の実装をはじめ、中城湾港の豊富な観光資源等を活かした港湾の魅力向上および太平洋を望む景観を生かした土地利用を図る持続可能な観光地形成に向け、官民連携を前提とした開発手法の検討をすすめるとともに、施設整備のあり方については、地域社会・経済情勢や時代の潮流に対応した新たな取り組みをすすめる必要がある。



参考

市内の主要ホテル延べ宿泊数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
218,350人	307,974人	330,564人

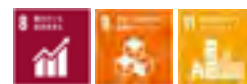
1人当たりの平均宿泊日数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.8泊	1.9泊	1.8泊



施策 01

商業・中小企業の振興と
中心市街地の活性化を図る



施策の方向

1 商業環境の充実と中小企業の振興

市内中小企業の経営基盤の強化や販路拡大、事業者の育成、デジタル技術等の導入による事業効率化や生産性向上の支援等に取り組み、商業環境の充実を図る。

2 中心市街地のにぎわい創出

新たな交通拠点整備の進捗をふまえ、沖縄アリーナをはじめとする誘客施設との有機的な連携や歴史文化・まちの個性等の活用により、まちなかの回遊性向上や商店街等の組織力強化の支援に取り組むとともに、民間とも連携した地域主体の快適で良好なまちづくりを促進するなど、にぎわい創出による活性化を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
中心市街地歩行者通行量 (イベントの無い休日)	5,830人/日	6,864人/日	中活計画目標値(8地点抜粋)
市内商店街等営業店舗率	90.3%	92.7%	沖縄市商業活性化推進協議会「営業店舗・空き店舗」調査報告より

● 関連する部門別計画や指針など

・沖縄市中心市街地活性化基本計画(令和6～令和10年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・沖縄市商業活性化推進協議会補助金
- ・沖縄商工会議所補助金
- ・沖縄市中心市街地活性化協議会補助金
- ・商店街活性化支援事業

現状と課題

1 商業環境の充実と中小企業の振興

「令和3年経済センサス-活動調査」における本市の商業概況は、事業所数1,083事業所、従業者数8,320人、売上金額174,510百万円となっており、前回(平成28(2016)年)の調査と比較すると、売上金額は増加している一方で事業所数、従業者数は減少している。近年、物価高騰や最低賃金引上げが続くなど、商業環境の変化が地元中小企業等の経営に大きな影響を及ぼしており、経営改善への支援や資金融資等が求められている。

地域経済の活性化に向け、引き続き、中小企業者・商店街関係者・行政等が連携し、地元中小企業の販路拡大や業務効率化、融資制度の活用に関する支援等に取り組む必要がある。

2 中心市街地のにぎわい創出

沖縄アリーナをはじめとする誘客施設の整備により、市外からの交流人口の拡大やにぎわい創出には一定の効果がみられるものの、中心市街地への波及が課題となっていることから、令和6(2024)年に3期目となる「沖縄市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「歴史文化やまちの個性、人々を魅了するエンターテインメントの力を活かしたにぎわいづくり」「地域・住民・来訪者にとって快適で良好なまちづくり」を基本方針として、各種施策に取り組んでいる。胡屋・中央地区では、新たな交通拠点の整備に向けた取り組みがすすめられており、国の動向もふまえながらまちのさらなる魅力向上およびアクセス性・回遊性の向上を図る必要がある。

また、商店街等では建物の老朽化や環境衛生などが課題となっており、商店街等の主体的な取り組みや組織力強化を促進していく必要がある。



参考

中心市街地歩行者通行量(イベントの無い休日)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
5,486人/日	5,110人/日	5,830人/日

市内商店街等営業店舗率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
89.7%	89.9%	90.3%



● 用語の解説

■ 沖縄市中心市街地活性化基本計画

「中心市街地の活性化に関する法律」にもとづき、中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一帯的に推進するため、基本計画を策定している。

施策 02

ものづくり産業の振興と
企業誘致に取り組む



施策の方向

1 物産と工芸の振興

ものづくり産業の振興を図るため、沖縄市産業まつり・沖縄市工芸フェアの開催や知花花織の生産性向上等の取り組みを支援するとともに、コザ工芸館「ふんどう」の運営や市産品の商品開発・販路拡大・PR支援により、ブランドの確立やさらなる認知度向上に取り組む。

2 工業地域の活性化

中城湾港新港地区において、国・県等の関係機関との連携や貨物船の新たな定期就航に向けた取り組み等により、沖縄本島中部の物流拠点として取扱貨物量の増加や物流と人流の両立に向けた港湾および周辺機能の充実を促進する。国際物流拠点産業集積地域の地理的優位性を活かし、製造業や物流関連産業などの企業立地の推進を図る。

3 企業誘致の推進

国・県等の関係機関や周辺環境との連携、インキュベート施設の活用等を通じて、情報通信関連産業や観光関連産業、製造業、物流関連産業を中心とした戦略的な企業誘致に取り組み、多様な就業機会および高付加価値の創出による市民所得の向上を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
沖縄市産業まつり売上額	24,839千円	28,000千円	
港湾取扱貨物量(公共貨物)	119万 フレート・トン	143万 フレート・トン	中城湾港新港地区における1~12月の公共貨物量 現状値は、令和5年実績
コワーキングスペース利用者数	1,508人	1,760人	沖縄市ITワークプラザ、コザしんきんスタジアム
誘致企業数	219社	250社	新規立地件数

● 関連する部門別計画や指針など

・第5次沖縄市企業誘致基本方針(令和5~令和14年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・物産振興事業
- ・伝統工芸産業支援事業
- ・企業誘致推進事業
- ・工芸による街づくり事業
- ・中城湾港新港地区物流促進支援事業

現状と課題

1 物産と工芸の振興

本市は、地域資源を活かした市産品および工芸品の振興に向け、新たな商品の開発や既存品の改良、販路拡大等を促進するとともに、生産意欲の高揚と消費者意識の啓発を図るため、沖縄市産業まつりおよび工芸フェアの開催を支援している。

また、新商品アワードをととして市産品のブランド化を図るとともに、アンテナショップであるコザ工芸館「ふんどう」の運営を支援し、工芸品のPRをおこなっているものの、物産や工芸に携わる事業者の収益向上が課題となっており、市産品および工芸品のさらなる認知度の向上を図る必要がある。

国の伝統的工芸品に指定されている知花花織については、担い手育成や生産体制の維持・確保、経営基盤の安定化に向け、組合の活動支援をおこなっており、引き続き、組合員の技術向上による組織力および生産性の向上に取り組む必要がある。

2 工業地域の活性化

本市は、東アジア・東南アジアの中心である沖縄県の中央に位置しており、中城湾港新港地区および池武当地区は、国内唯一の国際物流特区である「国際物流拠点産業集積地域」の対象地域に指定されるとともに、中城湾港は「総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)」に指定されている。

中城湾港新港地区において、貨物船の新たな定期就航の創出をめざし、令和6(2024)年度より、大阪南港・岡山県玉島港を結ぶ航路の実証実験をおこなうとともに、輸送費用等を支援している。

今後は、引き続き貨物船の定期就航化等による取扱貨物量増加を促進するとともに、新たなインターチェンジの整備を見据えて池武当地区への企業立地を推進し、物流の促進に向けた中城湾港新港地区と池武当地区の連携を図る必要がある。

3 企業誘致の推進

本市では、「第5次沖縄市企業誘致基本方針」において、低未利用が課題となっている知花ゴルフ場跡地、農振農用地(古謝・大里)、沖縄少年院跡地、準工業地域(池武当交差点周辺)を重点地区として位置づけ、市民所得の向上に向け、高付加価値および雇用を創出する企業の誘致に取り組むとともに、産業集積を促進するため、サテライトオフィス等の拠点施設を供用開始している。

本市の内陸部準工業地域においては、(仮称)池武当インターチェンジの新設が計画されており、古謝・大里とともに、中城湾港新港地区との近接性や物流の効率化をふまえた戦略的な企業誘致に取り組む必要がある。

今後も、社会情勢や企業ニーズなどをふまえ、沖縄アリーナ等の誘客施設や重点地区周辺環境と相乗効果を生む企業の誘致を推進する必要がある。

参考

沖縄市産業まつり売上額

令和4年度	令和5年度	令和6年度
12,310千円	24,138千円	24,839千円

港湾取扱貨物量(公共貨物)

令和3年	令和4年	令和5年
138万 フレート・トン	114万 フレート・トン	119万 フレート・トン

誘致企業数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
246社	289社	219社

コワーキングスペース利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	568人	1,508人

●用語の解説

■ 新商品アワード

事業者の技術力向上と生産意欲の高揚を図るとともに、受賞商品を広く内外へ紹介し、ものづくり産業の振興に資することを目的とする市内の新商品を対象としたコンクール。

■ 総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)

循環型社会の実現を図るための静脈物流の広域輸送拠点として、港湾管理者からの申請により国土交通省港湾局が指定した港湾。

■ サテライトオフィス

都市部の企業または団体が、本拠から離れた所に設置された遠隔勤務のためのオフィスの総称。

■ フレート・トン

容積トンと重量トンと比較し、いずれか大きい方を採用して出される港湾取扱貨物量の単位。容積トンとは容積40立方フィート(1.133立方メートル)を1トン、重量トンとは1,000キログラムを1トンとして計算される数値。



施策 01

雇用の安定と創業支援の充実を図る

施策の方向

1 就労支援の充実

若年者や障がい者、高齢者等の様々な就労ニーズに対するきめ細やかな支援に取り組むとともに、子育て支援と連携した就労支援の強化を図る。

国・県等の関係機関との効果的な連携体制を構築するとともに、情報通信産業施設等における雇用の促進やデジタル人材の育成による就労支援に取り組む。

2 創業支援の推進

地域金融機関や沖縄商工会議所など関係機関と連携し、スタートアップ等のワンストップ相談や資金調達等を支援するとともに、市内への企業立地を促進し、産業集積を図る。

スタートアップについては、国内外とのネットワーク拡大によるイノベーションを促進するとともに、創業を通じた雇用の創出など、地域経済の活性化に向けて戦略的に取り組む。

3 多様な働き方と就労環境づくりの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、デジタルの活用等による多様な働き方や企業の生産性の向上を促進するとともに、就業者の定着率の向上や正規雇用化を支援する。

働きやすい環境づくりに向け、中小企業勤労者福祉サービスセンターを支援するとともに、中小企業従事者の福利厚生充実のため、中小企業退職金共済制度の普及等を促進する。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
1人当たりの市民所得(県平均比較割合)	89.9%	100%	県平均の所得額に対する市民所得額の比率(令和4(2022)年度)

● 関連する部門別計画や指針など

無し

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・就労等支援事業
- ・スタートアップエコシステム支援事業
- ・労働福祉事業

現状と課題

1 就労支援の充実

沖縄県の完全失業率は、改善傾向にあるものの、全国より高い水準にあり、令和2年国勢調査では全国平均の3.8%に対して5.5%となっている。

本市の完全失業率についても同様に改善傾向ではあるが、国や県の平均と比較すると依然高い状況にあり、特に10代～20代の若年者層が高くなっている。

本市では、これまで「街の就活スポット ジョブカフェ」を通じて就労支援やキャリア形成支援等に取り組んできた。今後は、国や県が取り組む類似事業との連携のあり方を調査検討するとともに、子育て支援と連携した就労支援を強化する必要がある。

また、情報通信関連産業は、沖縄の距離的な不利性を克服し地理的な優位性を活かせる可能性が高く、観光産業に並ぶリーディング産業として、国の「沖縄振興基本方針」、県の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」および「情報通信産業振興計画」等のもと、振興が図られてきた。

本市においても、沖縄市ITワークプラザ、沖縄市雇用促進等施設（BCコザ）を整備し、情報通信関連産業の立地による雇用の促進を図るとともに、近年のデジタル技術の普及と発展により、経済や産業構造が変革する中、デジタル人材の確保に取り組んでいるものの、スキル習得から就労へ十分に結びついていない状況にある。

2 創業支援の推進

本市は、「産業競争力強化法」にもとづく「認定創業支援等事業計画」を策定し、商店街内に位置する創業支援拠点「スタートアップラボ ラグーン コザ」をとおして、スタートアップ等の創業・起業支援に取り組んでいる。

令和7（2025）年6月には、本市が加盟する「おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」が、国のNEXTグローバル拠点都市に選定され、さらなるスタートアップの創出と地域経済の活性化が期待されている。今後、スタートアップの成長に重要な他地域の関係機関等との連携を強化するとともに、成功事例の創出や創業等を通じた地域のさらなる活性化を促進する必要がある。

3 多様な働き方と就労環境づくりの支援

国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、企業の生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくること重要であり、ワーク・ライフ・バランスやデジタルの活用等による多様で柔軟な働き方を促進させるための取り組みが求められる。

県内事業所では人手不足や離職率の増加が深刻な状況にあり、雇用の安定に向け、働きやすい職場環境の整備が重要であることから、中小企業従事者の福利厚生充実に向けた支援を継続する必要がある。



参考

1人当たりの市民所得（県平均比較割合）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
89.5%	90.4%	89.9%

用語の解説

■ おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム

沖縄県が主導し、県内の大学や金融機関、企業などの産官学が連携して県内のスタートアップを支援する組織。



施策 01

多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する



施策の方向

1 魅力ある農業の振興

農産物の安定生産や高付加価値化に向け、施設整備や病虫害防除等を支援するとともに、市産品や産地に対する市民の意識高揚を図り地産地消を促進する。

新たな担い手の育成や農福連携、遊休農地の利用促進、効率的な営農等を図るため、関係機関と連携して「地域計画」の取り組みを推進するとともに、優良な農地の確保・保全に取り組む。

2 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化

畜産物の品質向上やブランド化を図るため、優良種畜の導入や生産奨励補助、家畜伝染病の予防などにより、家畜の改良・増産を促進する。県や関係機関等と連携し、畜産農家の経営力や飼養管理技術の向上を促進するとともに、飼養衛生環境の向上を図るため、周辺環境調査や悪臭等の抑制支援をおこなう。

3 持続可能な水産業の振興

沖縄市漁業協同組合等の関係機関との連携により、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた水産物の消費拡大や新たな担い手の確保を促進するとともに、漁船装備品等の購入や収益性を高める取り組みを支援するなど、漁家経営の安定化に向けて取り組む。

持続可能な水産業の実現のため、水産資源の保全に取り組むとともに、飲食・物販など他産業との連携やPR活動等を通じた本市の水産物のブランド化を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
認定農業者数	31経営体	36経営体	中心経営体の累計
漁業就業者数	86人	89人	

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄農業振興地域整備計画書(令和4年度策定)
- ・沖縄市農産業活性化計画(令和1～令和10年度)
- ・沖縄市酪農・肉用牛生産近代化計画書(平成28年度策定)
- ・地域計画(令和7～令和16年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・耕種農業生産振興対策事業
- ・農地農業振興事業
- ・畜産生産奨励事業
- ・畜産衛生環境保全事業
- ・水産業振興対策事業

現状と課題

1 魅力ある農業の振興

農業を取り巻く国内環境は、平成30(2018)年12月の「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」発効により、今なお国際的な競争に晒されている。

本市においては、平成17(2005)年度に小菊、平成19(2007)年度にびわとマンゴーが、沖縄県の拠点産地認定を受けており、食用菊は県内唯一の生産地であるなどの特色がみられる。農産物は、市場価格の変動や気象条件、セグロウリミバエ等の病害虫による被害などに左右されるため、今後も引き続き、安定生産・安定出荷に向けた取り組みを促進する必要がある。

また、農地の減少が課題となっていることから、優良な農地の確保・保全と遊休農地の有効活用とともに、新たな担い手の確保に向け、新規就農の促進や農福連携に取り組む必要がある。

2 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化

我が国の畜産業は、家畜伝染病による経営リスクが顕在化し、依然として厳しさが続いている。

本市においては、令和2(2020)年1月に発生した豚熱により市内の3分の2にあたる7千頭余りの豚が被害に遭い、現在も海外への輸出に制限がかかる予防ワクチンの接種が必要となっている。子牛生産については堅調であるものの、各団地施設の老朽化や養豚農家の後継者不在による廃業が生じている。経営の安定化に向け、引き続き、優良種畜の導入や生産奨励等の支援による畜産経営基盤の安定化や、畜産共進会・沖縄市産業まつり等を通じた畜産物の品質向上やブランド化を図る必要がある。

また、畜産環境について、畜産施設周辺の居住者や施設利用者の理解が得られるよう、畜産経営における飼養衛生環境の向上に不断の努力が求められており、臭気や害虫対策を促進する必要がある。

3 持続可能な水産業の振興

全国的に漁業就業者の減少・高齢化等による生産力の低下が見られるとともに、魚介類の消費量も低下している中、本市においても漁業経営体数および漁獲量は減少傾向にあり、さらなる水産業の活性化を図るため、「浜の活力再生プラン」の策定に取り組んでいる。

今後は、引き続き消費喚起や漁業体験をとおした新たな担い手の確保に向けて取り組むとともに、他産業との連携、PR活動、収益性を高める環境整備などの促進を通じて、本市の水産物のブランディングを図る必要がある。

参考

認定農業者数(累計)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
28経営体	30経営体	31経営体

漁業就業者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
82人	85人	86人



● 用語の解説

■ 地域計画

地域での話し合いによりめざすべき地域農業の将来のあり方と今後の農地利用の姿を具体的に表した目標地図を示した計画。

■ 浜の活力再生プラン

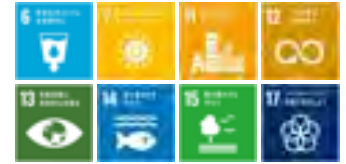
漁業者の所得向上を通じた漁村地域の活性化をめざし、漁業者が主体となって5年間、具体的な取り組みを実施するための総合的な計画。

都市像5

環境と調和し
安心して住み続けられるまち

施策 01

地球環境にやさしく
きれいなまちを築く



施策の方向

1 自然環境と生活環境の保全

市民や自治会、企業等との協働による環境保全活動に継続して取り組むとともに、水質汚濁、騒音、振動、臭気等の環境問題の未然防止に向け、環境調査・指導をおこなう。

また、安全で衛生的な生活環境の確保に向け、環境学習や犬・猫の適正飼育に関する周知啓発、狂犬病予防対策等に取り組むとともに、北部地区においては、良好な自然環境の保全や県との連携による適切な環境づくりをすすめる。

2 地球温暖化対策の推進

ゼロカーボンシティの実現に向けて、国が展開するデコ活やゼロカーボンアクション30の普及を促進するとともに、市民一人ひとりの環境に関する意識向上および行動変容を図る。

また、交通分野の脱炭素化と地域課題の同時解決や太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進など、「沖縄市地球温暖化対策実行計画」にもとづく各種取り組みをすすめる。

3 循環型社会づくりの推進

市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築に向け、ごみ分別の周知・啓発活動や指導等をおこない、食品ロスの削減など、ごみの減量化・再資源化等を図るとともに、不法投棄の防止に向けた啓発活動やパトロール等をおしてごみの適正な処理を促進する。

また、倉浜衛生施設組合の熱回収施設およびリサイクルセンターの運営を支援するとともに、市民のごみに対する意識高揚等を図るため、地域における環境美化活動の促進および企業等によるボランティア清掃等の支援に継続して取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
市内の温室効果ガス排出量	836千t-CO ₂	616千t-CO ₂	沖縄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に記載 (現状値は令和4(2022)年度)
一人1日当たりのごみ排出量	816.4g	800g	推計値として一般廃棄物処理基本計画に記載

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市環境基本計画(令和3～令和12年度)
- ・沖縄市一般廃棄物処理基本計画(平成28～令和7年度)
- ・沖縄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和6～令和12(中期)～令和32年度(長期))
- ・沖縄市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(令和6～令和12(中期)～令和32年度(長期))
- ・沖縄市災害廃棄物処理計画(令和5年度策定)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・環境保全事業
- ・狂犬病予防等対策費
- ・生ごみ処理容器設置補助金
- ・清掃指導費
- ・倉浜衛生施設組合負担金(ごみ)
- ・倉浜衛生施設組合負担金(し尿)
- ・北部地区環境調査事業
- ・温暖化対策推進事業
- ・ごみ袋指定事業
- ・家庭ごみ収集事業
- ・塵芥収集事業(公共施設)
- ・街の美化推進事業

現状と課題

1 自然環境と生活環境の保全

国は、令和6(2024)年12月に「第6次環境基本計画」を策定し、脱炭素社会や循環型社会の構築に向けた取り組みをすすめるとともに、環境保全を通じた国民一人ひとりの「ウェルビーイング(生活の質)」の向上をめざしている。

本市は、地球環境にやさしくきれいなまちをめざし、市民・事業者等との協働により「沖縄市環境基本計画」の各種施策を推進している。本市の北部地区においては、緑地や河川など豊かな自然環境を有する一方、産業廃棄物処理施設の集積や不法投棄、悪臭など、環境悪化が懸念されており、地域住民から環境調査や不法投棄監視等が強く求められているため、不法投棄対策をおこなうとともに、引き続き県主導のもと、ごみ山の改善に取り組んでいく必要がある。また、狂犬病予防法にもとづく犬の登録や予防接種をはじめ、犬・猫の飼い主に対する適正飼育に関する周知啓発、大型犬の逸走防止に係る指導等を実施し、安全で衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、環境に対する理解の促進を図るため、継続的に出前講座を開催していく必要がある。

2 地球温暖化対策の推進

国は、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」をめざすとともに、温室効果ガスを46%削減(2013年度比)するとしている。

本市においても、令和3(2021)年7月に、令和32(2050)年までにCO₂排出実質ゼロに挑戦する「沖縄市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、その実現に向けた取り組みとして、「沖縄市環境基本計画 第2章」を改定し、「沖縄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)令和6年度版」を策定している。また、住宅への太陽光発電システムやCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)の設置を支援するとともに、市民・事業者に対するゼロカーボン相談窓口の設置や情報発信等をおこなっている。今後も国の動向を注視しつつ、引き続き同計画にもとづき、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進する必要がある。

3 循環型社会づくりの推進

国は、循環型社会の構築に向け、3R推進に取り組むとともに、令和7(2025)年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第2次基本方針)」を策定し、消費者や事業者等に対する食品ロスに関する削減目標を上方修正するなど、これまでの取り組みをさらに加速させるとしている。

本市は、「沖縄市一般廃棄物処理基本計画」にもとづき、一般廃棄物の処理について、市民や団体・組織、事業者、行政が一体となり、循環型社会の形成を推進してきた。ごみの排出抑制や減量化を図るため、沖縄市クリーン指導員を配置し、地域におけるごみの適正な排出やごみの減量・資源化の促進および指導をおこなうとともに、生ごみ処理機器等の普及等に取り組んでいる。家庭ごみの発生抑制や生ごみ処理機器等の補助実績向上に向けた周知・啓発等の見直しをおこなうとともに、不法投棄の抑止および防止のため、看板の提供やパトロールの強化を図る必要がある。

市民のごみに対する意識高揚等を図るため、毎年11月の第2日曜日に、自治会・学校・事業者・ボランティア団体等と連携して「クリーンデーin沖縄市」を開催するとともに、自治会が自主的に開催する美化活動を促進しているが、参加者数が減少傾向にあるため、さらなる環境美化意識の向上・定着を図る必要がある。

参考

一人1日当たりのごみ排出量

令和4年度	令和5年度	令和6年度
836.6g	820.4g	816.4g

市内の温室効果ガス排出量

令和4年度	令和5年度	令和6年度
836千t-CO ₂	—	—

●用語の解説

■ 3R(さんあーる又はスリーアール)

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表わす言葉の頭文字を取った造語でReduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)を指す。

■ デコ活(でこかつ)

CO₂を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)という言葉を含む「デコ」と、活動・生活の「活」を組み合わせた新しい言葉で、CO₂を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

施策 01

強さとしなやかさを備えた
まちを築く



施策の方向

1 防災・減災対策の推進

「沖縄市地域防災計画」および「沖縄市国土強靱化地域計画」にもとづき、防災訓練の充実や物資・資機材等の備蓄整備、関係機関や民間団体との応援協定の締結等をすすめるとともに、バリアフリーや観光防災、DXをはじめとした様々な視点を取り入れた防災行政の効率化・高度化・迅速化や津波等災害時における実効性の高い避難体制の構築、防災設備の機能強化を図り、事前防災・減災の対策を推進する。

また、自らが被災するという発想のもと、平時から「自助」「共助」「公助」の意識を高め、連携の輪の拡大に取り組むとともに、業務継続計画にもとづき、災害発生時も迅速・的確・効率的に業務が実施できる体制を整備する。

2 地域防災力の向上

自治会や企業、学校等との連携のもと、自主防災組織結成の促進をはじめ、地域等による防災訓練の支援や防災知識等の普及啓発、地域防災の担い手育成をおこなうなど、地域の防災力向上に継続して取り組む。

また、「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画」の見直しをはじめ、地域や自治会、関係団体と連携した情報共有の仕組みづくりなど、災害発生時における避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難支援体制を整備するとともに、制度の周知および地域の理解促進に取り組む。

3 災害を受けた市民への支援

災害等による生活不安や負担の軽減を図るため、災害を受けた市民に対する見舞金等の支給や一時避難の受入れ等をおこなうとともに、迅速な対応に向けた平時からの体制づくりに取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
自主防災組織結成	36団体	47団体	
自主防災組織の防災訓練等実施率	64%	100%	年1回以上の防災活動の実施

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市地域防災計画(令和6年度策定)
- ・沖縄市国土強靱化地域計画(令和6年度策定)
- ・沖縄市業務継続計画(令和7年度策定)
- ・沖縄市避難行動要支援者避難支援計画(改訂版)(平成31年～)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・地域防災対策事業
- ・災害対策費
- ・避難行動要支援者避難支援事業
- ・災害弔慰金等負担金
- ・災害見舞事業

現状と課題

1 防災・減災対策の推進

国は、近年の社会情勢の変化と災害からの知見をふまえ、デジタル技術の活用や地域における防災力の一層の強化を目的に、「国土強靱化基本計画」と「防災基本計画」を変更・修正している。

県は、国の計画変更と新・沖縄県21世紀ビジョン基本計画等の策定をふまえ、令和6(2024)年度に「沖縄県国土強靱化地域計画」および「沖縄県地域防災計画」を変更・修正するなど、各種計画と整合性を図りながら総合的に防災施策を推進している。

本市は、令和7(2025)年度に防災危機管理室を新設するとともに、防災体制に万全を期し、災害に強く安心して住めるまちをつくることを目的とする「沖縄市地域防災計画」を改定し、「沖縄市国土強靱化地域計画」とあわせ、総合的かつ計画的な防災行政の推進に取り組んでいる。

今後は激甚化する災害に備え、本市の行政機能が維持・継続できるよう「沖縄市業務継続計画」にもとづく迅速な復旧体制の構築に取り組むとともに、国、県、市、公共機関、事業者および住民等が一体となって、ハード・ソフト両面における防災・減災対策を推進する必要がある。

2 地域防災力の向上

本市は、災害からの教訓をふまえ、市民一人ひとりが自らの命を守るため、日頃から食料・飲料水等の備蓄や避難行動の確認を促すなど、防災思想および防災知識の普及に取り組んでいる。

また、地域の防災活動を担う「自主防災組織」が全自治会で結成されるよう促すとともに、主体的な活動を促進するため、自主防災リーダーの養成や防災資機材の整備等に取り組んでいる。

今後は、職場や学校など、地域の実情に応じた実践的な防災教育や避難訓練を促すなど、地域防災力の向上を図るため、不断の取り組みをすすめる必要がある。

避難行動要支援者が迅速かつ確に避難できる支援体制を整備するために「避難行動要支援者避難支援事業」において、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成・検証、制度の周知活動等をおこなっているが、今後は、さらに平時からの連携を強化し、災害時の支援体制の整備をすすめていく必要がある。

3 災害を受けた市民への支援

災害時の一時避難の受入れや、災害等を受けた市民に対する見舞金等を支給することにより、社会福祉の増進を図っている。台風や大雨による土砂災害、河川の氾濫など、自然災害が増加しているため、被災者への迅速な支給に向けた平時からの体制作りが必要である。

参考

自主防災組織結成数(累計)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
34団体	35団体	36団体
(内自治会組織 数:24団体)	(内自治会組織 数:25団体)	(内自治会組織 数:26団体)

自主防災組織の防災訓練等実施率(年1回以上の実施率)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
53%	46%	64%
(訓練等実施組織 数:18団体)	(訓練等実施組織 数:16団体)	(訓練等実施組織 数:23団体)



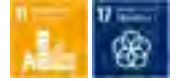
● 用語の解説

■ 自主防災組織

自ら災害に備えるため、地域住民による任意の防災組織のこと。

■ 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するもの(要配慮者)のうち、災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。



施策 02 消防・救急・救助体制を強化する

施策の方向

1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

消防・救急・救助活動における機動力・即応力を高めるため、消防車両や資機材等の計画的な更新や消火栓など消防水利の整備・確保に努めるとともに、沖縄県消防指令センターとの連携強化等に取り組む。

また、地域に根ざした消防団の体制強化に向け、女性や若年層の積極的な加入を促進するなど、消防団員の確保に努めるとともに、機能別消防団員制度の活用を通じて、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るなど、消防団を中核とした地域防災力の向上に取り組む。

2 火災予防対策の推進

火災の発生を未然に防ぐため、自治会や消防団、女性防火クラブ等と連携した火災予防の普及啓発活動に取り組むとともに、住宅等における消防用設備等の適正な設置および維持管理を促進し、住民の安全確保を図る。

また、消防用設備等点検報告制度にもとづく防火対象物等の立入検査を実施するとともに、違反防火対象物に対する是正指導を強化するなど、火災リスクの低減に努める。

3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

災害や事故発生時における市民の救命行動を促進するため、AEDの適正配置に努めるとともに、学校や地域と連携して救命講習会の開催を通じ、応急手当のできる人材育成に継続して取り組む。

また、安定した救護体制の構築に向け、救急車の適正な利用を周知啓発するとともに、関係機関や企業等との連携のもと、救命士のスキル向上や救急ステーション制度の認知度向上等に取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
現場到着時間	-20%	-20%	全国平均との差
住宅用火災警報器の設置率	69%	75%	市内全戸を対象とした設置率
救急ステーション認定事業所数	19か所	30か所	認定事業所の制定目標を30か所へ

● 関連する部門別計画や指針など

無し

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・消防活動費
- ・消防団活動費
- ・消防車両等維持管理費
- ・救命処置普及強化事業
- ・沖縄市女性防火クラブ補助金

現状と課題

1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

本市は、事故や自然災害等から市民の生命および身体、財産を守るため、国が定める「消防力の整備指針」にもとづき、消防本部を中心に山内出張所、泡瀬出張所に職員を配置するとともに、消防・救急・救助車両や各種資機材、消火栓等の計画的な整備・更新に努めている。

また、消防広域化による災害情報等の共有や指令機能の一体化、迅速かつ的確な出動体制の確立等を図るため、令和5(2023)年8月に沖縄県消防通信指令施設運営協議会へ加入し、令和8(2026)年度から沖縄県消防指令センターの運用開始を予定している。

今後は、災害等の激甚化・頻発化に備えるため、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図るとともに、多様性と持続性のある消防団体制の確立に向け、女性や若年層に対し消防団への加入を促進する必要がある。

2 火災予防対策の推進

本市は、「沖縄市火災予防条例」により、火を使用する設備や住宅用防災機器、危険物の取扱い等に関する基準を定めるとともに、消防団や女性防火クラブとの連携のもと、全国火災予防運動にあわせた周知啓発活動を展開し、消防用設備等点検報告制度の遵守を呼び掛けるなど、火災予防に関する知識等の普及啓発に取り組んでいる。

今後も、各家庭に対して住宅用火災警報器の設置を呼び掛けるとともに、設置義務化から10年以上経過していることから、老朽化した機器の交換を促す必要がある。

また、令和6(2024)年1月に発生した能登半島地震の大規模火災の教訓をふまえ、地震発生時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及促進を図る必要がある。

3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

救急現場に居合わせた市民等による応急手当が、救命率向上に極めて重要であることから、市内コンビニエンスストアへのAED設置や救命講習会の開催等を通じた応急手当の環境整備に努めている。

救急出動については、通報から現場までの到着時間が、全国平均に比べ短いものの、高齢者からの要請増加等に伴い出動件数が年々増加していることから、「小児救急電話相談事業(#8000)」や「救急安心センター事業(#7119)」のさらなる周知啓発に取り組むとともに、救急車の適正利用を市民へ呼び掛ける必要がある。

今後は、医療機関との連携のもと、救急救命士の育成支援や救急ステーション制度の認知度向上等を通じて、地域や事業所等と一体となった救護体制の強化に取り組む必要がある。

参考

現場到着時間(年統計)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
7.9分 (全国:9.4分)	8分 (全国:10.3分)	7.4分 (全国:10分)

住宅用火災警報器の設置率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
67%	71%	69%

救急ステーション認定事業所数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
5か所	6か所	5か所

●用語の解説

■ 救急安心センター事業(#7119)

急な病気やケガをしたときに、救急車を呼ぶべきか、すぐに病院に行くべきか迷ったとき等に、医師や看護師からアドバイスを受けられる電話相談窓口。

■ 救急ステーション認定制度

多くの人が入り出る旅館、ホテル、店舗や事業所などにおいて、AEDが設置され、営業時間内に救命講習修了者が常時駐在し、救急隊が到着するまでの間、救護活動等により救命率向上につなげる体制を推進するための認定制度。

施策 03

防犯・交通安全対策を推進し
安全・安心なまちを築く



施策の方向

1 地域における防犯体制・環境の充実

地域や自治会、沖縄地区防犯協会、地域パトロール隊など、関係機関と連携して防犯パトロールや防犯に関する啓発活動、「ちゅらさん運動」の推進、不審者情報の発信等に取り組むとともに、自主防犯組織や自主防犯ボランティア等の結成を促進する。

また、暴力団排除に対する市民運動の積極的支援や薬物乱用防止等への普及啓発、一戸一灯運動の促進、保安灯の設置・更新・電気料金負担軽減をおこなうなど、家庭や地域、学校、警察、各種団体等との情報共有や連携のもと、市内全域における防犯体制・環境の整備をすすめる。

2 消費者被害防止対策の推進

高度化・複雑化する消費者トラブルに的確に対応するため、相談体制の確立および相談員の資質向上を図るとともに、消費生活相談機能を確保するため、消費者相談の担い手育成や消費生活センターの広域化等に向けた検討をおこなう。

また、消費者教育や消費者月間等における意識啓発および情報提供をおこなうとともに、地域と一体となった効果的な消費者情報の発信等に取り組む。

3 交通安全の確保

地域や警察等と連携し、交通安全への意識啓発や交通道德の普及・高揚を図るとともに、飲酒運転や暴走行為、危険運転等を防止する運動を強化し、交通安全の確保に向けて取り組む。

また、小中学校や公安委員会等との連携のもと、スクールゾーン等の適正な設置・維持管理をおこなうとともに、子どもや高齢者、障がい者などの安全性に配慮し、道路・交通状況に応じた適切な交通安全施設を整備する。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
刑法犯認知件数	1,338件	1,200件	現状値より毎年2%減少 (現状値は令和5(2023)年度)
交通事故発生件数	261件	235件	現状値より毎年2%減少

● 関連する部門別計画や指針など

無し

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・防犯対策費
- ・暴力団壊滅沖縄市民対策会議補助金
- ・保安灯設置事業
- ・保安灯電気料金補助金
- ・消費者行政推進事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・交通安全対策特別交付金事業

現状と課題

1 地域における防犯体制・環境の充実

県は、犯罪の抑制等を通じ、すべての人が安全・安心に暮らせる地域社会を実現するため、関係機関と連携のもと、「ちゅらさん運動」を推進している。

本市は、地域安全推進協議会を設置し、地域の安全を確保するとともに、ちゅらさん運動の一環として、青色回転灯による防犯パトロールを実施するとともに、地域の防犯意識向上を図るため、警察・米軍と連携した日米合同パトロールをおこなっている。また、市ホームページやメールなどを活用し、不審者情報や犯罪発生状況等を発信するなど、防犯情報の周知に努めている。より安全・安心なまちを築くため、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織（自主防犯組織等）の増加や活動促進に向けて取り組む必要がある。

市民の生命と財産を守り、人に優しい平和で明るいまちをつくるため、本市は暴力団壊滅沖縄市民対策会議を設置しており、引き続き暴力団排除の意識啓発に取り組んでいく必要がある。

夜間における市民の安全確保のため、本市は保安灯および防犯カメラを設置するなど、市民の安全で快適な生活環境の確保に努めるとともに、自治会の負担軽減のため、保安灯電気料を全額支援している。保安灯の設置については、自治会の要望も心まえつつ、必要性や優先度を考慮する必要があるとともに、防犯カメラの設置や管理については、地域住民のプライバシーに対し、最大限に配慮した慎重な取り扱いが求められる。

2 消費者被害防止対策の推進

国は令和7(2025)年3月に「第5期消費者基本計画」を策定し、昨今の高齢化やデジタル化の進展により大きく変化する社会状況に対応するため、デジタル市場における消費者被害の特定と対策の強化や、消費者教育の推進等に取り組み、安心・安全で豊かな消費生活の実現をめざすとしている。

また、インターネットやスマートフォン、SNSの普及にともない、消費者トラブルの複雑化・高度化がすすんでいる事に加え、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、増加する若年者の消費者トラブルへの対策が必要である。

本市では、消費生活センターを設置し、消費生活に関する相談・要望・苦情等への対応をおこなうとともに、出前講座の開催等を通じた消費者教育をおこなっている。近年、県内で相談員の人材不足が課題となっているため、人材育成や相談員の確保に向けた実効性のある取り組みが必要である。

3 交通安全の確保

国は、交通事故防止の徹底を図るため、毎年4月と9月に「交通事故死ゼロを目指す日」を設け、全国一斉交通安全運動の展開や飲酒運転根絶に向けた取り組みをおこなっている。

県においても、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現をめざす、「沖縄県飲酒運転根絶推進計画(平成29(2017)年)」を策定するなど、飲酒運転根絶に向けて総合的に施策を推進している。

本市は、「交通安全対策基本法」にもとづき、沖縄市交通安全対策会議を設置し、「沖縄市交通安全計画」を策定するとともに、高齢者や児童生徒等の歩行者の交通事故を防止するため、朝夕の登下校時における交通安全指導員による交通安全指導、小学生への交通安全教育啓発用品の配布や警察・関係機関と協力した交通安全教室の開催等に取り組んでいる。

交通死亡事故の特徴として、高齢者・歩行者の死亡者数や飲酒運転に絡む事故が多いことから、引き続き歩行者の視点に立った交通安全対策の強化を図るとともに、飲酒運転根絶に向けた周知啓蒙に継続して取り組んでいく必要がある。

本市は、交通安全対策として、交通事故が多発している道路や安全確保を要する道路、学校周辺等にカーブミラーやガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を推進している。また、生活道路の交通安全対策については、効果的に事業を実施するため、公安委員会等の関係機関と連携を図りながら、速度抑制や通過交通の進入抑制等に取り組む必要がある。

参考

刑法犯認知件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,003件	1,338件	—

交通事故発生件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
220件	272件	261件

● 用語の解説

■ ちゅらさん運動

沖縄県、沖縄県警察、市町村、ボランティアや県民が絡むみでおこなう防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、県の将来を担う子供達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりをいう。

■ 消費生活

商品、役務を購入し、それを使用・利用することによって生存を維持し活動すること。

施策 01

地域の特性を活かした快適な都市を形成する



施策の方向

1 将来を見据えた土地利用の推進

社会構造等の変化や自然災害に的確に対応し、将来にわたって持続可能な土地利用を図るため、立地適正化計画の作成や都市再生整備計画の調査研究をおこなうとともに、都市施設の整備に向けて取り組む。

また、産業用地の確保や低・未利用地の有効活用、無秩序な市街化の抑制に向け、用途地域の見直しや特別用途地区および特定用途制限地域の指定を検討するなど、関連計画との整合を図りながら地域の実情に応じた土地利用を促進する。

キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、地域の魅力を創出する土地利用・市街地整備に向け、地権者等と連携し、周辺環境や地域特性をふまえた土地利用計画をすすめる。

2 魅力ある景観の創出とユニバーサルデザインの推進

「沖縄市景観計画」にもとづき、本市の歴史や文化が形成してきた景観資源を将来世代に引き継ぎ、地域の特色を活かした沖縄市らしい景観形成に向け、重点地区に指定されているコザゲート通りとくすのき通りにおける沿道景観の再生促進をはじめ、エリア別の景観形成方針に沿った情報提供や技術的支援をおこなう。

また、新たな重点地区の指定検討に取り組むとともに、建物等の緑化を促進するなど、市民や事業者等による愛着と誇りを醸成する景観まちづくりに取り組む。

「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」にもとづき、公共施設および公共性の高い民間施設の事前協議をおこなうとともに、バリアフリー基本構想の策定に取り組み、面的・一体的なバリアフリー化とユニバーサルデザインを推進する。

3 火葬場の整備と墓地対策の推進

今後想定される火葬需要の増大に対応し、安定的な火葬サービスを提供するため、宜野湾市・北谷町・北中城村との協定のもと、環境に配慮した火葬場の共同整備をおこなうとともに、建設後の共同運営に向けた検討をすすめる。

また、「沖縄市墓地等に関する基本方針」にもとづく円滑な墓地行政に取り組み、可能な限りの集約化や適正地への誘導をすすめる。

4 中心市街地の都市機能向上とまちなか居住促進

中心市街地のにぎわい創出やまちなか居住促進、安全・安心なまちづくりの実現に向け、浸水対策等の関連事業と連携し、中の町地区および安慶田地区における土地区画整理事業を推進する。

また、優良建築物等整備事業制度の活用による建物更新や土地利用の共同化に向けて取り組むなど、地域や商店街等と連携しながら、にぎわいの創出を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
土地利用に関する都市計画決定・変更の件数	1件	4件	
景観計画の届出の基準適合割合	64.8%	65.0%	
中の町地区土地区画整理事業進捗率	4.5%	27.3%	
安慶田地区土地区画整理事業進捗率	29.8%	54.0%	

● 関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市国土利用計画(令和元～令和10年度)
- ・沖縄市都市計画マスタープラン(令和元～令和17年度)
- ・沖縄市景観計画(平成25～令和7年度)
- ・沖縄市緑の基本計画(平成12年度)
- ・(仮称)広域火葬場整備基本計画(令和6年度策定)
- ・沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱(平成5年度策定)
- ・中部広域都市計画事業安慶田地区土地区画整理事業計画書(第4回変更)(平成21～令和15年度)
- ・中部広域都市計画事業中の町地区土地区画整理事業計画書(第1回変更)(平成27～令和16年度)
- ・沖縄市中心市街地活性化基本計画(令和6～令和10年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・都市計画決定等推進事業
- ・沖縄市景観まちづくり事業
- ・基地返還跡地利用計画事業
- ・特定駐留軍用地内土地取得事業
- ・霊園管理費
- ・墓地等対策事業
- ・火葬場整備事業
- ・安慶田地区土地区画整理事業
- ・中の町地区土地区画整理事業



施策 01

地域の特性を活かした快適な都市を形成する



現状と課題

1 将来を見据えた土地利用の推進

本市は、市の南玄関口として期待されるキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区の跡地利用計画の策定に取り組むとともに、早期利活用が期待される知花ゴルフ場跡地や沖縄少年院跡地等の用途地域見直し等に取り組んでいる。

また、超高齢社会や激甚化する自然災害等への対応に向けた「持続可能な都市経営」の観点から、居住エリアと都市機能を誘導するため、立地適正化計画の作成に取り組んでいる。

今後は、「第5次沖縄市企業誘致基本方針」や「沖縄農業振興地域整備計画書」等の関連計画と整合を図りながら、用途地域内については、用途乖離地区や低・未利用地の有効活用のため、効果的な土地利用を検討するとともに、用途地域の指定のない区域については、無秩序な市街化の抑制に向けて、特定用途制限地域の指定等に取り組む必要がある。

2 魅力ある景観の創出とユニバーサルデザインの推進

本市は、「沖縄市景観計画」において、景観形成基準を定め、周辺の景観と調和のとれた建築物となるよう促すとともに、国際色豊かで個性的な景観を有するコザゲート通りと、かつて緑のトンネルを形成していただくの木通りを重点地区として指定するなど、沖縄市らしい景観形成に向け、市民や事業者等との協働による、愛着と誇りを醸成する景観まちづくりに取り組んでいる。

また、誰もが安全かつ快適に公共施設や公共性の高い民間施設を利用できるよう、建築計画の協議・適合判定をおこない、建築物のバリアフリー化を促進している。

今後は、バリアフリー化とユニバーサルデザインを推進するため、引き続き、バリアフリー基本構想の策定に取り組むとともに、地域の魅力あふれる景観創出に向け、景観計画ガイドラインにもとづき、まちづくりを推進する必要がある。

3 火葬場の整備と墓地対策の推進

超高齢社会が到来し、死亡者数が増加傾向にある中で、県内における火葬待ちの長期化が問題となっていることから、市民の経済的負担軽減や人口減少による行政事務の効率化・合理化を図るため、宜野湾市、北谷町および北中城村との共同による広域火葬場の整備に取り組んでいる。

また、令和4(2022)年より基本計画の策定や基本設計に取り組んでいるが、火葬場建設には多額の費用を要することから、財源の確保が課題となっている。

本県においては、古くからの慣習により、個人で墓を所有することが例外的に認められてきた経緯がある。平成22(2010)年度に策定した「沖縄市墓地等に関する基本方針」において、墓地の無秩序な建設の抑制や可能な限りの集約化、適正地への誘導を図っているが、誘導先となる公共霊園に空きがないため、引き続き霊園等の整備について調査・研究に取り組む必要がある。

4 中心市街地の都市機能向上とまちなか居住促進

本市は、中心市街地である安慶田地区および中の町地区において、安全・安心・快適にすごせる環境整備をすすめることにより、まちなか居住を促進するため、土地区画整理事業による公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、老朽化した密集市街地の改善による良好な市街地の形成に取り組んでいる。

同地区は、広大な嘉手納基地を背景に多くの人が集まり、都市が急速に形成されたことにより、狭小幅員や行き止りとなっている道路が多く、老朽化した建物が密集するなど、防災性が低い地域となっていることから、早期に整備する必要がある。

今後は、令和6(2024)年3月に認定を受けた「第3次沖縄市中心市街地活性化基本計画」に位置づけた優良建築物等整備事業制度の導入に向けた検討や胡屋・中央地区交通ターミナル整備促進等の取り組みと相乗効果を図り、にぎわい創出やまちなか居住促進、安全・安心なまちづくりの早期実現に向けた取り組みをすすめる必要がある。

参考

景観計画の届出の基準適合割合

令和4年度	令和5年度	令和6年度
40.9%	52.9%	64.8%

● 用語の解説

■ 用途地域

都市計画法で区域を定め、用途の規制・誘導を目的とした土地利用の制限。第一種低層住居専用地域など13種類があり、建築基準法により規制をおこなう。

■ 特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成等をおこなうために定める。例として居住環境や公共施設に大きな負荷を発生させる建築物などを制限対象として定める。

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。



施策 02

東部海浜開発地区「潮乃森」の
開発を推進する



施策の方向

1 「潮乃森」の早期整備促進と土地利用計画の推進

スポーツコンベンション拠点およびビーチフロント観光地の創出に向け、機運醸成のための取り組みや国および県がおこなう埋立事業や臨港道路整備等を促進するとともに、埋立事業の進捗にあわせたインフラ等の整備を推進する。
また、庁内における推進体制を強化するとともに、関係機関と連携し、持続可能な開発に向けた土地利用計画を推進する。

2 豊かな環境と共生した取り組み

自然との共生に向け、潮乃森の土地利用における環境保全措置を促進するとともに、市民や地域団体、企業、教育機関等と連携し、潮乃森とその周辺環境の清掃活動や環境意識の高揚を図るなど、環境保全に関する取り組みをおこなう。
また、「潮乃森」の特性を活かしたカーボンニュートラル実現に向け、企業や関係機関等と連携し調査研究をおこなう。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
開発地区の行政区域編入	約19ha	約95ha	人工島全域の行政区域編入

● 関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市国土利用計画(令和元～令和10年度)
- ・沖縄市都市計画マスタープラン(令和元～令和17年度)
- ・沖縄市環境基本計画(沖縄市地球温暖化対策実行計画)(令和3～令和12年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・東部海浜地区開発事業
- ・沖縄市東部海浜開発推進協議会補助金
- ・環境に関する取組

現状と課題

1 「潮乃森」の早期整備促進と土地利用計画の推進

「潮乃森」は、昭和62(1987)年に策定した東部海浜地区埋立構想を契機に、国および県による埋立事業がすすめられ、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)」において、多彩で高付加価値の国際観光・交流拠点を形成する事業として位置づけられるなど、本市のみならず、本島東海岸地域を活性化する観光地となることが期待されている。

本市は、平成14(2002)年に着手された国と県による埋立工事が、いまだに完了していない状況にあるため、地域住民からの早期整備を切望する声をふまえ、継続的に地域関係団体と連携した要請活動を実施している。

また、平成22(2010)年度に策定した土地利用計画では、「スポーツ」「健康・医療」「交流」をテーマに、「スポーツコンベンション拠点の形成」を掲げ、雇用創出やまちの活性化に向けた土地利用を図ってきたが、社会情勢の変化と観光ニーズをふまえ、世界を視野に入れたビーチフロント観光地をめざすため、令和3(2021)年度に土地利用計画を修正するとともに、大型のプレジャーボート受入れに向けたマリーナ周辺エリアの検討に着手している。

今後は、早期整備に向け、引き続き、機運醸成や地域関係団体と連携した要請活動に取り組むとともに、円滑な土地の利活用を見据え、埋立事業の完了にあわせた橋梁、臨港道路等インフラ整備の促進や公共施設用地の取得等に取り組む必要がある。

2 豊かな環境と共生した取り組み

潮乃森の埋立事業においては、中城湾港泡瀬地区環境監視委員会による環境影響評価の結果、これまで埋立工事に起因する環境影響は確認されていない。

中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会における行動計画では、「人工島を活用した地域の発展と調和しつつ、人工島および周辺の自然環境を保全・創造し、また適正な利用を図る」という大目標のもと、人工海浜に生物・学習エリアを設けるとともに、緑地には野鳥園の整備も計画されており、埋立完了後の土地利用においても環境に配慮することとなっている。

本市では、「水質・底質の改善に寄与する環境の再生」および「多様な生物が生育・生息する自然環境の再生」を図るため、平成19(2007)年に沖縄県との共同による「比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善アクションプラン」を策定し、泡瀬干潟観察会や野鳥観察会などの環境利用学習を実施するとともに、沖縄市東部海浜開発推進協議会と連携した比屋根湿地・泡瀬海岸の清掃活動等をおこなっている。

また、本市が令和3(2021)年度におこなったゼロカーボンシティ宣言をふまえ、潮乃森におけるカーボンニュートラル実現に向けた基礎調査やイベントの脱炭素化の実施、企業や関係機関等と連携した調査研究をすすめている。

引き続き、泡瀬地域の豊かな環境を活かした観察会や地域団体等と連携した清掃活動の継続など、環境意識の啓発活動をおこなうとともに、企業や関係機関等との連携によりカーボンニュートラルの実現に向けて取り組む必要がある。



参考

平成30年6月に約19haを行政区域編入
 (「あらたに生じた土地の確認について」、「町の区域及び名称の設定について」を議決)

● 用語の解説

■ 大型のプレジャーボート

一般的に、全長が24メートル(80フィート)を超えるクルーザーヨット等を指す。

施策 01

安全で快適な交通環境を整備する



施策の方向

1 総合的な交通体系構築の促進と道路整備

快適で移動しやすい道路環境の実現に向け、国道330号および県道20号線の拡幅、(仮称)池武当インターチェンジの整備促進に加え、胡屋北交差点や登川交差点、高原交差点等の改良を促進するとともに、交通環境の変化をふまえ、「沖縄市道路整備プログラム」にもとづく計画的な道路整備に取り組む。

市民生活を支える道路については、常に良好な状態で使用できるよう、計画的かつ効率的な維持管理に努め、地域と連携した環境美化に取り組むとともに、未買収道路用地の取得をすすめる。

また、中部圏域の発展および市の活性化に向け、嘉手納飛行場の軍民共用および臨海部における港湾機能の強化について、調査研究や国への要請活動に取り組む。

2 地域公共交通の利便性向上と交通拠点の形成

障がいの有無や年齢にかかわらず、だれもが安全かつ快適に利用しやすく、将来にわたって持続可能な地域公共交通の環境整備に向け、循環バスのサービス向上や国・県・交通事業者等と連携しながら市内バス停の利用環境改善や多様なモビリティの導入等に取り組む。

また、広域的な移動を担う新たな公共交通システムや基幹バスシステムと市内各地を結ぶ循環バス等の連携による「地域公共交通ネットワークの構築」および「交通拠点を中心とした回遊性の向上」に向け、国や県、地域ならびに商店街等と連携し、胡屋・中央地区交通ターミナル整備を促進するとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向け、道路空間の魅力向上に取り組む。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
道路愛護団体数	85団体	97団体	
循環バス利用者数	102,150人/年	106,000人/年	

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市都市計画マスタープラン(令和元～令和17年度)
- ・沖縄市都市計画道路整備プログラム(平成28年度策定)
- ・那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画(令和4年3月策定)
- ・沖縄市交通基本計画(平成27年度策定)
- ・第二期沖縄市総合交通戦略(令和5～令和17年度)
- ・沖縄市地域公共交通網形成計画(平成30～令和7年度)
- ・沖縄市交通拠点整備基本構想(令和6年6月策定)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・道路整備事業
- ・道路局補助事業
- ・街路整備事業
- ・市北部地区道路整備事業
- ・一般単独道路改良事業
- ・橋梁長寿命化対策事業
- ・道路管理費
- ・漬地対策事業(その他その他道路)
- ・公共交通活性化推進事業
- ・交通拠点整備促進事業

現状と課題

1 総合的な交通体系構築の促進と道路整備

本市は、沖縄自動車道が南北に縦貫し、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道329号と国道330号が交差する交通の要衝となっているが、主要渋滞箇所が14箇所3区間存在することから、交通渋滞の解消に向け、胡屋北交差点や登川交差点、高原交差点等の主要交差点の改良、国道330号および県道20号線の拡幅、(仮称)池武当インターチェンジの早期整備、沖縄バイパスおよび県道24号線バイパスの整備検討を促進するとともに、さらなるアクセス向上・体系的道路交通網の構築に向け、安慶田中線の整備やセンター中央通り線(パークアベニュー)の2車線化、長期未整備都市計画道路の整備・廃止にむけた検討等に取り組んでいる。

また、路線距離約390km、路線数1,752本、68橋の道路・里道・橋梁については、道路舗装や側溝等の老朽化に加え、近年、局地的な集中豪雨による道路冠水が課題となっていることから、日常・緊急点検パトロールの実施や沖縄市通報アプリ、道路台帳システムを活用するなど、計画的かつ効果的な維持修繕・清掃等をおこない、適切な道路管理に努めている。

今後は、市民協働による道路環境の維持に向け、道路愛護活動を促進するとともに、長年課題となっている未買収道路用地については、「未買収道路用地の買上げ優先順位を付ける基準」により、継続的に用地取得をすすめる必要がある。

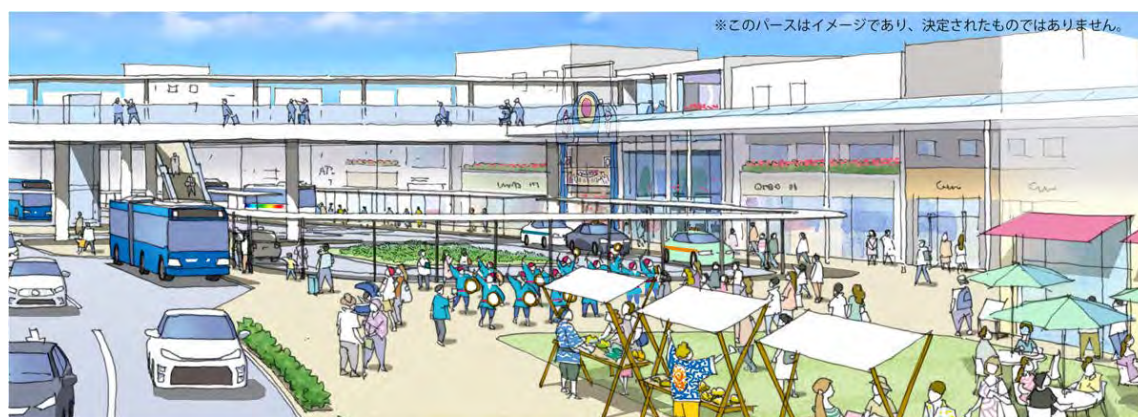
また、中部圏域の発展や本市の活性化に向け、嘉手納飛行場の利活用に関する調査研究や中城湾港新港地区の利用促進に取り組む必要がある。

2 地域公共交通の利便性向上と交通拠点の形成

県は、胡屋バス停までバスレーン延長を計画しており、バス網再構築等とあわせた基幹バスシステムの導入により、本市の都市間交流拠点としての役割が期待されることから、国・県・市・交通事業者が一体となって、利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築に取り組む必要がある。

本市では、令和2(2020)年度より市内循環バスを4ルートに増加させたことで、路線バスを含めたバスのカバー率が86%に向上しているものの、深刻な運転手不足等による減便への対応やバス待ち環境の改善等に課題がある。

交通拠点の形成に向けては、基幹バスシステムやシェアサイクル等の多様なモビリティの導入を視野に、令和6(2024)年6月に策定した「沖縄市交通拠点整備基本構想」にもとづき、回遊性の向上とにぎわいの創出に向け、国によるバスタプロジェクトと連携し、地域や商店街、沿道の店舗等と一体となって、道路空間を活用した居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに取り組む必要がある。



参考

道路愛護団体数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
56団体	64団体	85団体

循環バス利用者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
76,701人/年	78,828人/年	102,150人/年

●用語の解説

■新たな交通システム

鉄軌道を含む新たな公共交通システム。

■基幹バスシステム

沖縄市と那覇市間において新たな公共交通システムを補完する公共交通。

施策 01 住生活の安定の確保に取り組む



施策の方向

1 市営住宅の長寿命化と計画的な建替え

長期にわたって市営住宅の良好な状態を保つため、「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、定期点検や日常点検、修繕工事をおこなうなど、計画的かつ効率的な維持修繕・管理に努める。

山内市営住宅および池原市営住宅の建替については、周辺との調和や地域ニーズ、子育て世帯や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者に対応した多様な住宅の供給に取り組む。

2 安全・安心な住環境の向上促進

空家等の適切な管理および既存ストックの活用に向け、所有者等へ啓発を図るとともに、「空き家バンク」による情報提供や空家等の除去費支援に取り組む。

また、「沖縄市空家等対策推進計画」を見直すなど、空家等に関する施策の実効性を高め、総合的かつ計画的に推進する。

安全・安心な住まいと住環境づくりの促進に向け、通学路に面するブロック塀等の撤去費や住宅リフォーム工事費の支援に取り組む。

子育て世帯や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保については、市営住宅の供給に加え、「沖縄市居住支援協議会」を通じて、貸主が抱える不安の解消を図るなど、不動産関係者および福祉関係者とのネットワークを生かし、民間賃貸住宅への入居を促進する。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
市営住宅供給戸数	1,002戸	1,057戸	建替時に増戸 (建替の除却・建設による増減を見込む)
空家等除却費補助件数(累計)	6戸	42戸	令和6(2024)年度からの累計補助件数

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市住生活基本計画(令和2～令和11年度)
- ・沖縄市市営住宅ストック総合活用計画(平成27～令和6年度)
- ・沖縄市市営住宅長寿命化計画(令和3～令和12年度)
- ・沖縄市空家等対策推進計画(令和2～令和11年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・市営住宅長寿命化対策事業
- ・市営住宅維持管理費
- ・山内市営住宅建替事業
- ・池原市営住宅建替事業
- ・空家等対策推進事業
- ・住宅リフォーム支援事業
- ・沖縄市居住支援協議会

現状と課題

1 市営住宅の長寿命化と計画的な建替え

本市には、市営住宅が8団地あり、築40年以上の施設が存在していたことから、平成26(2014)年度に改定した「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」において、安慶田・泡瀬・美里・山内・池原市営住宅の5か所、計26棟(556戸)を建替えが必要な施設として定めた。

現在、安慶田・泡瀬・美里市営住宅の建替えが完了しており、山内・池原市営住宅については、バリアフリー化や併設施設の検討など、入居者の視点や地域ニーズもふまえながら建替えに取り組んでいる。

今後は、人口減少社会の到来や住宅確保要配慮者数の動態を考慮しながら、施設の長寿命化に取り組み、財政負担の縮減・平準化を図る必要がある。

2 安全・安心な住環境の向上促進

本市は、住生活基本法にもとづき、「支えあい だれもが住み続けられる 安全・安心な住まいづくり」を基本理念に「沖縄市住生活基本計画」を策定しており、令和5(2023)年度には県内市町村で初となる「沖縄市居住支援協議会」を設立するなど、子育て世帯や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保に向け、関係機関と連携し取り組んでいる。

適切に管理されていない空家等は、景観を損ねるだけでなく、ゴミや雑草、倒壊の危険性等により、周辺的生活環境に影響を及ぼすことから、「沖縄市空家等の対策の推進及び適正な管理に関する条例」および「沖縄市空家等対策推進計画」にもとづき、所有者等に対し適切な管理の啓発をおこなうことにより、空家等の発生を抑制するとともに、空家等の除却費やバリアフリー化等の住宅リフォーム工事費を支援するなど、地域資源としての利活用を継続的に促進する必要がある。

また、マンションについては、将来を見据え、管理組合による適正な管理を促進する必要がある。

参考

空家等除却費補助件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	—	6件



市営住宅管理状況一覧

団地名	棟	戸数	備考
登川市営住宅	7棟	168戸	個別改善
久保田市営住宅	2棟	24戸	維持保全
室川市営住宅	9棟	292戸	維持保全
安慶田市営住宅	4棟	198戸	維持保全
泡瀬市営住宅	3棟	132戸	維持保全
美里市営住宅	1棟	60戸	維持保全
山内市営住宅	0棟	0戸	建替事業中
池原市営住宅	6棟	128戸	建替
合計	32棟	1,002戸	

施策 02

魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する



施策の方向

1 計画的な公園の整備

市民に親しまれる公園づくりに向け、地域や企業等と連携し、計画的な公園整備を推進するとともに、フェーズフリーおよびユニバーサルデザインの考えのもと、災害時にも対応し、だれもが安全かつ快適に利用できる公園施設整備をすすめる。

また、「沖縄市公園施設長寿命化計画」にもとづき、既存公園施設の適正な維持管理に取り組む。

2 地域とともに育む緑と花の空間創出

緑と花あふれるガーデンシティの実現に向け、「緑の基本計画」にもとづき、地域や公園愛護団体、企業等と連携し、公園施設等の維持管理や緑化推進、緑地の保全に取り組むとともに、「花いっぱい推進運動」等を通じて、市民の緑化に対する意識高揚を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
一人当たりの都市公園の面積	9.3㎡	9.4㎡	
防災機能を有する公園施設の整備箇所数	4か所	11か所	指定緊急避難場所に指定された公園：12公園

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市都市計画マスタープラン(令和元～令和17年度)
- ・沖縄市公園施設長寿命化計画(令和5年度策定)
- ・沖縄市緑の基本計画(平成12年度策定)
- ・花いっぱい推進運動

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・公園整備事業(公共投資交付金)
- ・公園整備事業
- ・市北部地区公園整備事業
- ・公園管理費
- ・公園災害防除事業
- ・緑化推進事業

現状と課題

1 計画的な公園の整備

国は、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、都市公園法を定めている。また、公園整備にあたり、民間活力の導入や公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とした公募設置管理制度(Park-PFI)等を創設している。

本市は、「沖縄市都市公園条例」において、市民一人当たりの公園面積を10㎡以上と定め、スポーツ・レクリエーション活動等を楽しむ市民の憩いの場として、公園整備をすすめており、令和5(2023)年度には、コザ運動公園サッカー場跡地にPark-PFI制度を活用した便益施設等の供用を開始している。

また、災害発生時に避難場所としての機能が十分に発揮できるよう、フェーズフリーの考え方も取り入れ、指定緊急避難場所となる公園を対象に、かまどベンチや非常用照明設備等の防災機能を有する公園施設の整備をすすめている。

今後は、地域ニーズや配置バランス等をふまえながら、必要な公園の整備に向けて取り組むとともに、公園施設のライフサイクルコストを縮減するため、「沖縄市公園施設長寿命化計画」にもとづく対策をおこなう必要がある。

2 地域とともに育む緑と花の空間創出

国は、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題に対応するため、都市緑地の重要性が高まっていることをふまえ、令和6(2024)年度に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」を定めている。

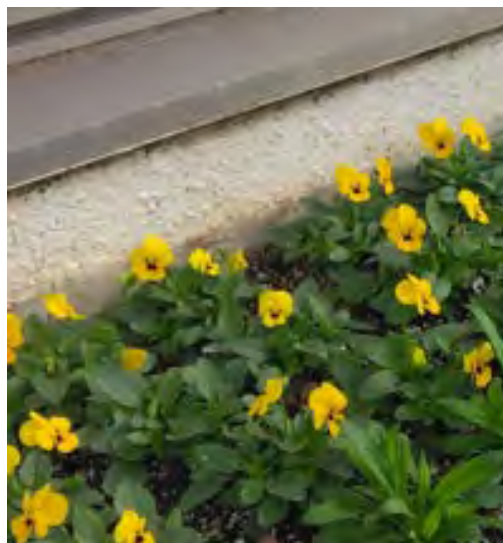
本市は、緑化に対する市民意識の高揚を図ることを目的に、花の種苗や肥料等を配布する「花いっぱい推進運動」を実施するとともに、国土交通省および林野庁が定める「森と湖に親しむ旬間」にあわせ、毎年「倉敷ダムまつり」を開催し、森林やダム等の重要性の理解向上を図っている。また、地域や公園愛護団体と連携し、安全・安心な公園づくりに取り組んでいる。

今後は、農地や森林等の緑地が、宅地等への転換により年々減少していることをふまえ、緑地の保全に取り組むとともに、市民が日頃から緑に親しめるよう、公園や歩道等の公共施設における緑化を推進し、市民の緑化に関する意識の向上や普及を図る必要がある。

参考

市内の公園数(沖縄市管理)

公園種別	令和6年度末現在	
	数	面積(ha)
街区公園	73	13.39
近隣公園	11	16.17
総合公園	2	20.76
運動公園	1	25.34
歴史公園	1	0.38
都市緑地	7	8.17
合計	95	84.21



●用語の解説

■ 公募設置管理制度(Park-PFI)

平成29年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として設けられた制度のことで、飲食店、売店等の公園利用者の利便性に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的におこなう者を、公募により選定する制度。

■ ガーデンシティ

まち全体を花や緑に包まれた庭にするという発想で、街路樹や公園のネットワーク化、住宅の緑化などにより、緑と建物等が調和したまち。

施策 03

健全で安定的な上下水道の事業を推進する



施策の方向

1 上下水道事業の健全経営の推進

「沖縄市水道事業基本計画」や水道および下水道事業の「経営戦略」等にもとづき、安全・安心な水道事業の展開および計画的・効率的な管理運営に努めるとともに、持続可能な経営に向け、事業の検証をはじめ、民間企業のノウハウ活用やDXの推進、適正な料金設定等に取り組む。

2 上水道施設の整備

「沖縄市水道施設整備事業計画」にもとづき、老朽化している水道施設の計画的な更新や主要施設の重点的な耐震化をすすめるなど、水道施設の維持管理および機能強化に取り組む。

また、平時より、災害時における応急給水への迅速な対応や水道施設の早期復旧に取り組める体制づくりを推進する。

3 下水道施設の整備と下水道への接続促進

「ストックマネジメント計画」にもとづき、管路等の下水道施設の点検・調査や修繕・改築等を計画的におこなうなど、予防保全も含めた施設管理の最適化に努める。

また、東部地区等の未整備区域については、経済性の検証や開発動向を注視しながら整備をすすめるとともに、環境問題の未然防止に向け、未接続世帯の公共下水道への接続を継続的に促進し、公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全に努める。

4 浸水対策の推進

「沖縄市雨水管理総合計画」にもとづき、対策が必要な地域における雨水排水路の新設および改修等をおこなうとともに、関係部署・地域と連携した雨水排水施設の清掃や雨水流出抑制の促進など、総合的な浸水対策に取り組む。また、近年、局地化・激甚化・集中化する降雨への市民の防災意識を高めるため、内水ハザードマップの作成等を通じた意識啓発に取り組むとともに、比謝川と川崎川の未整備区間については、引き続き県による河川の早期整備を促進する。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
上水道事業経常収支比率	98.98%	100%以上	費用に対する収益の割合を示す。
基幹管路の耐震化率	40.8%	47.8%	(耐震適合性のある基幹管路延長 / 基幹管路延長) × 100
重要な幹線等の耐震化率(汚水)	24%	30%	重要な幹線等の耐震化延長の割合を示す。
都市浸水対策達成率	61%	71%	都市浸水対策を整備した面積の割合を示す。

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市水道施設整備事業計画(管路耐震化計画・更新計画)(平成24年度策定)
- ・沖縄市水道事業基本計画(令和6年度策定)
- ・沖縄市水道事業経営戦略 改定版(令和7年度策定)
- ・沖縄市下水道事業経営戦略(令和2年度策定)
- ・沖縄市公共下水道ストックマネジメント計画(令和4年度策定)
- ・沖縄市雨水管理総合計画(令和元年度策定)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・上下水道事業経営戦略
- ・水道施設整備事業
- ・公共下水道事業
- ・公共下水道事業(浸水対策)



現状と課題

1 上下水道事業の健全経営の推進

本市の上下水道事業は、旧コザ市と旧美里村の事業を引継ぐ形で創設し、安全・安心な水の供給や水質保全、公衆衛生の向上を図るため、日々の水質検査や設備点検等を実施している。

また、水道モニター制度により広く市民の意見を聴取するとともに、水道週間や下水道の日等を通じて、上下水道事業への理解と関心を高め、市民サービスの向上、効率的な事業運営をめざしている。

令和7(2025)年3月には、水道ビジョンを「沖縄市水道事業基本計画」に改定し、人口減少や物価高騰、頻発化・激甚化する災害など、経営環境が厳しさを増すことを見据え、安心・強靱・持続の3つの観点から水道事業を推進するとしている。

今後は、給水人口や給水量の推移、維持管理費等に係るコストを適切に把握するとともに、上下水道事業間の人材交流および技術共有やDXの推進、ウォーターPPPをはじめとする官民連携の導入、適正な料金設定の検討など、持続可能な経営に向けて取り組む必要がある。

2 上水道施設の整備

全国的に、高度経済成長期に急速に整備された水道施設の老朽化が進行している中、本市においても、法定耐用年数を超える送・配水管が約16%存在しており、老朽化に伴う漏水の増加や赤水の発生が懸念されている。

近年、頻発化・激甚化する災害をふまえ、平時はもとより、災害時においても安定的に水の供給がおこなえるよう、基幹管路の耐震化率を高めるとともに、避難所や病院等の重要拠点に供給する管路の耐震化に取り組むなど、計画的・重点的に水道施設のレベルアップを図る必要がある。

3 下水道施設の整備と下水道への接続促進

本市の公共下水道は、事業着手から約50年が経過し、令和6(2024)年度末時点で処理区域面積2,773ha、普及率97.3%となっている。水洗化率については90.1%となっており、公衆衛生の向上を図るため、未接続世帯の戸別訪問や水洗便所改造資金貸付制度、高齢者世帯等に対する接続補助をおこなうなど、下水道接続を促進する必要がある。

また、全国的に下水道施設等の老朽化による道路陥没が発生しており、本市においても今後施設の老朽化が進行すること等をふまえ、計画的に点検・調査や予防修繕、改築・更新等をおこない、施設管理の最適化に取り組むとともに、東部地区等の未整備地域については、宅地開発等の動向を見極めながら整備をすすめる必要がある。

4 浸水対策の推進

本市の浸水対策は、10年に一度発生する規模の降雨に対応するため、浸水被害のリスクが高い地域を対象に管路等を重点的に整備するとともに、既設排水路の排水機能を維持するため、計画的な除草や浚渫に取り組んでいる。

近年、局地化・激甚化・集中化する降雨災害をふまえ、未整備となっている比謝川や川崎川の早期整備を促進するとともに、外的要因で発生する浸水対策については、既設排水路の再評価や改修工事など、地域特性を見極めながら実施する必要がある。

また、内水ハザードマップを活用し、水害情報を広く発信するとともに、関係部署と連携した雨水排水施設の清掃や官民開発地の雨水流出抑制など、総合的な対策をおこなう必要がある。

参考

上水道事業経常収支比率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
103.03%	106.46%	98.98%

基幹管路の耐震化率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
39.0%	40.5%	40.8%

下水道普及実績(令和6年度)

区域	市全体
A 処理区域面積 ^{注1} (ha)	2,773
B 行政区域内世帯数	67,601
C 処理区域内世帯数 ^{注2}	65,745
D 処理区域内水洗化世帯数 ^{注3}	59,269
普及率(世帯)(C/B)(%)	97.3
水洗化率(世帯)(D/C)(%)	90.1

注1 処理区域面積:事業認可区域における整備済み面積。

注2 処理区域内世帯数:公共下水道への接続が可能な世帯数。

注3 処理区域内水洗化世帯数:公共下水道へ接続した世帯数。

● 用語の解説

■ スtockマネジメント

管理する施設の老朽化や性能等を把握し、持続可能な市民サービスを提供するため、長期的な視点で施設の修繕や更新を効率的におこなっていくこと。

基本構想の推進に向けて



施策 01 共創のまちづくりを推進する

施策の方向

1 多様な主体との連携

地域の課題解決や活性化、質の高い行政サービスの提供を図るため、自治会をはじめ、市民や様々な団体等との協働のもと、本市のまちづくりに取り組むとともに、大学や企業等との相互連携をすすめていく。

2 開かれた行政の推進

すべての市民に市政情報を提供できるよう、広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、広報活動の充実を図るとともに、子どもや若者等、市民の意見を広く反映させるため、パブリックコメントをはじめ、様々な手法により広聴機会の確保に取り組む。

また、市の保有するデータを積極的に公開するとともに、行政運営の透明性および市民の信頼確保を図るため、情報公開制度や個人情報保護の適切な運用をおこなう。

3 SDGsの推進

持続可能なまちづくりに向け、沖縄市総合計画をはじめ、各分野別計画にSDGsを位置づけて一体的に推進していくとともに、市民や様々な団体へのさらなる浸透を図る。

4 地方創生の推進

「沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、AI・デジタル等の新たな技術を活用するなど、国・県等の動向を注視しつつ本市の実情をふまえた迅速かつ効果的な取り組みをすすめていく。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
本市と締結した連携協定にもとづく活動数	372件	552件	30件/年の増

● 関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市パブリックコメントに関する要綱(平成24年度)
- ・ 沖縄市情報公開条例(平成13年度)
- ・ 沖縄市個人情報保護法施行条例(令和5年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・ 総合計画推進事業
- ・ 広報事業
- ・ 市政情報公開事業

現状と課題

1 多様な主体との連携

本市は、人材育成や災害時の対応、健康増進に関する取り組みなど、地域の課題解決を図るため、大学や企業等と連携協定を締結するとともに、令和6(2024)年7月に「自治会との協働に向けた基本方針」を策定しており、自治会とのさらなる連携が期待されている。

市民や地域の抱える課題が多様化・複雑化するなか、行政のみでは解決することが難しくなっていることから、引き続き、様々な団体等との連携をすすめていく必要がある。

2 開かれた行政の推進

本市は、令和3(2021)年に個人情報保護法が改正されたことをふまえ、関連条例の制定・廃止をおこない、制度の適正な運用に努めている。

また、市政情報に対する市民の知る権利を保障するため、「広報おきなわ」や「点字広報」、「声の広報」の発行およびSNS(Facebook、LINE)等により情報発信をおこなっている。

市の保有するデータをホームページ上で公開(オープンデータ化)するとともに、オンラインプラットフォームを活用して幅広く意見を募っているが、より一層の情報提供および意見聴取に取り組んでいく必要がある。

3 SDGsの推進

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択されており、本市は、各種計画にSDGsを位置づけるよう努めている。

国は、令和5(2023)年12月に改訂した実施指針において、気候変動や感染症をはじめとした、採択当時には想定されなかった複合的課題に直面しているものの、目標達成に向けた取り組みを強化・加速していくとしている。

本市においても、引き続き総合計画をはじめとする各種計画にSDGsを位置づけて一体的に推進していく必要がある。

4 地方創生の推進

本市は、人口増加に向けた雇用の拡大や子育て支援の推進等、各種施策を総合的に展開するため、平成28(2016)年に「沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、これまで2回改訂している。本市の総人口は令和3(2021)年まで増加で推移してきたが、以降は3年連続で減少している。

令和7(2025)年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」においては、各主体が果たすべき役割や主な施策等が示されており、本市においても、本構想にもとづき、地方創生に向けた実効性のある取り組みを総合的に推進していくことが求められている。

参考

本市と締結した連携協定にもとづく活動数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
260件	329件	372件



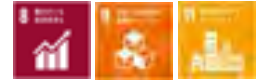
● 用語の解説

■ オープンデータ

公共や民間が保有する様々なデータのうち、誰でも利用できるように公開されたデータのこと。

施策 01

時代に対応した組織の総合力を高める



施策の方向

1 人材・組織マネジメントの推進

職員一人ひとりが市民に対して敬愛と感謝の心をもって接遇するとともに、公務員としての自覚を持ち、公正な職務の遂行に努める。

社会情勢の変化や高度化・複雑化する市民ニーズ等に的確に対応するため、研修の充実や人事評価制度の実施等による人材育成をすすめるとともに、各種ハラスメント対策をはじめ、女性活躍の推進や働き方改革等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む。

また、民間経験者の採用や再任用等の多様な人材の確保、機能的な組織体制の構築、適正な定員管理および人事評価結果の活用に取り組む。

2 DXの推進

市民サービスの向上や業務効率化を図るため、行政手続のオンライン化・ワンストップサービスの推進など、市民の視点に立った行政サービスの再構築や職員のデジタル人材育成等に取り組むとともに、地域の課題解決や活性化に向け、各分野とデジタルを掛け合わせた高付加価値化を図るなど、データ活用やデジタル化によるメリットを享受できる地域社会づくりを推進する。

また、DX推進に関する専門的な助言を得るため、引き続き外部人材の活用に取り組むとともに、情報資産を保護するため、セキュリティ対策の徹底を図る。

3 広域連携の推進

中部圏域の活性化や共通課題の解決など、広域的な行政課題に対し、持続可能で効率的・効果的な事業展開を図るため、関係市町村間の連携促進等に取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
能力評価の平均点	76.5点	80.8点	毎年1%の上昇を目標とする
オンライン化手続数(累計)	122件	250件	オンライン化した手続種類の件数
デジタルツール活用による業務の削減時間(累計)	13,790時間	30,000時間	RPA等の導入により削減できた業務時間
共同処理する事務の件数	8件	8件	現状値以上の件数をめざす

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市人づくり基本方針(令和2年度策定)
- ・沖縄市デジタル人材育成基本方針(令和6年度策定)
- ・沖縄市コンプライアンス行動指針(令和7年度)
- ・沖縄市情報セキュリティ基本方針(平成27年度策定)
- ・沖縄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和2年度)
- ・沖縄市DX推進計画(令和3年度策定)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・職員研修費
- ・情報基盤整備事業
- ・情報セキュリティ強化対策事業
- ・地域活性化負担金
- ・デジタル化推進事業

現状と課題

1 人材・組織マネジメントの推進

国は、令和5(2023)年度に「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、地方公共団体の人材育成において留意・検討すべき事項を示している。

本市は、高度化・複雑化する市民ニーズに対応するため、令和3(2021)年3月に「沖縄市人材育成基本方針」を「沖縄市人づくり基本方針」として改訂し、職員のさらなる資質向上と組織マネジメントの強化に取り組んでいる。また、平成28(2016)年度から人事評価制度を導入しているが、さらなる制度の適正実施および運用について検討が必要である。

本市の職員採用候補者試験では、一般行政職を含め、特に専門職全体で申込者数・受験者数が減少傾向にあるため、全国から受験可能なテストセンター方式を活用するなど、職員の安定確保に努めている。

職員一人ひとりが持つ能力を十分に発揮し、限られた人員のなかでも、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、能力評価の結果を活用した職員研修の実施による人材育成をおこなうとともに、精神的な理由による休職・療養者数が増加傾向にあるなか、パワーハラスメントやカスタマーハラスメント等の対策や働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むなど、引き続き職員が働きやすい環境づくりをすすめる必要がある。また、職員一人ひとりが敬愛と感謝の心で市民と接するとともに、公務員としての自覚と自らの行動に責任を持って行政サービスを提供し、市民からの信頼確保に努めていく必要がある。

新たな行政需要、市民ニーズに的確に対応するため、機能的な組織体制の構築や適正な定員管理に取り組む必要がある。

2 DXの推進

国は、令和7(2025)年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、デジタル化による地域の活性化やデジタル人材の育成等に取り組むとしている。

本市の将来像である「国際文化観光都市」の実現をDXの側面から支援するため、令和4(2022)年3月に「沖縄市DX推進計画」を策定するとともに、令和5(2023)年度よりDX戦略室を新設し、生成AIやオープンデータ、RPA等を活用した市民サービスの向上や業務効率化に取り組んでいる。さらに、令和7(2025)年2月に「沖縄市デジタル人材育成基本方針」を策定し、職員のデジタル技術活用能力の向上を図るとともに、DX推進に関する専門的な助言等を得るため、外部人材の活用に取り組んでいる。

デジタル社会に対応するため、職員がデジタル技術やデータを利活用し、効率的かつ効果的に業務を遂行するスキルを備えるとともに、急速に変化する国の動向や社会情勢、デジタル技術の進化等を注視しつつ、情報セキュリティの強化に取り組む必要がある。

3 広域連携の推進

国は、令和22(2040)年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、地域の枠を越えた連携が重要であるとしている。

本市は、ちゅーぷ広域産業まつり等の開催をはじめ、各種事務の共同処理をおこなうなど、中部広域市町村圏事務組合を中心に広域的な共同事務をおこなうとともに、倉浜衛生施設組合や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会、火葬場の共同整備等、近隣市町村との連携による効率的・効果的な事業運営や基地問題への対応等に取り組んでいる。

今後も、広域的な行政課題に対応できるよう、中部地域に共通する課題の整理等をはじめ、関係市町村の連携・協力を強化していく必要がある。

参考

能力評価の平均点

令和4年度	令和5年度	令和6年度
75.3点	76.4点	76.5点

オンライン化手続数(累計)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
57件	91件	122件

デジタルツール活用による業務の削減時間(累計)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,151時間	10,734時間	13,790時間

共同処理する事務の件数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
7件	8件	8件

施策 02

効率的で効果的な財政運営を推進する



施策の方向

1 財政の健全化

持続可能で質の高い行政サービスの提供に向けて、費用対効果を意識した事業の実施および検証をおこなうとともに、一般会計および特別会計、地方公営企業会計において財政の健全化および透明性の確保を図るため、行財政改革に取り組む。

収納率の向上に向け、オンライン決済システムをはじめとする多様な納付手段を提供するとともに、適正かつ効率的な債権管理等に取り組む。また、社会情勢の変化や公平性の観点等をふまえ、施設使用料および手数料の適正化を図る。

国および県の支援事業や起債等の活用をはじめ、ホームページや印刷物等による有料広告やネーミングライツ、ふるさと納税等により財源の確保に向けて取り組む。

2 公共施設等の適正な管理および民間能力の活用

財政負担の軽減および平準化を図るため、施設の維持や更新等においては、費用の縮減や予防保全等に努めるとともに、将来の財政状況等を見据えた施設の適正配置や機能の集約化等に取り組む。

また、業務の効率化および効果的な行政サービスの提供に向け、指定管理者制度やPFI方式など、民間能力を活用した効果的な手法を検討していく。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
経常収支比率	93.8%	93.8%	現状値を維持し低減をめざす

● 関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市財政事情書の作成及び公表に関する条例(昭和49年度)
- ・沖縄市公共施設等総合管理計画(平成29年度～令和8年度)
- ・沖縄市公の施設における施設管理者の指定の手続き等に関する条例(平成17年度)
- ・沖縄市アウトソーシング推進に関する指針(平成16年度)

● 主な事業や取り組み(策定時点)

- ・ふるさと応援寄附金事業

現状と課題

1 財政の健全化

本市の財政状況については、国の示す健全化判断比率において、すべての指標で健全な状況にあるものの、経常収支比率は増加傾向となっており、財政の硬直化がすすんでいる。また、市税が増加傾向にある一方、地方交付税や国庫支出金等に依存した財政基盤となっていることから、国の財政状況や制度改革の影響等を受けやすい状況となっている。

今後の財政見通しについては、扶助費や人件費等の義務的経費や老朽化した公共施設等の整備に係る経費の伸びが予測され、依然として厳しい状況にある。

多様な地域課題や市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、時代の潮流を捉えた行財政改革および行財政運営の効率化・適正化に取り組むとともに、より一層の自主財源の確保に努める必要がある。

2 公共施設等の適正な管理および民間能力の活用

本市は、公共施設等の適正管理のさらなる推進に向け、令和4(2022)年3月に「沖縄市公共施設等総合管理計画」の一部を改定している。

財政負担の軽減および平準化を図るため、長期的な視点をもって維持管理や更新等に取り組むとともに、機能の集約化や共同利用、民間能力の活用等を検討する必要がある。



参考

経常収支比率

令和4年度	令和5年度	令和6年度
91.1%	92.1%	93.8%



● 用語の解説

■ 経常収支比率

地方公共団体の財政の弾力性を示す指標。

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030

第3期沖縄市
まち・ひと・しごと創生
総合戦略 改訂版



目次

1. 策定の趣旨と目的	141
2. 基本方針	
(1) 戦略の概要	142
(2) 本市の地域ビジョン	143
(3) 目標の設定と効果検証の仕組み	144
(4) 計画を推進するための考え方	145
(5) 国・県の取り組み	145
3. 第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
(1) 施策の方向性	147
(2) 基本目標および具体的な取り組み等	148
参考資料1	
用語解説	168
参考資料2	
第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 策定の経緯	170
参考資料3	
第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証	171

1. 策定の趣旨と目的

国は、少子高齢化の進展や東京圏への人口集中の是正に関する取り組みをすすめるため、平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、令和元(2019)年には、地方創生の意義や取り組みを継続・強化するため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」および「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ閣議決定しました。

その後、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(計画期間:令和5(2023)年度~9(2027)年度)」を、令和4(2022)年12月23日に閣議決定しました。

また、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目指し、「地方創生2.0基本構想」を令和7(2025)年6月13日に閣議決定しました。当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、地方を元気にするとしています。

沖縄県においては、総人口が増加基調で推移し、合計特殊出生率も全国1位を維持しているものの、出生数は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」によると、令和2(2020)年以降総人口は減少し続ける予測となっています。

これまで、県では、「安心して結婚し出産・子育てができる社会」、「世界に開かれた活力ある社会」、「バランスのとれた持続的な人口増加社会」の実現に向け、平成27(2015)年に「沖縄県人口増加計画(改訂版)(沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略)~沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり~」を策定するとともに、令和2(2020)年には国の第2期総合戦略を勘案し、SDGsの視点等を取り入れるなど、計画を改訂しています。その後、令和4(2022)年12月23日に閣議決定された国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、令和5(2023)年度に計画を改訂し、人口減少の克服に向けた取り組みをすすめています。

本市においても、こうした国や県の動向および基本的な考え方を勘案し、これまで進めてきた地域の社会課題解決や魅力向上に向けた地方創生の取り組みを、デジタルの力も活用して継承・発展させていくため、令和7(2025)年度の「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」策定に伴い、「基本目標および具体的な取り組み等」を基本に、後期基本計画に位置付けた施策の方向を再構成し、「第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを行いました。

2. 基本方針

(1) 戦略の概要

① 戦略の構成

戦略は、(1)基本目標(数値目標)、(2)基本的方向、(3)具体的な施策(重要業績評価指標[KPI])、によって構成することとします。

② 計画期間

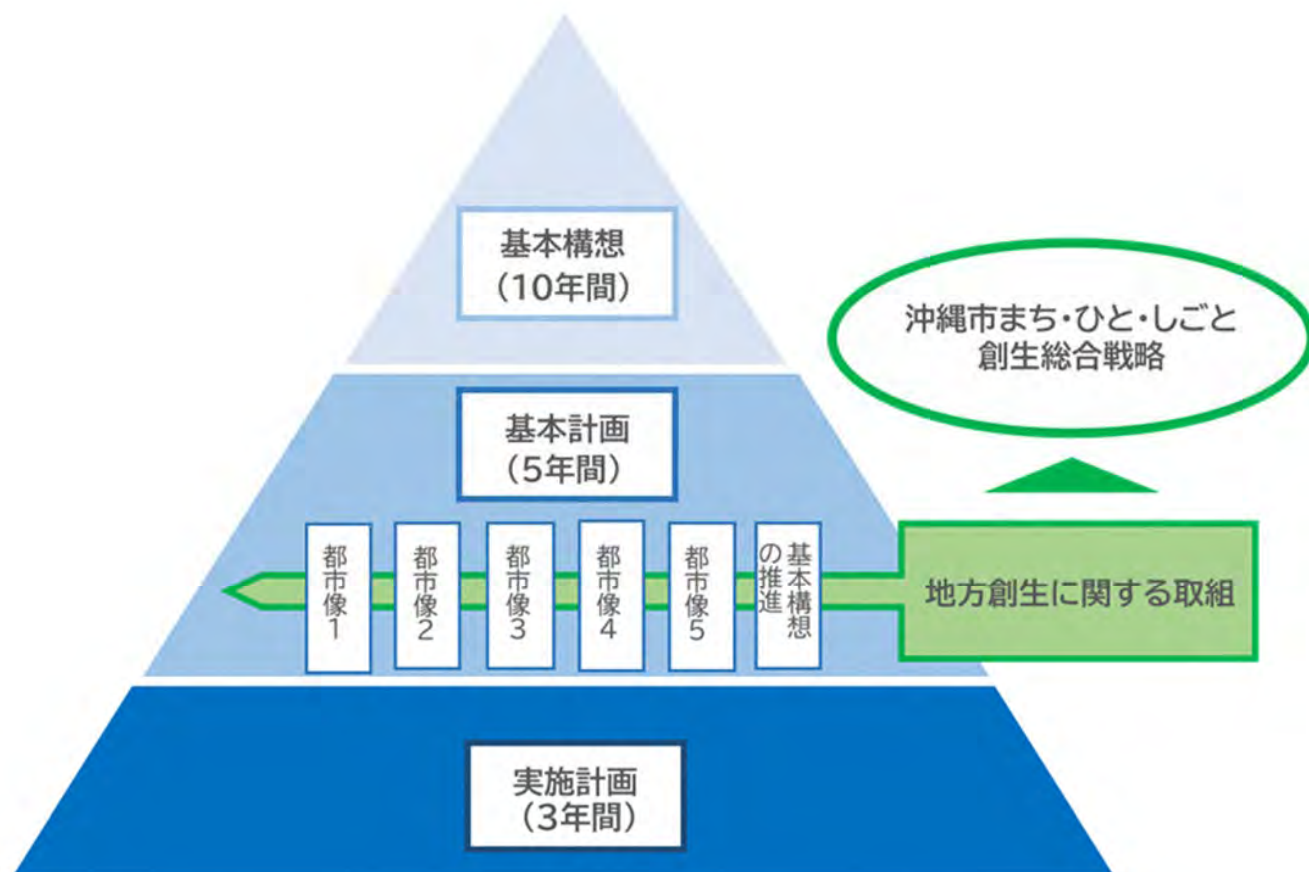
令和6(2024)年度～令和12(2030)年度

③ 本市の地域ビジョン(目指すべき理想像)

「国際文化観光都市」

④ 総合戦略の位置づけ

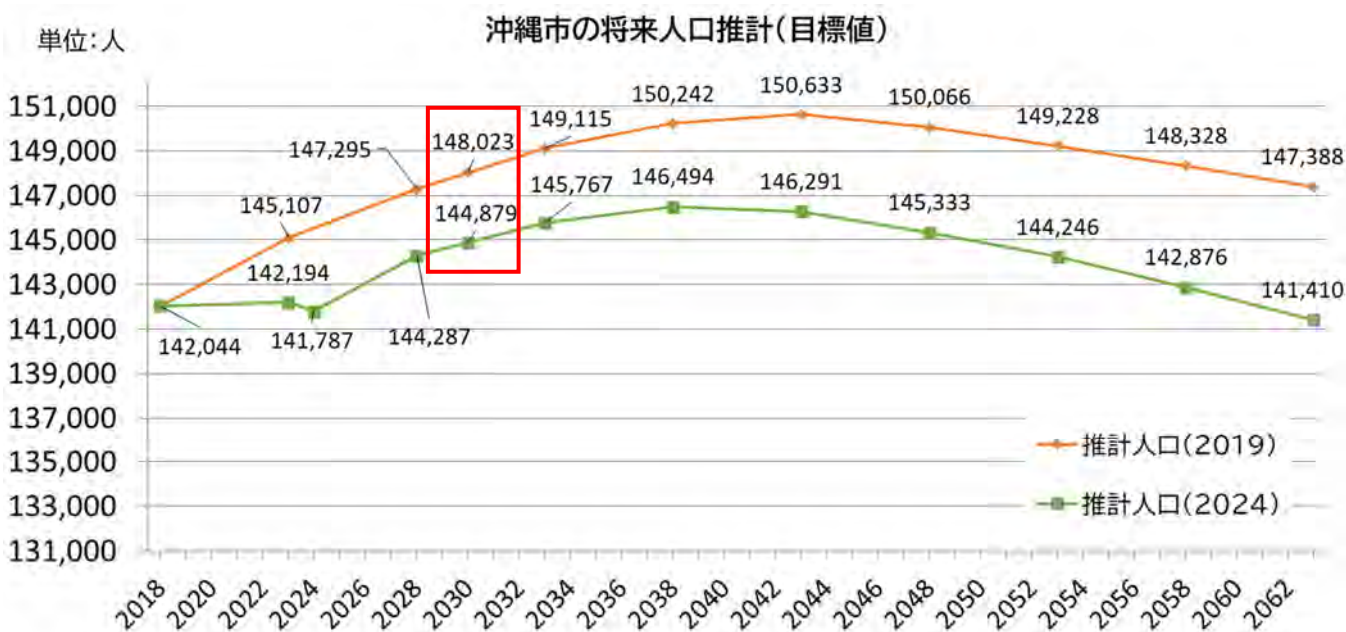
戦略は、第5次沖縄市総合計画 基本計画に位置付けた施策の方向を基本に、デジタルの力も活用した地方創生を図る観点から、基本計画を「基本目標」、「基本的方向」、「具体的な施策(重要業績評価指標[KPI])」に沿って再構成したものです。



(2) 本市の地域ビジョン

① 人口減少・少子高齢化などの社会課題

本市の将来人口推計は、令和元(2019)年に改定した沖縄市人口ビジョンを基本に、令和6(2024)年9月末までの出生数、死亡数、転入・転出者数を反映させると、同人口推計シミュレーションで設定した148,000人の目標人口より、約3,100人の人口増加幅の縮小が予測されます。そのため結婚・出産・子育てに希望をもって安心して暮らせるための支援や人口流出を防ぐための魅力的な地域づくり等を図るために、デジタルの力も活用してこれらの取り組みを加速化・深化させていく必要があります。



② 本市の地域ビジョン(目指すべき理想像)

本市は、昭和49(1974)年に、「健康で美しい沖縄市」、「明るくて住みよい沖縄市」、「平和で豊かな沖縄市」を市民の願い、望み、目標とする「国際文化観光都市」を宣言しました。その後、まちづくりを推進する柱として、「核兵器廃絶平和都市」や「スポーツコンベンションシティ」、「エイサーのまち」、「こどものまち」の宣言をおこなうなど、国際文化観光都市の実現に向け、本市の特色を活かしたまちづくりに取り組んできました。

これまで、5次にわたる総合計画において、「国際文化観光都市」を将来像として掲げ、市民のたゆまぬ努力と情熱により、県内第2の人口を有する都市として、発展し続けています。

沖縄市の誕生から半世紀が過ぎた今日、目まぐるしく変化する社会情勢に対応しつつ、デジタル技術の活用や脱炭素社会の実現等を見据えた持続可能なまちを築くとともに、第5次沖縄市総合計画と一体的な取り組みをすすめるため、本戦略の地域ビジョン(目指すべき理想像)を「国際文化観光都市」とします。

(3) 目標の設定と効果検証の仕組み

① 基本目標と目標設定の考え方

戦略においては、本市の地域ビジョン(目指すべき理想像)の実現に向け、国および沖縄県の総合戦略の趣旨を勘案するとともに、バックカスティングの考え方も意識しつつ、3つの基本目標を掲げ、これに関連した施策を位置付けています。

○ 基本目標1:稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる

本市の特色を活かした産業の振興や企業の競争力強化、創業支援等をすすめるとともに、観光やつながり等を活かした新しいひとの流れを生み出し、関係人口や定住人口の拡大を目指します。

○ 基本目標2:結婚・出産・子育ての希望をかなえる

市民が結婚や子育てに対して展望を描ける環境をつくるとともに、こどもたち一人ひとりが可能性を発揮することができるまちづくりをはじめ、多様化する子育て家庭の様々なニーズに対応した取り組みをすすめます。

○ 基本目標3:魅力的な地域をつくる

都市機能の充実をはじめ、医療・福祉サービスや地域防災体制、地域の交通安全の確保など、安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを推進するとともに、教育の充実や生涯学習の推進等を図ることで、魅力的な地域づくりに取り組みます。

② 効果検証の仕組み

本総合戦略においては、EBPM(根拠に基づく政策立案)の考え方を意識し、基本目標及び施策ごとに次のとおり目標・指標を設け効果検証をおこなうとともに、PDCAサイクルを重視し、改善していく仕組みを構築します。

事項	目標の設定内容	設定期間	効果検証時期	効果検証の方法
基本目標	成果に着目した数値目標(アウトカム)	7年	毎年	内部評価をおこなった後、必要に応じ戦略の見直しをおこなう
施策	重要業績評価指標(KPI)※	7年	毎年	

※重要業績評価指標(KPI)

施策ごとの進捗状況を検証するために設定するものであり、基本目標がどの程度達成しているのかを把握するための定量的な指標。

(4) 計画を推進するための考え方

計画の推進にあたっては、国・県の戦略を勘案しつつ、本市の現状を考慮し、次のような考え方とします。

① 横断的な目標1「多様な人材の活躍を推進する」についての考え方

社会の成熟化に伴い、価値観の多様化や社会参加意識が高まる中で、旺盛な行政需要に対応するためには、市民や様々な団体と連携したまちづくりをすすめることがより重要となることから、一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的にすすめます。

② 横断的な目標2「新しい時代の流れを力にする」についての考え方

デジタル人材の育成・確保やデータ活用基盤の整備とともに、産業や教育、社会基盤・脱炭素などの様々な分野における未来技術の活用など、Society5.0の実現に取り組みます。

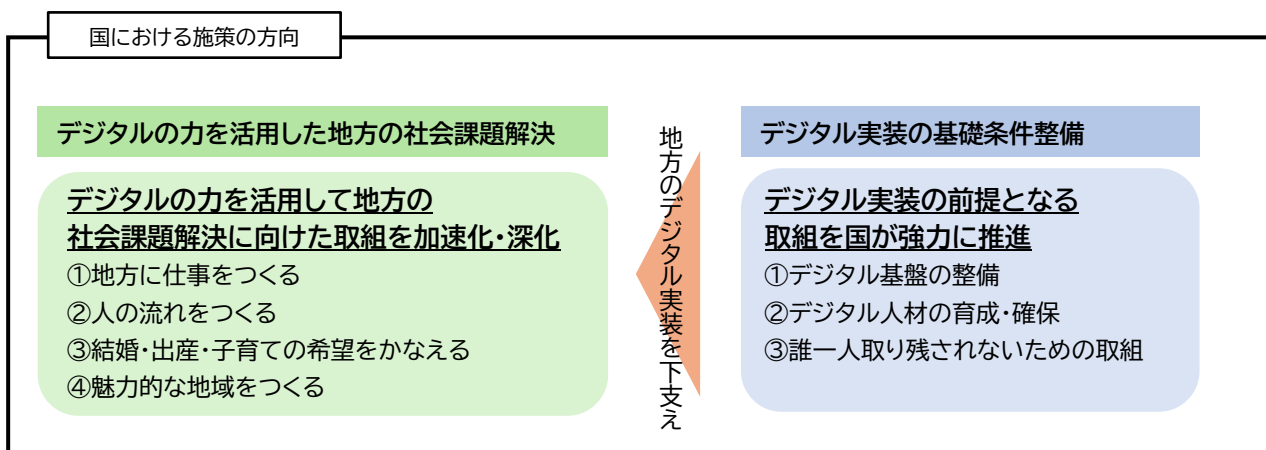
また、施策の展開にあたっては、持続可能な開発目標(SDGs)を取り入れるとともに、企業版ふるさと納税等の活用を推進します。

(5) 国・県の取り組み

○国の総合戦略における基本目標

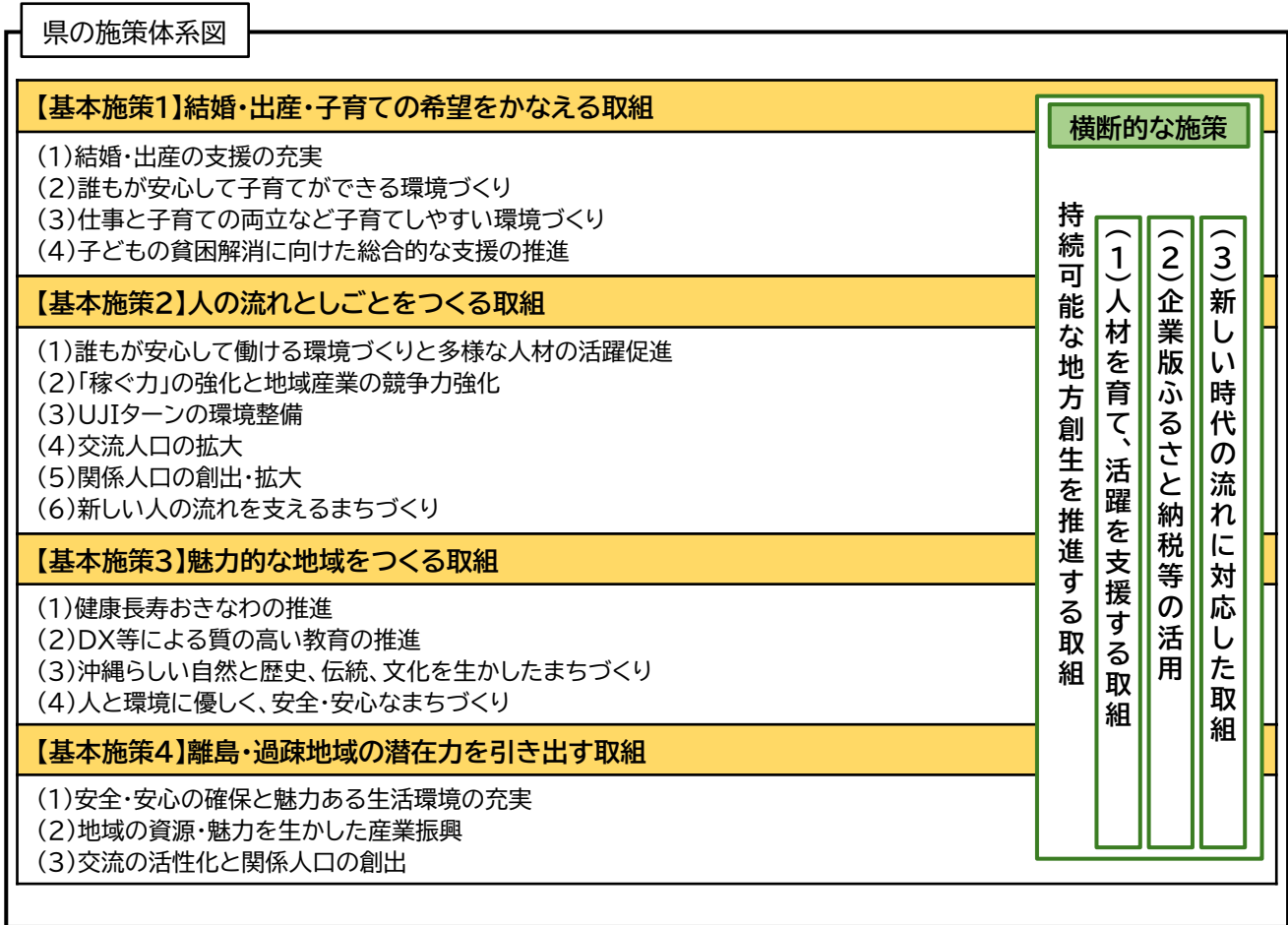
国は、第3期総合戦略において、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」を掲げ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、の4つの分類によりそれぞれの取り組みを推進するとともに、この4つの施策の方向を下支えするため、

①デジタル基盤の整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残されないための取り組み、をデジタル実装の基礎条件として整備するとしております。



○沖縄県の総合戦略における基本施策(目標)

県は、国の第3期総合戦略を勘案し、人口の将来展望を見直すとともに、新たにデジタル活用の視点を取り入れ、以下の通り、4つの基本施策と3つの横断的な施策を位置づけています。



デジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

地方のデジタル実装の前提となる取組を国が強力で推進

- (1)デジタル基盤の整備 (2)デジタル人材の育成確保 (3)誰一人取り残されないための取組

沖縄県では、「沖縄県DX推進計画」においても、デジタル実装の基礎条件整備に対応する取組を推進

3. 第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 施策の方向性

第2期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえつつ、国・県の基本的な考え方を勘案し、以下の基本目標と横断的な目標を設定します。

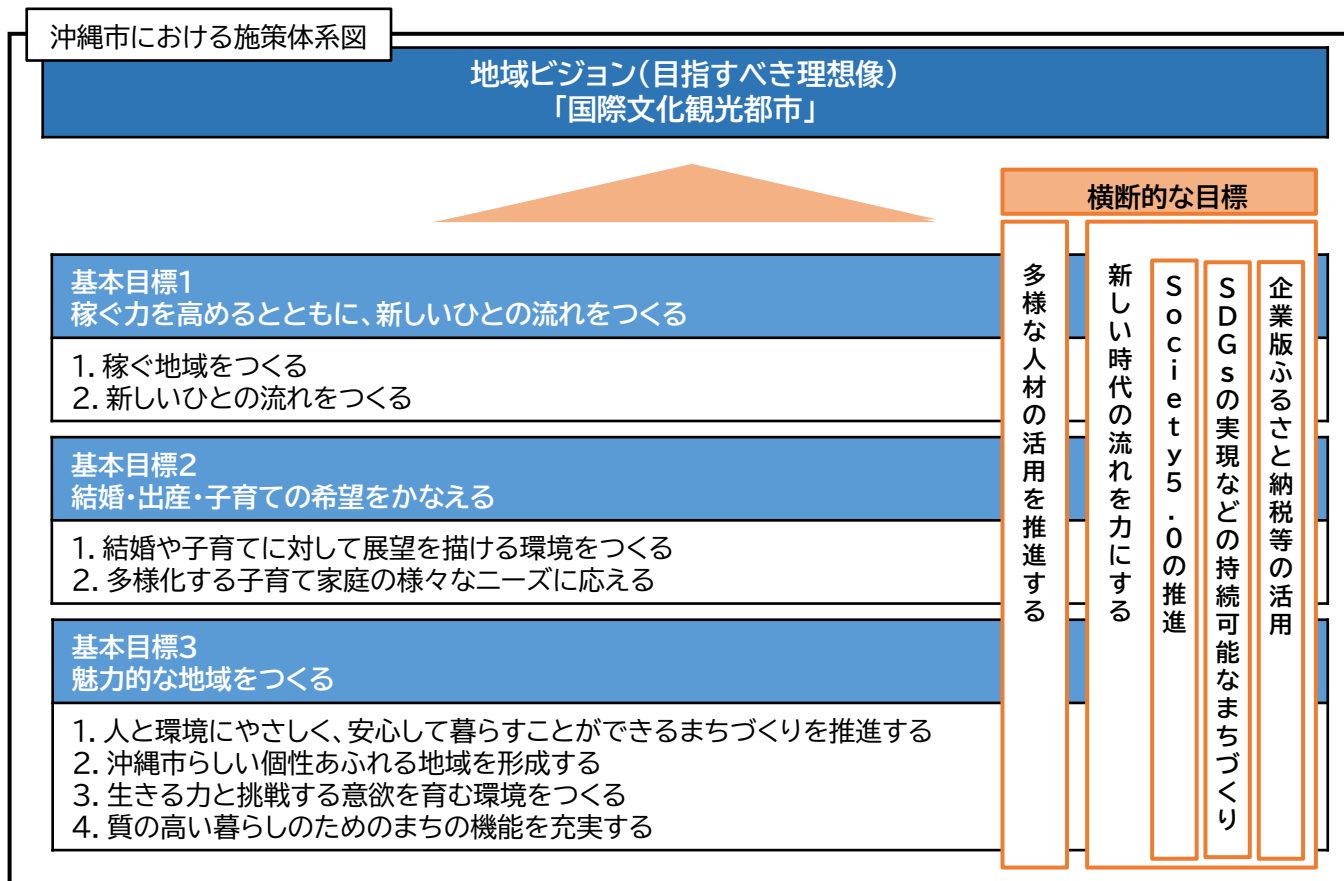
「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」における各分野の施策の方向のうち、地方創生に関する取り組みを、基本目標、基本的方向、具体的な施策に沿って再構成し、デジタル技術も活用した総合戦略として位置付けることによって、地方創生に向けた取り組みを総合的かつ計画的にすすめます。なお、本計画における「具体的な施策」の「主な取り組み内容」については、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」で定める施策の方向と同じ順番で記載することとします。

【基本目標】

1. 稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる
2. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
3. 魅力的な地域をつくる

【横断的な目標】

1. 多様な人材の活躍を推進する
2. 新しい時代の流れを力にする
 - ① Society5.0の推進
 - ② SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
 - ③ 企業版ふるさと納税等の活用



(2) 基本目標および具体的な取り組み等

基本目標 1 稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる

■ 数値目標

指標	基準値 (平成27年)	目標値 (令和12年)
就業者数	64,000人	69,000人

《 基本的方向 》

- 観光環境の整備をはじめ、中心市街地などにおけるにぎわい空間の創出や企業誘致をおこなうとともに、商工業や地域を支える企業の振興に取り組みます。
また、生活と調和した柔軟な働き方と一人ひとりが自らの能力を発揮できる多様な雇用を促進するとともに、創業を志す意欲的な人材の後押しや農水産業の振興に取り組みます。
- 市民が主体となった内外との交流を促進するとともに、デジタルの活用等により、関係人口の拡大に取り組みます。
また、恵まれた環境を活かしたスポーツコンベンションを推進するとともに、エイサー・島唄・ロック等の個性的な文化をはじめとした魅力的な地域資源を磨き上げ、内外からの誘客を促進します。

1. 稼ぐ地域をつくる

商業やものづくり産業における販路拡大や生産性向上を支援するなど商工業の振興に取り組むとともに、バリアフリー観光等インバウンドを含めた観光客の安全・安心・快適な受入環境を整備します。また、市内中小企業の経営基盤の強化および商業環境の充実を図り、中心市街地のにぎわいを創出します。物産と工芸の振興に取り組むとともに、情報通信関連産業や観光関連産業、製造業、物流関連産業を中心とした企業誘致を推進します。

多様な働き方と就労環境づくりをはじめ、若年者等の就労ニーズへの対応や子育て支援と連携した就労支援を強化するとともに、スタートアップへの支援等に取り組みます。

農産物・畜産物・水産物の安定生産や、消費拡大、ブランド化等に向けた支援をおこなうとともに、新たな担い手の確保等に取り組みます。

《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) 地域を支える産業の競争力を強化する

- 安全・安心・快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり
- 東部海浜開発地区「潮乃森」の価値を高める企業誘致の推進
- 商業環境の充実と中小企業の振興
- 中心市街地のにぎわい創出
- 物産と工芸の振興
- 工業地域の活性化
- 企業誘致の推進



(2) 雇用の安定と創業支援の充実を図る

- 就労支援の充実
- 創業支援の推進
- 多様な働き方と就労環境づくりの支援



(3) 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する

- 魅力ある農業の振興
- 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化
- 持続可能な水産業の振興



■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市内の主要ホテル延べ宿泊数	330,564人	388,000人
1人当たりの市民所得 (県平均比較割合)	89.9% (令和4年度)	100%
認定農業者数	31経営体	36経営体

2. 新しいひとの流れをつくる

兄弟都市や姉妹都市などとの文化・教育・スポーツ・産業等の幅広い分野における交流を広く周知し、市民等の主体的な交流を促進するとともに、コワーキングスペースの利用やデジタルの活用等により、新たな関係人口の創出に取り組みます。

沖縄アリーナを活かした周辺地域への回遊性向上を図るとともに、沖縄こどもの国の魅力向上に向けて取り組みます。また、エイサーをはじめ、魅力的な音楽文化等の地域資源およびモータースポーツやスポーツ合宿、国際大会などのスポーツを活かした観光誘客に取り組むとともに、スポーツ環境を充実します。

《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) つながり等を活かした交流を促進する

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進
- 企業誘致の推進



(2) 観光とスポーツによる交流を促進する

- 沖縄アリーナを活かした地域活性化
- 沖縄こどもの国の魅力向上
- エイサーを活用した観光誘客
- 音楽によるまちづくりの推進
- 効果的なプロモーションの展開
- スポーツコンベンションの推進
- モータースポーツの振興



■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
コワーキングスペース利用者数	1,508人	1,760人
沖縄市来訪者数	2,946万人	3,088万人
スポーツ合宿・大会受入件数	218件	240件

基本目標 2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

■ 数値目標

指標	基準値 (平成28年)	目標値 (令和12年)
合計特殊出生率	1.912	2.100

《 基本的方向 》

- 安心して子どもを産み育てられるまちづくりをすすめるとともに、性別に関わらず互いが対等な関係を築ける社会づくりに取り組みます。
- こどもたちの心と体の健やかな成長を支えるとともに、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持ち、可能性を發揮することができるこどものまちづくりに取り組みます。

1. 結婚や子育てに対して展望を描ける環境をつくる

男女共同参画社会やワークライフ・バランスの実現に向け、男女の役割に関する固定観念(ジェンダーバイアス)の解消やデジタルの活用等により、多様な働き方が選択できる環境をつくとともに、子育て世代等の様々なニーズに対応するきめ細やかな就労支援に取り組みます。

また、質の高い保育を提供するとともに、就労分野と連携した子育て支援や孫育て支援など、地域における子育て支援とこどもたちの多様な居場所づくりを推進し、子どもを大切に育てるための環境づくりに取り組みます。



《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) 子育て世代の就労支援の充実を図る

- 男女共同参画社会づくりの推進
- 就労支援の充実
- 多様な働き方と就労環境づくりの支援



(2) 質の高い保育・幼児教育の提供と すべてのこどもが通園できる環境の構築を推進する

- 多様な保育サービスの提供
- 認可外保育施設への支援
- こども誰でも通園制度の実施



(3) 地域における子育て支援と 居場所の充実を図る

- 地域における子育て支援と
こどもたちの多様な居場所づくり

■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人権に関するイベント等の参加者数	2,749人	4,866人
待機児童数	32人	0人



2. 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくるとともに、関係機関と連携した、不妊・妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援や、発達のご案内になる子と保護者への総合的な支援をおこないます。また、子育て世帯の経済的負担軽減など、子育て力の向上を支援するとともに、地域における子育て支援の充実やこどもたちの多様な居場所づくり、子育てに関する不安の軽減に取り組みます。

《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす

- こどものまちづくりの推進
- すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり



(2) 親子の健康を守りこどもの発達を促進する

- 母子保健の推進
- 発達のご案内になる子への支援
- こども医療費の助成



(3) こどもを大切に育てるための環境をつくる

- 子育て力の向上支援
- 要保護児童等への支援
- 地域における子育て支援とこどもたちの多様な居場所づくり

■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
給付型奨学金による 大学等進学者数	155人	180人
乳幼児健康診査受診率	87.4%	90.8%
居場所利用者数	184,843人	202,680人

基本目標 3 魅力的な地域をつくる

■ 数値目標

指標	基準値 (平成30年)	目標値 (令和12年)
社会増減	△281人	0人

《 基本的方向 》

- 平和と人権尊重の心を次世代につなぐとともに、文化を活かしたまちの魅力創出や生涯にわたる学習とスポーツの推進、魅力ある地域社会の構築に取り組みます。
- こどもたち一人ひとりが新しい時代を切り開くために必要となる生きる力を育むとともに、豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくります。
- 誰もが安心して暮らせる社会の構築および生涯の健康づくりの支援をすすめるとともに、多様な主体と連携し、将来にわたり持続可能な行財政運営に取り組みます。
- 環境と共生する社会の構築や地域の防災・安全対策の推進、快適で良好な都市の創出に取り組むとともに、暮らしや地域経済を支える交通空間の形成および心やすらぐ住みよい環境づくりを推進します。

1. 人と環境にやさしく、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する

平和の尊さを継承・発信するため、戦跡めぐりや平和講座の開催、平和大使の育成などに取り組むとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、市民の人権意識高揚を図ります。

だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、各種福祉サービスの充実およびライフステージに応じた健康づくりの促進に取り組みます。

自然環境の保全や地球温暖化対策の推進など、環境に配慮した取り組みをすすめるとともに、防災や防犯、交通安全などの対策をおこないます。

多様な主体と連携するなど、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取り組みをすすめるとともに、人材・組織マネジメントやDXの推進、財政の健全化など、共創のまちづくりと将来を見据えた行財政運営を推進します。

《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) 平和・人権を尊重する地域社会づくりを推進する

- 平和行政の推進
- 市民の主体的な平和活動への支援
- 人権意識の普及と権利擁護体制の充実
- 虐待等の防止と支援体制の強化
- 男女共同参画社会づくりの推進
- 基地から派生する諸問題への対応
- 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応
- 日米地位協定の抜本的な見直し



(2) 地域共生社会を推進する

- 福祉のまちづくりの推進
- 福祉コミュニティの充実



(3) 高齢者が躍動する社会づくりを推進する

- 地域包括ケアシステムの推進
- 在宅生活と社会参加への支援
- 認知症の予防と共生の推進
- 介護保険サービスの充実と制度の適正運営



(4) 障がいの有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる

- 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援
- 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

(5) 自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する

- 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進
- 生活困窮者の自立促進
- 生活保障と自立支援

(6) ライフステージに応じた健康づくりを推進する

- 自ら取り組む健康づくりの推進
- 生活習慣病対策の推進
- こころの健康づくりの推進
- 感染症対策の推進
- 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施



(7) 地球環境にやさしくきれいなまちを築く

- 自然環境と生活環境の保全
- 地球温暖化対策の推進
- 循環型社会づくりの推進

(8) 強さとしなやかさを備えたまちを築く

- 防災・減災対策の推進
- 地域防災力の向上
- 災害を受けた市民への支援



(9) 消防・救急・救助体制を強化する

- 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応
- 火災予防対策の推進
- 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

(10) 防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く

- 地域における防犯体制・環境の充実
- 消費者被害防止対策の推進
- 交通安全の確保

(11) 共創のまちづくりと将来を見据えた行財政運営を推進する

- 多様な主体との連携
- 開かれた行政の推進
- SDGsの推進
- 地方創生の推進
- 人材・組織マネジメントの推進
- DXの推進
- 広域連携の推進
- 財政の健全化
- 公共施設等の適正な管理および民間能力の活用



■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
平和活動に取り組む 個人や団体の数	個人:184人 団体:11	個人:220人 団体:15
居所を変更した人の割合(%)	52.2%	減少
地域型地域包括支援センターに おける相談件数	38,026件	38,600件
特定健康診査受診率	29.1%	44.0%
市内の温室効果ガス排出量	836千t-CO ₂ (令和4年度)	616千t-CO ₂
自主防災組織の 防災訓練等実施率	64%	100%
オンライン化手続数(累計)	122件	250件

2. 沖縄市らしい個性あふれる地域を形成する

地域のエイサー活動への支援やエイサー会館のコンテンツ充実、文化芸術団体等の活動支援に取り組むとともに、戦後文化の発信や文化財の保護意識の向上に取り組むなど、文化によるまちづくりを推進します。

また、生涯学習フェスティバルおよび社会教育施設機能の充実、各種スポーツ団体への支援など、学びやスポーツを身近に感じられる環境をつくとともに、自治会活動の支援や地域コミュニティ活動拠点施設の整備を通じて支えあう、魅力的な地域をつくります。

《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) 文化によるまちづくりを推進する

- コザ文化の継承・発展
- 文化芸術の振興
- 戦後文化の発信と歴史学習の支援
- 文化財の保存と活用



(2) いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる

- 生涯学習の推進
- 地域活動と学びの支援
- 市民スポーツの推進

(3) 認め合い支えあう地域づくりを推進する

- 信頼し支えあう地域づくりへの支援
- 地域コミュニティ活動拠点施設の整備
- 多文化共生の推進

■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市内文化芸術施設の 来場者数	136,639人	190,751人
スポーツ施設利用者数	870,926人	957,420人
自治会施設利用者数	196,077人	215,000人

3. 生きる力と挑戦する意欲を育む環境をつくる

幼児教育の充実や個別最適かつ協働的な学びの推進、教員の資質向上と負担軽減等に取り組み、こどもたちが質の高い教育を受けることができる環境を整備します。また、不登校や特別な支援が必要な児童生徒など、多様な教育ニーズに対応するとともに、安全・安心な教育環境を整備します。

青少年の健全育成に向け、こどもの国における様々な体験活動やプログラムを充実するとともに、個に応じた支援をおこなうため、沖縄市教育支援センターにおける相談支援に取り組みます。



《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する

- 市立幼稚園の充実
- 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

(2) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する

- 調和のとれた知・徳・体の育成
- 教員の資質向上と負担軽減
- 地域と連携した学校づくりの推進

(3) 個に応じた支援を推進する

- 不登校児童生徒等への総合的な支援
- 多様な教育ニーズへの対応

(4) 安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる

- 学校の安全確保と施設整備
- 就学にかかる負担軽減

(5) こどもの主体的な取り組みを応援する

- こどもの声を活かしたまちづくり
- こどもの文化・スポーツ活動への支援

(6) 青少年の健全育成を推進する

- 健全育成に向けた環境づくり
- 沖縄こどもの国の充実



■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
全国学力調査結果 (全国平均との差)	小 -5.6 中 -8.8	小 ±0 中 ±0
児童生徒登校率	95.2%	96.3%

4. 質の高い暮らしのためのまちの機能を充実する

都市機能の充実を図るため、将来を見据えた土地利用の検討をはじめ、環境に配慮した東部海浜開発事業を推進するとともに、道路や住宅、公園、上下水道等の都市基盤整備に取り組みます。

《 具体的な施策および主な取り組み内容 》

(1) 地域の特性を活かした快適な都市を形成する

- 将来を見据えた土地利用の推進
- 魅力ある景観の創出とユニバーサルデザインの推進
- 火葬場の整備と墓地対策の推進
- 中心市街地の都市機能向上とまちなか居住促進

(2) 東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する

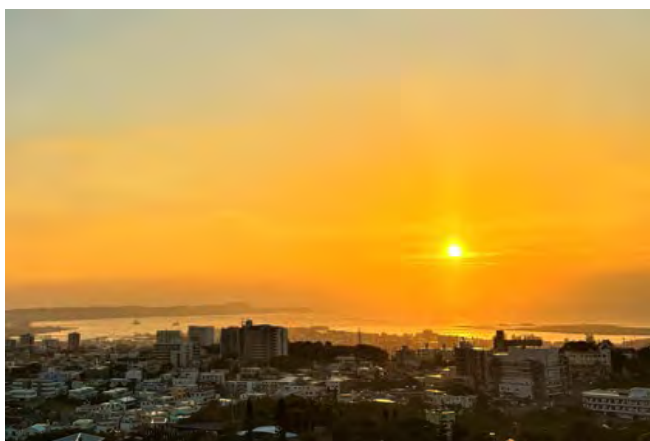
- 「潮乃森」の早期整備促進と土地利用計画の推進
- 豊かな環境と共生した取り組み

(3) 安全で快適な交通環境を整備する

- 総合的な交通体系構築の促進と道路整備
- 地域公共交通の利便性向上と交通拠点の形成

(4) 住生活の安定の確保に取り組む

- 市営住宅の長寿命化と計画的な建替え
- 安全・安心な住環境の向上促進



(5) 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する

- 計画的な公園の整備
- 地域とともに育む緑と花の空間創出

(6) 健全で安定的な上下水道の事業を推進する

- 上下水道事業の健全経営の推進
- 上水道施設の整備
- 下水道施設の整備と下水道への接続促進
- 浸水対策の推進

■ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
土地利用に関する都市計画 決定・変更の件数	1件	4件
空家等除却費補助件数(累計)	6件	42件
一人当たりの都市公園の面積	9.3㎡	9.4㎡



別表 施策体系図

基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取組内容
基本目標1 稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる	1. 稼ぐ地域をつくる	(1)地域を支える産業の競争力を強化する	● 安全・安心・快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり
			● 東部海浜開発地区「潮乃森」の価値を高める企業誘致の推進
			● 商業環境の充実と中小企業の振興
			● 中心市街地のにぎわい創出
			● 物産と工芸の振興
			● 工業地域の活性化
			● 企業誘致の推進
		(2)雇用の安定と創業支援の充実を図る	● 就労支援の充実
			● 創業支援の推進
			● 多様な働き方と就労環境づくりの支援
	(3)多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する	● 魅力ある農業の振興	
		● 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化	
		● 持続可能な水産業の振興	
	2. 新しいひとの流れをつくる	(1)つながり等を活かした交流を促進する	● 国内交流の推進
			● 国際交流の推進
			● 企業誘致の推進
		(2)観光とスポーツによる交流を促進する	● 沖縄アリーナを活かした地域活性化
			● 沖縄こどもの国の魅力向上
			● エイサーを活用した観光誘客
			● 音楽によるまちづくりの推進
● 効果的なプロモーションの展開			
● スポーツコンベンションの推進			
● モータースポーツの振興			

基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取組内容
基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1. 結婚や子育てに対して展望を描ける環境をつくる	(1)子育て世代の就労支援の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会づくりの推進 ● 就労支援の充実 ● 多様な働き方と就労環境づくりの支援
		(2)質の高い保育・幼児教育の提供とすべてのこどもが通園できる環境の構築を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な保育サービスの提供 ● 認可外保育施設への支援 ● こども誰でも通園制度の実施
		(3)地域における子育て支援と居場所の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における子育て支援とこどもたちの多様な居場所づくり
	2. 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える	(1)こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	<ul style="list-style-type: none"> ● こどものまちづくりの推進 ● すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり
			<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健の推進 ● 発達気になる子への支援 ● こども医療費の助成
		(2)親子の健康を守りこどもの発達を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て力の向上支援 ● 要保護児童等への支援
			<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における子育て支援とこどもたちの多様な居場所づくり
		(3)こどもを大切に育てるための環境をつくる	

別表 施策体系図

基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取組内容
基本目標3 魅力的な地域をつくる	1. 人と環境にやさしく、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する	(1)平和・人権を尊重する地域社会づくりを推進する	● 平和行政の推進
			● 市民の主体的な平和活動への支援
			● 人権意識の普及と権利擁護体制の充実
			● 虐待等の防止と支援体制の強化
			● 男女共同参画社会づくりの推進
			● 基地から派生する諸問題への対応
			● 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応
			● 日米地位協定の抜本的な見直し
		(2)地域共生社会を推進する	● 福祉のまちづくりの推進
			● 福祉コミュニティの充実
		(3)高齢者が躍動する社会づくりを推進する	● 地域包括ケアシステムの推進
			● 在宅生活と社会参加への支援
			● 認知症の予防と共生の推進
			● 介護保険サービスの充実と制度の適正運営
		(4)障がいの有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる	● 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援
			● 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり
		(5)自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する	● 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進
			● 生活困窮者の自立促進
			● 生活保障と自立支援
		(6)ライフステージに応じた健康づくりを推進する	● 自ら取り組む健康づくりの推進
			● 生活習慣病対策の推進
● こころの健康づくりの推進			

基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取組内容
基本目標3 魅力的な地域をつくる	1. 人と環境にやさしく、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する	(6)ライフステージに応じた健康づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策の推進 ● 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施
		(7)地球環境にやさしくきれいなまちを築く	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境と生活環境の保全 ● 地球温暖化対策の推進 ● 循環型社会づくりの推進
		(8)強さとしなやかさを備えたまちを築く	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・減災対策の推進 ● 地域防災力の向上 ● 災害を受けた市民への支援
		(9)消防・救急・救助体制を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応 ● 火災予防対策の推進 ● 地域・企業等と連携した救護体制の拡充
		(10)防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防犯体制・環境の充実 ● 消費者被害防止対策の推進 ● 交通安全の確保
		(11)共創のまちづくりと将来を見据えた行財政運営を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体との連携 ● 開かれた行政の推進 ● SDGsの推進 ● 地方創生の推進 ● 人材・組織マネジメントの推進 ● DXの推進 ● 広域連携の推進 ● 財政の健全化 ● 公共施設等の適正な管理および民間能力の活用

別表 施策体系図

基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取組内容
基本目標3 魅力的な地域をつくる	2. 沖縄市らしい個性あふれる地域を形成する	(1)文化によるまちづくりを推進する	● コザ文化の継承・発展
			● 文化芸術の振興
			● 戦後文化の発信と歴史学習の支援
			● 文化財の保存と活用
		(2)いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる	● 生涯学習の推進
			● 地域活動と学びの支援
			● 市民スポーツの推進
		(3)認め合い支えあう地域づくりを推進する	● 信頼し支えあう地域づくりへの支援
			● 地域コミュニティ活動拠点施設の整備
	● 多文化共生の推進		
	● 市立幼稚園の充実		
	3. 生きる力と挑戦する意欲を育む環境をつくる	(1)こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する	● 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化
			● 調和のとれた知・徳・体の育成
		(2)確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する	● 教員の資質向上と負担軽減
			● 地域と連携した学校づくりの推進
			● 不登校児童生徒等への総合的な支援
		(3)個に応じた支援を推進する	● 多様な教育ニーズへの対応
			● 学校の安全確保と施設整備
		(4)安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる	● 就学にかかる負担軽減
			● こどもの声を活かしたまちづくり
		(5)こどもの主体的な取り組みを応援する	● こどもの文化・スポーツ活動への支援
● 健全育成に向けた環境づくり			
(6)青少年の健全育成を推進する		● 沖縄こどもの国の充実	

基本目標	基本的方向	具体的施策	主な取組内容
基本目標3 魅力的な地域をつくる	4. 質の高い暮らしのためのまちの機能を充実する	(1)地域の特性を活かした快適な都市を形成する	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来を見据えた土地利用の推進 ● 魅力ある景観の創出とユニバーサルデザインの推進 ● 火葬場の整備と墓地対策の推進 ● 中心市街地の都市機能向上とまちなか居住促進
		(2)東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ● 「潮乃森」の早期整備促進と土地利用計画の推進 ● 豊かな環境と共生した取り組み
		(3)安全で快適な交通環境を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な交通体系構築の促進と道路整備 ● 地域公共交通の利便性向上と交通拠点の形成
		(4)住生活の安定の確保に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営住宅の長寿命化と計画的な建替え ● 安全・安心な住環境の向上促進
		(5)魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な公園の整備 ● 地域とともに育む緑と花の空間創出
		(6)健全で安定的な上下水道の事業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道事業の健全経営の推進 ● 上水道施設の整備 ● 下水道施設の整備と下水道への接続促進 ● 浸水対策の推進

参考資料1 用語解説

	用語	意味	ページ
い	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドは、訪日外国人旅行または訪日旅行を指す。	148
こ	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。	141
	コワーキングスペース	独立して働く個人が、机・椅子・ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら仕事を行う場所のこと。利用者同士の積極的な交流や共働といったコミュニティ形成を促すという点において、従来のレンタルオフィスとは異なり、月極や時間制で借りる形式のものが多い。	150
す	スタートアップ	新しい企業であって、一般的に、革新的な技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し、急成長を目指す企業のこと。	148
せ	千t-CO ₂ (セントンシーオーツー)	千t-CO ₂ は二酸化炭素千トンを意味する単位であり、CO ₂ 以外の温室効果ガスについても、CO ₂ の持つ効果を基準として換算し、千t-CO ₂ を単位として用いる。	157
て	デジタル人材	デジタル技術を活用し、新たな価値を提供できる人材のこと。	145
は	バックカスティング	ありたい未来の実現方法を未来から逆算して設計する手法・考え方のこと。	144
ゆ	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。	160

	用語	意味	ページ
ら	ライフステージ	人生の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階のこと。	154
D	DX	「デジタル・トランスフォーメーション」の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念とされており、沖縄市DX推進計画では「地域の発展や課題解決を目的に、デジタル技術やデータを活用して利用者目線に立った新たな価値を創出する」と定義。	154
E	EBPM	エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング(根拠に基づく政策立案)。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする考え方のこと。	144
P	PDCA	継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字。	144
S	SDGs	持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。	141
S	Society5.0 (ソサエティー5.0)	AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。	145
U	UJIターン	Uターン・Jターン・Iターンの総称。いずれも今住んでいる場所から移住するものであり、主に都心から生まれ育った故郷や故郷以外の地方に移住することを指す。	146

参考資料2 第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 策定の経緯

令和7年	8月18日	……………	第1回総合計画策定委員会
令和7年	9月 1日	……………	第2回総合計画策定委員会
令和7年	9月 9日	……………	第1回沖縄市総合計画審議会
令和7年	9月29日～10月 1日	……………	第2回沖縄市総合計画審議会
令和7年	10月15日	……………	第3回沖縄市総合計画審議会
令和7年	10月23日	……………	第4回沖縄市総合計画審議会
令和7年	10月31日	……………	沖縄市総合計画審議会からの答申
令和7年	11月17日	……………	第3回総合計画策定委員会
令和7年	11月27日～12月26日	……………	パブリックコメントの実施
令和8年	1月19日	……………	第4回総合計画策定委員会
令和8年	1月21日	……………	第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 市長決裁

参考資料3 第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証

本市では、令和6年度より第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略にもとづく各種取り組みを進めています。戦略内で設定している指標(数値目標、KPIの両方を含む)について、令和6年時点の達成状況を検証します。

令和6年時点の達成状況は、基準値から目標値までの期間を踏まえ、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を計算したうえで「令和6年時点の実際の進捗率」と比較することで、「順調」、「概ね順調」、「努力を要する」の3段階(※1)で評価しています。

第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、3つの基本目標を設定しています。戦略全体の指標の、令和6年時点の達成状況は、指標数27のうち、「順調」と評価される指標の数は16、全指標に占める「順調」と評価される指標の割合は59.3%という結果となっています。

基本目標別に、指標の令和6年時点の達成状況を見ると、「努力を要する」と評価される指標の割合が多いのは、基本目標3「魅力的な地域をつくる」であり、「努力を要する」と評価される指標の割合が46.2%となっています。基本目標2「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」についても、「努力を要する」と評価される指標の割合が42.9%と半数弱となっています。基本目標1「稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる」については、「順調」と評価される指標が70%以上を占めています。

基本目標	指標数	達成見込み		
		順調	概ね順調	努力を要する
基本目標1 稼ぐ力を高めるとともに、 新しいひとの流れをつくる	7	5	0	2
		71.4%	0.0%	28.6%
基本目標2 結婚・出産・子育ての希望を かなえる	7	4	0	3
		57.1%	0.0%	42.9%
基本目標3 魅力的な地域をつくる	13	7	0	6
		53.8%	0.0%	46.2%
合計(全体)	27	16	0	11

※1 令和6年度時点の実際の進捗率は基本的に、(実績値-基準値)÷(目標値-基準値)で計算する。「令和6年度時点の実際の進捗率」と「令和6年度時点で達成しておくべき進捗率」から計算した相対的な進捗率(%)が、100%以上の場合「順調」、70%以上100%未満の場合は「概ね順調」、70%未満の場合は「努力を要する」と評価。なお、総合計画前期基本計画総点検結果の「達成見込み」とは、異なる評価基準である。

■基本目標1 稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる

新しいひとの流れをつくる」ことを目的としたKPIである、「沖縄アリーナ来場者数」、「沖縄こどもの国来場者数」、「コワーキングスペース利用者数」は、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を上回っており、順調に進捗しています。

一方で、「稼ぐ地域をつくる」ことを目的としたKPIである、「1人当たりの市民所得(県平均比較割合)」は、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を下回っており、令和12年時点の目標達成に向けて努力を要します。

数値目標の「就業者数」についても、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を下回っており、「稼ぐ地域をつくる」ための取り組みについて、特に注力することが必要です。

■ KPI(重要業績評価指標)の達成状況

KPI	基準値	目標値 (R12年度)	実績値 (R6年度)	達成状況
市内の主要ホテル 延べ宿泊数	195,690人 (R4年度)	388,000人	330,564人	順調
1人当たりの市民所得 (県平均比較割合)	88% (R2年度)	100%	89.9% (R4年度)	努力を 要する
市内農家のスマート農業 導入率	—	26%	4%	順調
沖縄アリーナ来場者数	42万人 (R4年度)	53万人	50.8万人	順調
沖縄こどもの国来場者数	53万人 (R4年度)	88万人	73万人	順調
コワーキングスペース利用者数	—	6,700人	1,508人	順調

■ 数値目標の達成状況

数値目標	基準値 (H27年)	目標値 (R12年)	実績値 (R2年)	達成状況
就業者数	64,000人	69,000人	65,165人	努力を 要する

■基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「結婚や子育てに対して展望を描ける環境をつくる」ことを目的としたKPIである、「人権に関するイベント等の参加者数」、「待機児童数」、「公設放課後児童クラブの定員数」は、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を上回っており、順調に進捗しています。

一方で、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」ことを目的としたKPIである、「乳幼児健康診査受診率」、「地域における子育て支援サービス利用延べ人数」は、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を下回っており、令和12年時点の目標達成に向けて努力を要します。

数値目標の「合計特殊出生率」についても、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を下回っており、「子育て家庭の様々なニーズに応える」ための取り組みについて、特に注力することが必要です。

■ KPI(重要業績評価指標)の達成状況

KPI	基準値	目標値 (R12年度)	実績値 (R6年度)	達成状況
人権に関するイベント等の参加者数	523人 (R1年度)	1,265人	2,749人	順調
待機児童数	100人 (R1年度)	0人	32人	順調 ※2
公設放課後児童クラブの定員数	213人 (R1年度)	300人	260人	順調
こどもの居場所利用者数	38,285人 (R4年度)	40,500人	48,655人	順調
乳幼児健康診査受診率	89.1% (R1年度)	95.7%	87.4%	努力を要する
地域における子育て支援サービス利用延べ人数	35,850人 (R1年度)	49,454人	21,384人	努力を要する

■ 数値目標の達成状況

数値目標	基準値 (H28年)	目標値 (R12年)	実績値 (R5年)	達成状況
合計特殊出生率	1.912	2.100	1.608	努力を要する

※2 ※1のとおり、総合計画前期基本計画総点検結果の「達成見込み」とは異なる評価基準で計算していることから、本指標は総合計画前期基本計画総点検結果の「達成見込み」と評価が異なっている。

■基本目標3 魅力的な地域をつくる

「沖縄市らしい個性あふれる地域を形成する」ことを目的としたKPIである、「文化芸能コンクール等受賞者数」、「体育施設・用具の利用者数」や、「質の高い暮らしのためのまちの機能の充実する」ことを目的としたKPIである、「特定空家等候補の件数」、「一人当たりの都市公園の面積」は、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を上回っており順調に進捗しています。

一方で、「人と環境にやさしく、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する」ことを目的としたKPIである、「平和学習コンテンツサイトのPV数」、「特定健康診査受診率」、「自主防災組織の防災訓練等実施率」は、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を下回っており、令和12年時点の目標達成に向けて努力を要します。

また、「自治会加入世帯率」についても、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を下回っており、令和12年時点の目標達成に向けて努力を要します。

数値目標の「社会増減」については、「令和6年時点で達成しておくべき進捗率」を上回っており、全国的に人口減少が進む中で沖縄市は「社会増」に転じています。今後も引き続き、「魅力的な地域をつくる」取り組みに注力することが必要です。

■ KPI(重要業績評価指標)の達成状況

KPI	基準値	目標値 (R12年度)	実績値 (R6年度)	達成状況
平和学習コンテンツサイトのPV数	165,124PV (R1年度)	236,000PV	185,026PV	努力を要する ※3
特定健康診査受診率	35.9% (R1年度)	43.0%	29.1%	努力を要する
市内の温室効果ガス排出量	892.0 千t-CO ₂ (H30年度)	822.9 千t-CO ₂	835.9 千t-CO ₂ (R4年度)	順調
自主防災組織の 防災訓練等実施率	61%(R1年度)	100%	64%	努力を要する ※4
文化芸能コンクール等 受賞者数	49人(R4年度)	105人	100人	順調 ※5
体育施設・用具の利用者数	456,788人 (R4年度)	929,000人	887,845人	順調 ※6

KPI	基準値	目標値 (R12年度)	実績値 (R6年度)	達成状況
自治会加入世帯率	25.4% (R5年度)	30.0%	25.0% (R6年)	努力を要する
全国学力調査結果	小 +2.3 中 -8.8 (R1年度)	小 ±0 中 ±0	小 -5.6 中 -8.8	努力を要する
児童生徒登校率	97.5% (R1年度)	96.3%	95.2%	順調 ※7
沖縄市人にやさしい まちづくり環境整備事前協議	8件/年 (R1年度)	22件/年	10件/年	努力を要する
特定空家等候補の件数	134件 (R1年度)	79件	85件	順調
一人当たりの都市公園の面積	9.0㎡(R1年度)	9.31㎡	9.3㎡	順調

■ 数値目標の達成状況

数値目標	基準値 (H30年)	目標値 (R12年)	実績値 (R6年)	達成状況
社会増減	△281人	0人	251人	順調

※3～7 ※1のとおり、総合計画前期基本計画総点検結果の「達成見込み」とは異なる評価基準で計算していることから、本指標は総合計画前期基本計画総点検結果の「達成見込み」と評価が異なっている。

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030

資料編



前期基本計画の総点検結果(概要)

(1) 指標の達成状況

第5次沖縄市総合計画においては、基本構想に5つの都市像と19の基本方向を設定している。さらに「基本構想の推進に向けて」の2つの基本方向を加えると、計画全体では21の基本方向と、46の施策と146の施策の方向を掲げて計画の推進を図ってきた。

計画全体の指標達成状況は、指標数80のうち、令和7年の目標値を達成見込みのものは32個、全指標に占める達成見込みの割合は40.0%という結果となっており、「概ね達成」見込みの指標も含めると、全指標の46.3%が「達成」・「概ね達成」となっている。

都市像別の指標達成状況を見ると、「未達成」の指標の割合が多いのは都市像3「ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち」であり、未達成の割合が75.0%となっている。その他の都市像についても、都市像5「環境と調和し 安心して住み続けられるまち」を除いて、達成・概ね達成の割合の合計が50.0%を下回っている。

※達成見込みの算定にあたっては、
「(見込み値(R7)-基準値(R1))/(目標値(R7)-基準値(R1))」を以下の基準で判断する。

【基準】 達成:100%以上、概ね達成:70%以上100%未満、未達成:70%未満

都市像	指標数	達成見込み		
		達成	概ね達成	未達成
都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち	12	4	1	7
		33.3%	8.3%	58.3%
都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	16	5	1	10
		31.25%	6.25%	62.5%
都市像3 ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	8	2	0	6
		25.0%	0.0%	75.0%
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	18	7	1	10
		38.9%	5.6%	55.6%
都市像5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	23	13	2	8
		56.5%	8.7%	34.8%
基本構想の推進に向けて	3	1	0	2
		33.3%	0.0%	66.7%
合計(全体)	80	32	5	43

都市像1の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	平和に関する講座 等の参加者数	217人	184人	200人	240人	未達成
	平和学習コンテ ンツサイトのページ ビュー(PV数)	165,124PV	185,026PV	190,000PV	200,000PV	概ね達成
基本方向1 施策02	人権に関するイベ ント等の参加者数	523人	2,749人	3,023人	1,120人	達成
	虐待防止講演会等 の参加者数	256人	295人	390人	450人	未達成
基本方向1 施策03	航空機騒音に係る 環境基準達成状況	5局	5局	5局	5局	達成
基本方向2 施策01	文化芸能コンクー ル等受賞者数	121人	100人	120人	145人	未達成
	ヒストリート 来館者数	25,077人	21,612人	24,421人	25,100人	未達成
基本方向3 施策01	生涯学習 フェスティバルの 参加人数	9,771人	8,781人	10,000人	10,000人	達成
	体育施設・用具の 利用者数	912,741人	887,845人	887,845人	929,000人	未達成
基本方向4 施策01	国内交流件数	14件	23件	12件	16件	未達成
	国際交流事業 参加者数	2,434人	2,328人	2,560人	2,920人	未達成
基本方向4 施策02	自治会新規加入 世帯数	270世帯/年	270世帯/年	313世帯/年	300世帯/年	達成

都市像2の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	保育所・幼稚園等の 定員数	7,153人	7,380人	7,401人	7,528人	未達成
基本方向1 施策02	待機児童数	100人	32人	14人	0人	概ね達成
基本方向1 施策03	妊婦健康診査受診 回数	12.3回	12.0回	12.5回	14回	未達成
	乳幼児健康診査 受診率	89.1%	87.4%	86.9%	95.7%	未達成
基本方向1 施策04	プログラム策定および 資格取得講座 受講者数	73人	92人	92人	80人	達成
	地域における子育て 支援サービス利用 延べ人数	35,850人	21,384人	22,000人	48,260人	未達成
基本方向1 施策05	児童館等の設置校区	4校区	5校区	5校区	5校区	達成
	公設放課後児童 クラブの定員数	213人	260人	300人	290人	達成
	放課後子ども教室の 参加者数	28,970人	23,235人	30,000人	30,000人	達成
基本方向2 施策01	複数年教育の実施数	8園	9園	9園	13園	未達成
基本方向2 施策02	全国学力調査結果	小+2.3 中-8.8	小-5.6 中-8.8	小-4.8 中-9.2	小±0 中±0	未達成
基本方向2 施策03	児童生徒登校率	97.5%	95.2%	95.4%	98.5%	未達成
基本方向2 施策04	学校施設長寿命化の 推進	2校	5校	5校	8校	未達成
基本方向3 施策01	各種イベント等 参加者数	716人	769人	845人	1,030人	未達成

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向3 施策02	街頭指導実施回数	640回	653回	660回	700回	未達成
	青少年体験学習 参加者数	490人	447人	583人	550人	達成

都市像3の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	ボランティア活動者数 (ボランティア派遣人数)	1,160人	558人	610人	1,220人	未達成
基本方向2 施策01	生活支援・介護予防を 住民主体で取り組むた めの意識啓発に関する 講座受講者数	2,686人	6,064人	6,484人	6,050人	達成
	認知症サポーター 養成者数	7,422人	9,540人	10,540人	13,430人	未達成
基本方向2 施策02	障がい者等の 社会参加者数	1,300人	1,236人	1,330人	1,570人	未達成
基本方向2 施策03	生活困窮者における 就労支援者数に対する 就労決定者割合(%)	50.4%	62.7%	63.0%	60.0%	達成
	生活保護受給者におけ る就労支援プログラム支 援者数に対する就労決 定者割合(%)	35.9%	27.6%	32.0%	41.3%	未達成
基本方向3 施策01	特定健康診査受診率	35.9%	29.1%	30.1%	40.5%	未達成
	人口10万人あたりの 自殺者数	16.88人	13.35人	16.0人	13.70人	未達成

■ 都市像4の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	沖縄アリーナ稼働率	—	68.0%	69.5%	61.9%	達成
	沖縄こどもの国来場者数	53万人	73万人	75万人	75万人	達成
	エイサー関連イベント来場者数	359,800人	305,700人	362,800人	359,800人	達成
	音楽関連イベント来場者数	128,504人	101,411人	96,734人	130,000人	未達成
	沖縄市を訪れる来訪者のうち、県外居住者の割合	1割未満 (8.3%)	2.2%	4.0%	2割程度	未達成
基本方向1 施策02	海外スポーツ団体受入数	—	9団体	9団体	10団体	概ね達成
	スポーツツーリズムのコンテンツ数	— (R2目標 5件)	9件	15件	15件	達成
	KOZA MOTOR SPORT FESTIVAL 来場者数	42,000人	28,000人	35,000人	42,000人	未達成
基本方向1 施策03	沖縄市を訪れる県外客のうち、市内宿泊の割合	約3割 (31.6%)	46.3%	50.2%	約4割	達成

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向2 施策01	中心市街地歩行者 通行量	6,729人/日	5,830人/日	6,000人/日	9,380人/日	未達成
	市内商店街等営業 店舗率	88.7%	90.3%	90.6%	93.0%	未達成
基本方向2 施策02	市内事業所数	5,275	5,163	5,188	5,300	未達成
基本方向2 施策03	製造業事業所 (4人以上)数	81	59	59	81	未達成
基本方向3 施策01	支援による就職 決定者数	272名/年	220名/年	180名/年	340名/年	未達成
	支援による創業起業数	12件/年	-6件/年	12件/年	40件/年	未達成
基本方向4 施策01	認定農業者数	28経営体	31経営体	33経営体	33経営体	達成
	家畜導入支援頭数	20頭	24頭	22頭	60頭	未達成
	浮漁礁設置数	4基	7基	8基	8基	達成

都市像5の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	一人1日当たりのごみ排出量	841.9g	816.4g	816.4g	800.0g	未達成
基本方向2 施策01	自主防災組織結成数	28団体	36団体	41団体	46団体	概ね達成
	自主防災組織の防災訓練等実施率	61%	64%	100%	100%	達成
基本方向2 施策02	現場到着時間	-20%	-25%	-20%	-20%	達成
	救急ステーション認定事業所数	3か所	19か所	20か所	20か所	達成
	救命講習会受講者数	38,051人	42,617人	44,617人	58,100人	未達成
基本方向2 施策03	刑法犯認知件数	1,774件	1,338件	1,121件	1,500件	達成
基本方向2 施策04	交通事故発生件数	460件	261件	261件	300件	達成
基本方向3 施策01	土地利用に関する都市計画決定・変更の件数	—	1件	2件	2件	達成
	景観計画の届出の基準適合割合	20%	64.8%	65%	30%	達成
	跡地利用の地権者意向確認割合	—	81%	85%	70%	達成
	沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議	8件/年	10件/年	11件/年	30件/年	未達成

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向3 施策02	中の町地区土地区画 整理事業進捗率	1.6%	4.4%	6.4%	20%	未達成
	安慶田地区土地区画 整理事業進捗率	19.7%	28.9%	31%	42%	未達成
	美里第二土地区画整 理事業進捗率	96.9%	98.6%	98.9%	100%	未達成
基本方向3 施策03	港湾計画、埋立許可 申請書	—	2件	2件	2件	達成
基本方向4 施策01	公共交通分担率	9.5%	7%	7%	13%	未達成
	道路愛護団体数	41団体	85団体	96団体	59団体	達成
基本方向5 施策01	市営住宅供給戸数	1,002戸	1,098戸	1,002戸	1,074戸	未達成
	特定空家等候補の 件数	134件	85件	83件	120件	達成
基本方向5 施策02	一人当たりの都市公 園の面積	9.0㎡	9.3㎡	9.3㎡	9.1㎡	達成
基本方向5 施策03	上水道事業経常収支 比率	107.59	98.98	101.35	100以上	達成
	下水道接続件数	54,224世帯	59,269世帯	60,107世帯	61,500世帯	概ね達成

■ 基本構想の推進に向けての達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	ホームページの ページビュー (PV数)	339,024PV	334,703PV	341,330PV	350,000PV	未達成
基本方向2 施策01	研修参加者数	775人	1,099人	1,000人	1,000人	達成
基本方向2 施策02	経常収支比率	90.4%	93.8%	93.8%	90.4%	未達成

(2) 施策の方向別評価結果

(1)の指標の達成状況や各施策に関連する事業の実施状況を踏まえて、施策の方向別に評価を行った結果を以下のとおり整理した。

評価結果については、「施策の方向」別に以下のA～Zの5段階で評価し、「A:施策の方向の各取組を継続・拡充していく」と「B:施策の方向は継続していくが、指標の見直しが必要である」の2つを「取組が順調に進んでおり、今後も取組を継続する施策」として捉えた上で、「AとBを合計し、施策数で除した数値」を「進捗良好率」として指標化している。

■ 達成状況(進捗良好率)について

A⇒施策の方向の各取組を継続・拡充していく

B⇒施策の方向は継続していくが、指標の見直しが必要である

C⇒施策の方向は継続していくが、主な取組及び指標の見直しが必要である。

D⇒施策の方向の見直しが必要である

Z⇒施策の方向の当初目的が達成されたため完了

$$\text{進捗良好率} = \frac{A+B}{\text{施策数}^{\ast}}$$

※全体の施策数-(「Z」と評価された施策数)

計画全体の実施状況は、施策の方向146のうち進展しているもの(A:施策の方向の各取組を継続・拡充していく+B:施策の方向は継続していくが、指標の見直しが必要である)は128、進捗良好率は87.7%という結果となっている。

点検した146の施策の方向は、様々な性格の取組が位置付けられており、行政内部の主観的評価ではあるが、前期計画期間が4年経過した現時点でほぼ順調に進捗している状況にあると言える。

I. 都市像別の評価結果

都市像別の評価結果を見ると、5つの都市像および「基本構想の推進に向けて」のうち、5つの項目で進捗良好率が80.0%以上となっている。

一方、都市像5「環境と調和し 安心して住み続けられるまち」については進捗良好率が70%台となっている。

■ 実施状況(都市像別)

A⇒取組を継続・拡大 B⇒指標の見直しが必要 C⇒指標・主な取組の見直しが必要
D⇒施策の方向の見直しが必要 Z⇒完了済み

都市像	施策の方向数	施策の方向別 評価結果					進捗良好率 (%)
		A	B	C	D	Z	
都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち	21	17	3	1	0	0	95.2%
都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	35	27	7	1	0	0	97.1%
都市像3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	16	12	2	2	0	0	87.5%
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	23	17	2	4	0	0	82.6%
都市像5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	39	22	7	10	0	0	74.4%
基本構想の推進に向けて	12	10	2	0	0	0	100.0%
合計(全体)	146	105	23	18	0	0	87.7%

※進捗良好率が80%未満の項目を赤字としている

II. 基本方向別の評価結果

基本方向別でみると、進捗良好率が80.0%を超えている基本方向は全体の76.2%となっており、全体的に良好な評価となっている。

一方で、都市像別の評価結果が唯一70%台となっていた都市像5について、特に基本方向1「環境と共生する社会を築く」の進捗良好率が50.0%を下回っており、半数以上の施策の方向について取組の見直しが必要となっている。

■ 実施状況(基本方向別)

A⇒取組を継続・拡大 B⇒指標の見直しが必要 C⇒指標・主な取組の見直しが必要
D⇒施策の方向の見直しが必要 Z⇒完了済み

都市像・基本方向	施策の方向数	事業評価 実施状況					進捗良好率 (%)
		A	B	C	D	Z	
都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき一人ひとりが輝き交流するまち	21	17	3	1	0	0	95.2%
基本方向1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ	9	9	0	0	0	0	100%
基本方向2 文化を活かし まちの魅力を創出する	4	3	1	0	0	0	100%
基本方向3 生涯にわたる学習とスポーツを推進する	3	2	1	0	0	0	100%
基本方向4 魅力ある地域社会を築く	5	3	1	1	0	0	80.0%
都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	35	27	7	1	0	0	97.1%
基本方向1 こどもの育ちと子育てを支援する	15	12	2	1	0	0	93.3%
基本方向2 未来が輝く 生きる力を育む	15	11	4	0	0	0	100%
基本方向3 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる	5	4	1	0	0	0	100%
都市像3 とともに生きる心が広がりいきいきと暮らせるまち	16	12	2	2	0	0	87.5%
基本方向1 支えあう地域をともにつくる	2	1	1	0	0	0	100%
基本方向2 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く	9	9	0	0	0	0	100%
基本方向3 生涯の健康づくりを支える	5	2	1	2	0	0	60.0%

都市像・基本方向	施策の 方向数	事業評価 実施状況					進捗 良好率 (%)
		A	B	C	D	Z	
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	23	17	2	4	0	0	82.6%
基本方向1 経済の活性化をけん引する観光を 推進する	10	5	2	3	0	0	70.0%
基本方向2 商工業の振興を図り 地域経済の 活力を高める	7	7	0	0	0	0	100%
基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる	3	3	0	0	0	0	100%
基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を 展開する	3	2	0	1	0	0	66.7%
都市像5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	39	22	7	10	0	0	74.4%
基本方向1 環境と共生する社会を築く	4	1	0	3	0	0	25.0%
基本方向2 地域の防災力と安全力を高める	11	3	4	4	0	0	63.6%
基本方向3 快適で良好な都市を創出する	11	8	2	1	0	0	90.9%
基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空 間を形成する	3	2	1	0	0	0	100%
基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる	10	8	0	2	0	0	80.0%
基本構想の推進に向けて	12	10	2	0	0	0	100%
基本方向1 ともに考え ともに創るまちづくり	4	3	1	0	0	0	100%
基本方向2 将来を見据えた行財政運営の推進	8	7	1	0	0	0	100%
合 計(全体)	146	105	23	18	0	0	87.7%

※進捗良好率が80%未満の項目を赤字としている

都市像1の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 平和と人権尊重の心を 次世代につなぐ	施策01 平和の尊さを継承し発信 する	1 平和行政の推進	A
		2 市民の主体的な平和活動への支援	A
	施策02 人権を尊重する地域社会 づくりを推進する	1 人権意識の普及	A
		2 権利擁護体制の充実	A
		3 虐待等の防止と支援体制の強化	A
		4 男女共同参画社会づくりの推進	A
	施策03 基地対策を包括的に推進 する	1 基地から派生する諸問題への対応	A
		2 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還 への対応	A
		3 日米地位協定の抜本的な見直し	A
	基本方向2 文化を活かし まちの魅 力を創出する	施策01 文化によるまちづくりを推 進する	1 コザ文化の継承・発展
2 文化芸術の振興			A
3 戦後文化の発信と歴史学習の支援			A
4 文化財の保存と活用			A
基本方向3 生涯にわたる学習と スポーツを推進する	施策01 いつでもどこでもだれでも 学び・スポーツができる環 境をつくる	1 生涯学習の推進	A
		2 地域活動と学びの支援	A
		3 市民スポーツの推進	B
基本方向4 魅力ある地域社会を 築く	施策01 つながりを活かした幅広い 交流を促進する	1 国内交流の推進	C
		2 国際交流の推進	A
	施策02 認め合い支えあう地域づく りを推進する	1 信頼し支え合う地域づくりへの支援	A
		2 地域コミュニティ活動拠点施設の整備	B
		3 多文化共生の推進	A

都市像2の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 こどもの育ちと子育てを支援する	施策01 こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	1 こどものまちづくりの推進	A
		2 すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり	C
	施策02 質の高い保育を提供する	1 多様な保育サービスの提供	A
		2 市立保育所の充実	A
		3 認可外保育施設への支援	A
	施策03 親子の健康を守り子どもの発達を促進する	1 母子健康の推進	A
		2 発達の気になる子への支援	A
		3 こども医療費の支援	A
	施策04 こどもを大切に育てるための環境をつくる	1 子育て世帯の養育力の向上支援	B
		2 ひとり親家庭の支援	A
		3 要保護児童等の支援	A
		4 地域における子育て支援	A
	施策05 地域におけるこどもの居場所づくりを推進する	1 児童館の整備・運用	A
		2 放課後児童クラブの充実	B
		3 放課後子ども教室の推進	A
基本方向2 未来が輝く 生きる力を育む	施策01 こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する	1 市立幼稚園の充実	B
		2 特別支援教育の充実	A
		3 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化	A

基本方向	施策	施策の方向	評価結果	
基本方向2 未来が輝く 生きる力を育む	施策02 確かな学力・豊かな心・ 健やかな体を育成する	1 学力・学習意欲の向上	B	
		2 情操教育・健康な体の育成	A	
		3 教員の資質向上	A	
		4 地域とともにある学校づくりの推進	A	
	施策03 個に応じた支援を推進 する	1 教育相談の充実	B	
		2 就学にかかる負担軽減	A	
		3 特別支援教育の充実	A	
		4 外国籍等の児童生徒への支援	A	
	施策04 安全・安心に教育を受け ることができる環境を つくる	1 学校教育施設の整備	B	
		2 学校給食の充実	A	
		3 安全管理体制の充実	A	
		4 学校規模の適正化	A	
	基本方向3 豊かな心と挑戦する意欲を 育む環境をつくる	施策01 こどもの主体的な取り 組みを応援する	1 こどもの声を活かしたまちづくり	A
			2 こどもの文化・スポーツ活動への支援	B
			3 沖縄こどもの国の充実	A
		施策02 青少年の健全育成を推 進する	1 健全育成に向けた環境づくり	A
2 体験活動の充実			A	

都市像3の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 支えあう地域をともに つくる	施策01 地域共生社会を推進する	1 福祉のまちづくりの推進	A
		2 福祉コミュニティの充実	B
基本方向2 暮らしを支え だれも が安心できる社会を築 く	施策01 高齢者が躍動する社会づく りを推進する	1 地域包括ケアシステムの推進	A
		2 在宅生活と社会参加への支援	A
		3 認知症の予防と共生の推進	A
		4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営	A
	施策02 障がいの有無に関わらず自 らの能力を最大限に発揮で きるまちをつくる	1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立 支援	A
		2 障がい者等の自己決定および社会参加の 支援に向けた環境づくり	A
	施策03 自立に向けた安定的な暮ら しと社会参加を促進する	1 将来の安心を支える国民年金制度の普及 促進	A
		2 生活困窮者の自立促進	A
		3 生活保障と自立支援	A
基本方向3 生涯の健康づくりを支 える	施策01 ライフステージに応じた健康 づくりを推進する	1 自ら取り組む健康づくりの推進	B
		2 生活習慣病対策の推進	A
		3 こころの健康づくりの推進	C
		4 感染症対策の推進	C
		5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者 医療制度の連携実施	A

都市像4の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果	
基本方向1 経済の活性化をけん引する観光を推進	施策01 地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む	1 沖縄アリーナの充実	A	
		2 沖縄こどもの国の魅力向上	A	
		3 エイサーを活用した観光誘客	A	
		4 音楽によるまちづくりの推進	B	
		5 効果的なプロモーションの展開	C	
	施策02 スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する	1 スポーツコンベンションの推進	C	
		2 スポーツツーリズムの推進	C	
		3 モータースポーツの振興	A	
	施策03 観光環境の整備をすすめる	1 安全で快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり	B	
		2 東部海浜開発地区の価値を高める企業誘致の推進	A	
	基本方向2 商工業の振興を図り地域経済の活力を高める	施策01 中心市街地と商業の活性化を図る	1 中心市街地のにぎわい創出	A
			2 魅力的な商店街づくりと商業の振興	A
		施策02 中小企業の振興と企業誘致に取り組む	1 中小企業の振興	A
			2 企業誘致の推進	A
施策03 ものづくり産業の振興を図る		1 工芸によるまちづくりの推進	A	
		2 新たな技術の活用とブランディング	A	
		3 工業地域の活性化	A	

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる	施策01 雇用の安定と創業支援の充実を図る	1 就労支援の充実	A
		2 創業支援とICT人材の育成	A
		3 多様な働き方と就労環境づくりの支援	A
基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を展開する	施策01 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する	1 魅力ある農業の振興	A
		2 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化	C
		3 持続可能な水産業の振興	A

■ 都市像5の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 環境と共生する社会を築く	施策01 地球環境にやさしくきれいなまちを築く	1 自然環境と生活環境の保全	C
		2 地球温暖化対策の推進	A
		3 循環型社会づくりの推進	C
		4 まちの美化活動の推進	C
基本方向2 地域の防災力と安全力を高める	施策01 強さとしなやかさを備えたまちを築く	1 防災・減災対策の推進	A
		2 地域防災力の向上	A
		3 避難行動要支援者や災害を受けた市民への支援	C
	施策02 消防・救急・救助体制を強化する	1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応	C
		2 火災予防対策の推進	C
		3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充	C
	施策03 防犯対策を推進し安全・安心なまちを築く	1 地域における防犯体制の充実	B
		2 防犯環境づくりの推進	B
		3 消費者被害防止対策の推進	B
	施策04 地域とともに交通安全対策をすすめる	1 交通安全教育・運動の推進	B
		2 交通安全の確保	A
	基本方向3 快適で良好な都市を創出する	施策01 地域の特性を活かした快適な都市を形成する	1 適正かつ計画的な市土の形成
2 魅力ある景観の創出と緑のネットワーク構築			A
3 基地跡地の計画的な土地利用の促進			A
4 墓地対策の推進と火葬場の確保			C
5 快適な公共施設等の整備・促進			A

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向3 快適で良好な都市を創出する	施策02 市街地の機能向上を図る	1 中心市街地の都市機能向上とまちなか定住促進	A
		2 美里第二地区土地区画整理事業の早期整備完了	A
		3 わかりやすい住居表示の推進	A
	施策03 東部海浜開発事業を推進する	1 埋立事業の早期整備促進	A
		2 土地利用計画の推進	A
		3 環境に配慮した取り組み	A
基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する	施策01 安全で快適な交通環境を整備する	1 総合的な交通体系構築の促進と道路の整備	A
		2 公共交通ネットワークの利便性向上	B
		3 道路の計画的な維持管理・有効活用	A
基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる	施策01 住生活の安定の確保に取り組む	1 市営住宅の長寿命化対策の推進	A
		2 市営住宅の早期建替え	A
		3 安全・安心な住生活環境の整備促進	A
	施策02 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する	1 計画的な公園の整備	A
		2 地域と一体となった維持管理	A
		3 緑と花あふれる空間の創出	A
	施策03 健全で安定的な上下水道の事業を推進する	1 上下水道事業の健全経営の推進	A
		2 上水道施設の整備	A
		3 下水道施設の整備および接続の推進	C
		4 浸水対策	C

■ 基本構想の推進に向けての達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 ともに考え ともに創る まちづくり	施策01 共創のまちづくりを推進する	1 多様な主体との連携	A
		2 開かれた行政の推進	B
		3 SDGsの推進	A
		4 地域活性化への取り組み	A
基本方向2 将来を見据えた行財政 運営の推進	施策01 時代に対応した組織の総合 力を高める	1 職員力の向上	B
		2 組織マネジメントの強化	A
		3 情報化の推進	A
		4 広域連携の推進	A
	施策02 効率的で効果的な財政運営 を推進する	1 財政の健全化	A
		2 歳入の確保	A
		3 公共施設等の適正な管理	A
		4 民間能力の活用	A

(3) 進捗が遅れている「施策の方向」の課題と今後の方向性

(2)において、特に主管課の評価が悪かった施策について、具体的な課題や今後の取組の方向性を掲載している。

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
1	基本方向4 施策01	1 国内交流の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・米沢市沖縄市小学生交流事業について、交流事業に係る基金の在り方を検討していく必要がある。 ・双方の財源状況等も考慮しながら、今後も姉妹都市として交流を深めるため、事業の継続方法の協議を行っていく必要がある。 ・また東海市沖縄市中学生交流事業については、本事業の目的や意義を各学校に改めて周知し、交流事業の継続実施に向け共通認識を図っていく必要がある。 ・また、夏季交流の実施時期(6月)が、地区中体連などの大会と近いことから、東海市の訪問時期の検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米沢市沖縄市小学生交流事業について、米沢市とも事業の在り方について協議を図りながら、今後も事業を継続し交流を深めていく。 ・東海市沖縄市中学生交流事業について、交流事業の実施日程は固定のため、学校への周知を図り学校の年間行事と重複しないよう情報共有を図りながら取り組む。
2	基本方向1 施策01	2 すべてのこどもが夢や希望を持てる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの居場所に関して、令和6年度は増加が見込まれるが、こどもの居場所の適正配置を検討するため、R6年度において、需要と供給のバランス調査を検討する。 ・こどもの居場所づくりについては、出前児童館や自治会こども食堂を利用するこどもで気になる子や困り感のある子について、各団体から行政への報告と支援の連携強化を図る。 ・また、長期的視点で自己肯定感の向上や、貧困の連鎖を止めるためにこどもの意見やニーズに注視して事業を実施する。 ・若年妊産婦の居場所に関しては、自立支援を支援するため、進学・学業継続・復学などの就学支援をおこなうとともに、仕事や職業に関する知識を得る等就労に向けた支援を、関係部署・関係機関等との連携を図ることが課題となっている。また、卒所後のアフターフォロー体制を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの居場所づくりに関して、支援員と地域資源との連携強化や、支援員のスキルアップに努める。 ・また、拠点型こどもの居場所やこどもの居場所への運営支援を継続していくとともに、国からの補助金の延長の要請と併せ、運営支援のための新たな財源確保方策等の検討を行う。 ・若年妊産婦の居場所づくりについて、就労意欲へつながる様な体験活動の充実及び就学、就労支援の継続的アプローチ、アフターフォローを確立させていく。 ・卒所後も抱える課題(夫婦関係、就労、仕事と育児の両立等)は多くあるため、継続的な関わりができるよう、居場所利用期間から行政担当者とのつながりを意識した連携体制を構築していく。 ・新規登録者増へのアプローチ及び利用登録外者への関わりを継続していく。

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
3	基本方向3 施策01	3 こころの健康 づくりの推進	・市民健康課では一般市民向けのメンタルヘルスとして、年1回の講演会を開催しているが、参加者数等から十分とはいえず、周知啓発については今後も検討が必要である。また、こころの健康相談支援体制の整備を図る人材の育成等が必要である。	・講演会の開催方法等の再検討や、休養や睡眠などこころの健康づくりの観点からの相談支援体制の整備に向けて取り組む。
		4 感染症対策の 推進	・実行可能な計画となるよう、検討が必要である。	・R7に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、業務継続計画(BCP)の見直し、改正を行う。
4	基本方向1 施策01	5 効果的なプロ モーションの展開	・国際カーニバルの在り方や事業継続等に関して実行委員会へ意見を伺いながら調整していく必要がある。	・中心市街地を開催地とする類似イベントも多々ある中で、本カーニバルの立ち位置や今後の方向性を改めて精査し、採用する目玉コンテンツや地域商店街との効果的な連携など、必要に応じて実施内容を見直していく。
		1 スポーツコンバ ンションの推進	・スポーツコミッション支援については、継続した合宿団体がいるが、合宿の時期が偏っており、閑散期の合宿誘致をいかに行うかが課題となっている。	・合宿閑散期について、海外を含めたスポーツ団体へのアプローチにより、新たなニーズの調査を行う。
	基本方向1 施策02	2 スポーツツー リズムの推進	・アウェイツーリズム推進業務については、プロスポーツの県外公式戦にてPRブースを出展し、市内誘客を図ったが、試合を見に来ているコアなファンは既に先の観戦を計画済みであったり、PRブースで直接申し込みに至る件数が少なかったことが課題にあげられる。 ・また、市内観戦する上での要望として、移動手段の確保がアンケートで求められた内容となっている。 スポーツコミッション支援については、継続した合宿団体がいるが、合宿の時期が偏っており、閑散期の合宿誘致をいかに行うかが課題となっている。	・県外公式戦現地での直接的な誘客については限界があることから、ターゲットを広げ、ライトなファン層にも訴求できるキャンペーンを実施する。 ・また、市内宿泊特典やスタンプラリー特典を実施してきたが、それに代わるプランとして、移動手段付の観戦・市内宿泊ツアーの造成など、観戦者の希望に沿ったキャンペーンを実施する。 ・合宿閑散期について、海外を含めたスポーツ団体へのアプローチにより、新たなニーズの調査を行う。

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
4	基本方向4 施策01	2 優良畜産物の 生産奨励と畜産 経営の安定化	・予算的に補助件数に限りがあり、 目標頭数に届いていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・目標頭数には届いていないものの豚熱以降、減少していた家畜頭数も回復してきていることから、継続して優良種畜の導入支援を実施する。 ・近年物価高騰が続いており、畜産業も影響を受けていることから、他の支援も併せて畜産業の経営安定化に向けて取り組む。
5	基本方向1 施策01	1 自然環境と生 活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全事業、北部地区環境調査事業における各委託調査において、基準値を超過する地点については、必要に応じて県及び関係部署に情報共有を行い、連携し調査を行うか検討が必要である。 ・狂犬病が発生した場合、まん延を阻止するためには約7割の犬が狂犬病注射を実施していないと阻止できないとされているため、今後もより一層、飼い主への周知啓発に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全事業は、臭気、水質、騒音調査を実施することにより、生活環境の状況を把握し、安心・安全な生活環境や自然環境の保全に取り組む。 ・北部地区の環境調査を実施することによって、環境負荷を示す指標とし、活環境の状況を把握し、安心・安全な生活環境や自然環境の保全に取り組む。 ・狂犬病予防に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について、周知徹底を行う。
		3 循環型社会づ くりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理器機等が市民に十分浸透しておらず、補助実績が伸び悩んでいる。補助件数の増加に向けた、市民への周知・啓発等の見直しが必要である。 ・不法投棄の抑止および防止のため、チラシ・ステッカーの配布や看板・監視カメラ設置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理器機等の普及に向け、補助実績の増加を図るため、イベントやホームページ及び広報等で周知・啓発に取り組む。 ・不法投棄の抑止および防止については、引き続き、不法投棄が顕著な場所を重点的にパトロールの実施や看板の設置等に取り組む。
		4 まちの美化活 動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・街の美化推進事業に関して、クリーンデーin沖縄市への参加者数が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街の美化推進事業について、沖縄市環境クリーン促進条例に基づき、国際文化観光都市にふさわしい都市環境美化に努めることを目的に実施していることから、各自治会と連携協力を図りながら、クリーンデーin沖縄市の事業周知や実施に取り組む。

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
5	基本方向2 施策01	3 避難行動要 支援者や災害 を受けた市民 への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度の台風6号は災害救助法適用となったが、被害が大きく、避難所来所者数、罹災証明発行、災害見舞金の数が多くなり、対応作業に相当時間を要した。 ・市民生活課においては、避難所運営や災害救助法適用時および沖縄市地域防災計画においての役割が多いことから、普段から応援も含めた対応人員の確認、大災害時の対応の確認などを確認しなければならない。 ※現有の体制では大規模災害は対応困難であると考える。 ・災害時対応マニュアル等も防災危機管理担当と連携して作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄市地域防災計画が改正予定となっているが、その内容に合わせた対応体制の構築を行う。 ・災害時マニュアルの整備を行い、適時職員の認識確認および訓練の実施を行う。
		1 多様化する 災害・事故への 迅速かつ的確 な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・救急需要が増加する中で、救急車の現場到着時間の遅延を防ぐ必要がある。 ・消防・救急・救助体制を強化するためには管内情勢、実情にあわせて消防車両・資機材の整備計画を随時見直し更新を図っていく必要がある。 ・消防団員の加入定着に向けての対応や機能別消防団の機能充実を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防力の整備指針を基本とし、沖縄市消防本部が保有する車両や車両数を定め、沖縄市の特性により車両数を増減する。また、現有車両の更新計画を樹立し、ローリング計画と連携を図る。 ・高機能指令システムの更新について令和8年4月の沖縄県消防指令センター運用開始に向け、各専門部会において作業が進められている。 ・消防団員の加入定着による幅広い地域防災活動を展開できる体制の構築を行う。
	基本方向2 施策02	2 火災予防対 策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動は秋季・春季の年2回実施、防火広報や大型店舗等での啓発活動が主であるが、市民と共感できる防火啓発企画が必要。 ・立入検査件数の増加に比例し違反防火対象物発覚に伴い公表対象物も増加。立入検査後の追跡指導からは是正へと時機を失することのない活動が重要。 ・女性防火クラブの組織拡充は、クラブ員高齢化もあり拡充には至っていない。消防団との関係性や全国の取組を参考に組織変革が必要である。 ・住宅用火災警報器設置促進については、設置率が微増微減を繰り返して停滞している。令和に入り設置義務化から10年以上が経過し取替え時期を迎えている家庭も多いことから「取替え」広報の強化も重要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防に繋がる防火啓発企画を再考し、活動に変化を加えると共に市民への情報提供強化に努める。 ・立入検査・違反是正の年間計画とスケジュール管理を実施、明確な目標値を定め違反対象物の減少に邁進する。

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
5	基本方向2 施策02	3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民による応急手当が行われた場合の救命率及び社会復帰率は高くなる傾向にあり、市民による応急手当講習会の実施は、救命率及び社会復帰率向上に重要であることから、応急手当(心肺蘇生法とAED)の知識と技術を広く普及する必要がある。 ・その中で、市民にコンビニに設置しているAED及び救急ステーション認定制度を認知をさせ、市民に対し応急手当講習を普及啓発し、救護体制の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニAEDの設置については、新規及び更新設置を継続的に取り組む。 ・救急ステーション認定事業所については、目標値を達成できる見込みで、目標値を上回るよう取り組む。 ・応急手当講習会の実施状況は、R2～R4にかけてコロナ禍で人数制限を設けながらの開催となり、R5からは、制限を緩和しての開催となっているが、目標値に達するのは困難であることから、目標値に近づけるよう、応急手当指導員の増員、開催要領(リモート形式)を検討する。
	基本方向3 施策01	4 墓地対策の推進と火葬場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・霊園管理費に関して、霊園整備から約47年経過しており、便益施設の故障や樹木の倒壊等が増えてきているため、適正管理上支障となっている。 ・墓地等対策事業については、墓地地帯へ住宅化が進んでいることにより、許可申請時に周辺住民からの苦情がある。 ・火葬場整備事業について、遠方の火葬場利用や、火葬待ちの状況を踏まえ、早期の供用開始が望まれている。 ・沖縄市・宜野湾市・北谷町・北中城村の広域による整備・運営に向けた調整に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・霊園管理費に関しては、霊園墓地の適正な管理を図るため、便益施設や植栽等の更新の検討を図る。 ・墓地等対策事業に関しては、墓地の無秩序な建設の抑制や可能な限りの集約化、適正地への誘導を行う。 ・火葬場整備事業に関しては、令和9年度の供用開始を目指し整備を進め、安定した火葬サービスの提供を図る。
	基本方向5 施策03	3 下水道施設の整備および接続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・課題については、施設の老朽化が進む中、要望した国庫補助金の配分額が下回り、計画的な更新ができない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性については、引き続き汚水新規整備や未接続世帯への普及促進などに努める。 ・また、施設の老朽化を踏まえ、ストックマネジメント計画見直しにも取り組む。
		4 浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・課題については、近年、気象の変化に伴う、局地化・集中化・激甚化する降雨の影響で水害が多く発生している傾向がある。 ・また、計画降雨量を上回ることもあることから、ハード対策以外も検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性については、内水ハザードマップの作成し、ハード・ソフト対策に取組を進める。

沖縄市議会の議決すべき事件を定める条例

(平成 31 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、沖縄市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄市総合計画策定に関する規程

(昭和 50 年 2 月 6 日規程第 72 号)

改正 昭和 50 年 12 月 19 日規程第 13 号 昭和 54 年 9 月 29 日規程第 15 号
昭和 55 年 6 月 27 日規程第 10 号 昭和 61 年 8 月 18 日規程第 9 号
昭和 63 年 3 月 18 日訓令第 6 号 平成元年 12 月 13 日訓令第 5 号
平成 2 年 11 月 27 日訓令第 5 号 平成 5 年 5 月 19 日訓令第 10 号
平成 7 年 5 月 30 日訓令第 2 号 平成 11 年 6 月 16 日訓令第 5 号
平成 12 年 3 月 31 日訓令第 21 号 平成 13 年 5 月 30 日訓令第 2 号
平成 16 年 8 月 3 日訓令第 19 号 平成 17 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 19 年 3 月 30 日訓令第 11 号 平成 20 年 3 月 28 日訓令第 3 号
平成 21 年 4 月 27 日訓令第 3 号 平成 23 年 3 月 31 日訓令第 6 号
平成 25 年 3 月 21 日訓令第 1 号 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号 平成 30 年 7 月 6 日訓令第 12 号
令和 2 年 3 月 23 日訓令第 5 号 令和 4 年 7 月 8 日訓令第 11 号
令和 6 年 3 月 29 日訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来に向けた健全な発展を推進するために策定する市政運営の総合的な計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの
- (2) 基本構想 本市の将来に向けた基本的な方向性及び目標達成のための都市像等を明らかにした総合計画の方針となるもの
- (3) 基本計画 基本構想において設定された基本的な方向性、都市像等を推進するため、政策を踏まえた施策の大綱を体系的に表したもの
- (4) 実施計画 基本計画に定められた施策を実現するため、行財政を踏まえた実施方法を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針となるもの
- (5) 政策 基本構想等、大局的な見地から示された市政の基本的な方針
- (6) 施策 政策を推進するため、基本計画に位置付けられた目標や方策
- (7) 事務事業 施策を推進するための手段として位置付けられる具体的な個別の事業

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、行政各部門間相互の有機的関連を図るとともに、関係団体と連絡協調を保ちつつ、長期的視点と広域的視野に立って、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するように策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第 4 条 基本構想は、10 年間の構想として策定する。

(基本計画の期間等)

第 5 条 基本計画は、前期・後期の 2 期に区分し、それぞれ 5 年間の計画として策定する。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第 6 条 実施計画の期間は 3 年とし、単年度ごとに区分し、1 年度を経過するごとに検討を加え、更に 3 年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 基本計画が変更されたとき。
- (2) 事務事業の著しい変更が生じたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第 7 条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員は、次の者をもって充てる。

両副市長、部長、参事(部長級としての専決権を有しないものを除く。)、消防本部長、教育部長、指導部長及び上下水道部長

2 委員を補佐するため、委員補佐を置き、各部(消防本部、教育委員会及び上下水道局を含む。以下同じ。)の次長及び次長相当職をもって充てる。

3 委員長に主務の副市長を、副委員長にその他の副市長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 会議は、委員長が議長となる。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(策定主任及び主任補佐)

第 8 条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各部に総合計画策定主任(以下「策定主任」という。)及び主任補佐若干名を置く。

2 策定主任及び主任補佐は、当該部に所属する職員のうちから市長が任命する。

(策定主任及び主任補佐の職務等)

第 9 条 策定主任は、各部の長の指揮を受けて市の総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

2 主任補佐は、策定主任を補佐し、上司の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の計画及び資料の収集整理に係る事務を処理する。

3 策定主任及び主任補佐は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(基本構想、基本計画及び実施計画の原案の作成)

第 10 条 基本構想は、長期的かつ総合的な観点から企画部長が原案を作成し、委員会に付するものとする。

2 基本計画は、基本構想に従い、これを具体化するために各部の長が作成した部門別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。

3 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するために各部の長が作成した事務事業別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。

(総合計画の決定)

第 11 条 総合計画は、委員会で策定した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ沖縄市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(連絡会議)

第 12 条 企画部長は、必要があると認めたときは、策定主任又は主任補佐を招集し、会議を開くことができる。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月19日規程第13号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則(昭和54年9月29日規程第15号)

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月27日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年8月18日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、昭和61年8月12日から適用する。

附 則(昭和63年3月18日訓令第6号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年12月13日訓令第5号)

この訓令は、平成元年12月15日から施行する。

附 則(平成2年11月27日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年5月19日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年5月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月16日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年8月3日訓令第19号)

この訓令は、平成16年8月3日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月27日訓令第3号)

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日訓令第1号)

この訓令は、平成25年3月21日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月6日訓令第12号)

この訓令は、平成30年7月9日から施行する。

附 則(令和2年3月23日訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月8日訓令第11号)

この訓令は、令和4年7月9日から施行する。

附 則(令和6年3月29日訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄市総合計画審議会規則

(平成 3 年 3 月 27 日規則第 9 号)

改正 平成 12 年 5 月 15 日規則第 52 号 平成 15 年 10 月 27 日規則第 27 号
平成 17 年 10 月 31 日規則第 30 号 平成 18 年 12 月 27 日規則第 54 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号 平成 27 年 6 月 16 日規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市附属機関設置条例(昭和 51 年沖縄市条例第 26 号)第 3 条の規定に基づき、沖縄市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 国土利用計画に関すること。
- (4) 沖縄市人口ビジョンに関すること。
- (5) 沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をするまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、市長はこれを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (部会)

第 7 条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集する。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 5 月 15 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 27 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 16 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄市総合計画審議会 委員名簿

審議会
会長

池田 孝之 琉球大学

審議会
副会長

瀬口 浩一 琉球大学

平和・福祉部会

部会長

佐久川 政吉

沖縄県立看護大学

副部会長

船越 利幸

沖縄市自治会長協議会

久高 清美

沖縄市社会福祉協議会

島村 一司

沖縄人権擁護委員協議会

新城 清枝

一般公募

未永 正機

中部地区医師会

高良 格

沖縄市障がい者福祉協会

千知岩 伸匡

沖縄市地域包括支援センター北部

宮里 学

介護支援専門員協会沖縄市支部

屋良 美香

沖縄市民生委員児童委員協議会

こども・教育部会

部会長

嘉納 英明

名桜大学

副部会長

垣花 道朗

沖縄市子ども・子育て協議会

稲嶺 啓美

沖縄市スポーツ協会

奥間 由紀江

沖縄市女性連合会

川満 恵子

沖縄県助産師会

桑江 美智

沖縄市PTA連合会

玉宮 未央

一般公募

當間 綾乃

沖縄市母子寡婦福祉会

仲宗根 政人

沖縄市小中学校校務会

森田 将己

沖縄市私立保育園連盟

産業・文化部会

部会長	久万田 晋	沖縄県立芸術大学
副部会長	新里 建二	沖縄市観光物産振興協会
	池間 孝典	知花花織事業協同組合
	稲嶺 あかり	沖縄市コザホテル組合
	伊波 興良	一般公募
	伊波 祐	沖縄市漁業協同組合
	瀬口 浩一	琉球大学
	川上 哲史	中城湾新港地区協議会
	顧 立德	沖縄市国際交流協会
	豊里 健一郎	コザスタートアップ商店街運営委員会
	長堂 勇	沖縄県農業協同組合中部地区営農振興センター
	比屋根 清隆	沖縄市文化協会
	宮里 敏行	沖縄商工会議所

環境・都市部会

部会長	中村 真也	琉球大学
副部会長	内間 安盛	沖縄市建設関連団体協力会
	池田 孝之	琉球大学
	石原 イカリ	一般公募
	親川 修	NPO法人バリアフリーネットワーク会議
	喜世盛 博	沖縄地区交通安全協会
	島袋 哲安	沖縄地区防犯協会
	渡慶次 涼子	沖縄市消防団
	長堂 政美	NPO法人防災サポート沖縄
	永山 均	沖縄市管工事協同組合
	前泊 忠喜	沖縄市クリーン指導員連絡協議会

基本構想の推進及びまち・ひと・しごと創生総合戦略部会

部会長	瀬口 浩一	琉球大学
副部会長	垣花 道朗	沖縄市子ども・子育て協議会
	内間 安盛	沖縄市建設関連団体協力会
	久高 清美	沖縄市社会福祉協議会
	桑江 美智	沖縄市PTA連合会
	渡慶次 涼子	沖縄市消防団
	豊里 健一郎	コザスタートアップ商店街運営委員会
	長堂 勇	沖縄県農業協同組合中部地区営農振興センター
	船越 利幸	沖縄市自治会長協議会
	宮里 敏行	沖縄商工会議所

沖縄市総合計画審議会の答申

令和 7 年 10 月 31 日

沖縄市長 花城 大輔 様

沖縄市総合計画審議会
会長 池田 孝之

第 5 次沖縄市総合計画 後期基本計画(案)の答申について

令和 7 年 9 月 9 日付け、沖市企第 909002 号において本審議会へ諮問されました第 5 次沖縄市総合計画 後期基本計画(案)について、慎重に審議した結果を答申します。

なお、以下のとおり本審議会の提言を付しておりますので、基本計画の策定にあたっては、本審議会の意を十分に尊重され、市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に努められるよう要望します。

第 5 次沖縄市総合計画審議会提言

○平和・福祉について

- すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりをすすめるため、継続的な平和大使の育成や若者世代を中心とした平和教育の充実等に取り組まれない。
- 人権意識の普及に向け、自治会や民生委員・児童委員、学校等と人権擁護委員との連携を強化されたい。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、自治会加入促進に向けた特典の導入や民間企業等との連携によるコストを抑えた多世代間交流拠点づくりに取り組まれない。
- 自治会の振興に向け、自治会への市職員派遣やヒアリングによるニーズ調査、住民への地域情報の提供など、市と自治会の連携強化を図るとともに、自治会の役割を明確化するなど、若年層の認知度と参加意欲を高められるよう取り組まれない。
- 誰もが役割を持ち、自らの能力を発揮できる地域共生社会の実現に向け、ボランティアを育成・活用するとともに、施策や事業を掛け合わせるなど、部局を超えた横断的な施策の推進に取り組まれない。
- 障がい者等の社会参加を促すため、市民一人ひとりに対する障がいへの理解促進や誰もが移動しやすい生活環境のバリアフリー推進に取り組まれない。
- 住み慣れた地域で安心して老後を過ごせる環境をつくるため、後見制度の活用と市民後見人の育成および、医療・福祉をはじめとする関係団体との連携により、身寄りのない高齢者への支援を一層強化されたい。
- 介護予防や介護保険サービスの充実を図るため、関係機関との連携のもと、ケアマネージャーをはじめとする介護人材の確保・育成支援や介護DXの効果的な導入、制度の適正な運用に取り組まれない。

○こども・教育について

- こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの権利条約の普及・啓発に、より一層取り組むとともに、こどもの最善の利益のため、こどもの意見を取り入れながら、各種施策を推進されたい。
- こどもが安全・安心に過ごせる居場所や環境等の充実を図るため、学校教育施設の有効活用等により、地域格差が生じない均衡ある整備をおこなうとともに、保護者の負担軽減に取り組まれたい。
- こどもの成長を切れ目なく支えるため、保育・教育に関わる人材等の確保・定着や資質向上に取り組み、職場環境の改善や支援制度の充実・強化を図られたい。
- 安定した保育・教育サービスを提供するため、市立幼稚園から認定こども園への移行にあたっては、公私連携にとらわれない公設公営も視野に入れたこどもの受入体制の在り方を検討されたい。
- こどもや若者の様々な活動の充実を図るため、遊びや学び、スポーツ・文化活動等の支援や主体的に参画できる機会を保障されたい。
- 教育・学術・文化の振興を図るため、文教地区の指定検討や高等教育機関の誘致、郷土博物館の機能充実、学校教育施設の有効活用に取り組まれたい。
- こどもの生きる力を育むため、自己肯定感・自己内省等が深まる手法や非認知能力に着目した学校教育に取り組まれたい。
- こどもの地域に対する愛着を育むため、自治会、民生委員・児童委員との継続的なつながりや歴史・文化を意識した学校教育に取り組まれたい。
- こどもが安全・安心かつ充実した学校生活を送れるよう、いじめ・不登校に対して適切な対応に取り組むとともに、学校規模の適正化についても検討されたい。
- こどもの健全育成に向け、心身の健康増進や知的・社会的適応能力の向上等に取り組まれたい。

○産業・文化について

- 文化芸術の振興を図るため、本市発祥のオキナワンロックを殿堂として継承するとともに、エイサー文化の継承・発展に取り組まれたい。
- 市民が文化芸術に触れる機会の確保に向け、文化芸術作品の展示場として市内公共施設を有効活用するとともに、学校教育との連携や郷土博物館の機能充実とアクセス性向上、文化施設の集約等を図られたい。
- 地域の魅力を活かした観光誘客を図るため、歴史・文化・スポーツといった地域資源を活用するとともに、道の駅をはじめとする誘客施設の受入環境整備に取り組むなど、官民連携による観光のボーダーレス化を推進されたい。
- 豊かな自然環境と共生する「潮乃森」の観光環境を整備するため、県内最大級のロングビーチを活用するとともに、本市に優位性のある産業分野や企業誘致の優先順位を明確にするなど、戦略的に取り組まれたい。
- にぎわいの創出を図るため、民間と連携した公開空地の設置を促進するとともに、既存施設を有機的につなげた魅力の発信に取り組まれたい。
- 地域経済の活性化を図るため、市産品の活用や物流と人流の両立に向けた港湾および周辺の機能強化を図るとともに、沿岸部と内陸部の連携により相乗効果を生む企業誘致に取り組まれたい。
- 持続可能な農水産業の振興に向け、直近の世界情勢を踏まえつつ、新規就農支援や優良農畜産物の生産支援、農水産物の消費拡大等に取り組むとともに、6次産業化による農水産物の高付加価値化を図られたい。

○環境・都市について

- 公共施設整備をはじめ、各分野において企業の社会貢献の視点や民間資本、ノウハウをとりいれた官民連携によるまちづくりを推進されたい。
- 防災・減災対策の推進や地域の防災力強化に向け、自治会や企業、学校、地域住民等との連携のもと、既存の仕組みやノウハウを活かした実効性の高い防災・避難体制の構築や人材育成に取り組むとともに、防災計画や備蓄計画においてバリアフリーと「観光防災」の視点を取り入れられたい。
- 災害や事故発生時における市民の救命行動を促進するため、市内の学校、地域住民等との連携のもと、応急手当のできる人材の育成に一層取り組まれたい。
- 地域の安全力を高めるため、自治会と情報共有がおこなえる仕組みの構築に取り組まれたい。
- だれもが安全で安心して暮らせるよう、特定用途制限地域の指定や立地適正化計画により、沖縄市全域を対象とした居住区域等のゾーニングをおこない、災害や時代の変化にも対応しうる道路や雨水施設等の都市基盤を早期かつ合理的に整備されたい。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全かつ快適に移動できる交通環境の実現に向け、バリアフリー基本構想の早期策定や歩行者優先道路等の整備、循環バスの利便性向上に取り組むとともに、交通網の整備やシニアカーなどの多様なモビリティを活用できる環境整備を推進されたい。
- 安全・安心な住環境の向上に向け、空家認定制度の要件緩和も視野に、実効性が高く地域活性化に資する空き家対策を推進されたい。
- 安全で快適な都市を形成するため、指標の見直しによる実効性を確保しつつ、各事業を推し進められたい。
- 自然環境の保全と地域の特色ある景観づくりに向け、緑化に関する明確な目標を設定し、自治会や企業等と連携した活動に取り組むとともに、建物の屋上や壁面の活用を促進するなど、建築緑化を一層推進されたい。

○基本構想の推進及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について

- 共創によるまちづくりの実現に向け、各分野において、市民との協働によるまちづくりを推進されたい。
- 産業をはじめ、防災や福祉等の各分野において、デジタルとの掛け合わせによる高付加価値化や生産性向上、新たなサービス創出等が図られるよう一層取り組まれたい。
- 持続可能で質の高い行政サービスの提供に向け、施設使用料及び手数料の適正化については、社会情勢や公平性の観点を踏まえて取り組まれたい。
- 施策の目標値については、事業成果の客観性と併せて、事業の質や効果を評価できる適切な指標を設定されたい。

第5次沖縄市総合計画 後期基本計画 策定の経緯

令和6年6月	生活環境意識調査
令和6年10月	まちづくり市民会議(計3回)
令和7年8月18日	第1回総合計画策定委員会
令和7年9月1日	第2回総合計画策定委員会
令和7年9月9日	第1回総合計画審議会
令和7年9月29日～10月1日	第2回総合計画審議会(計4回)
令和7年10月15日	第3回総合計画審議会
令和7年10月23日	第4回総合計画審議会
令和7年10月31日	総合計画審議会からの答申
令和7年11月17日	第3回総合計画策定委員会
令和7年11月27日～12月26日	パブリックコメントの実施
令和8年1月19日	第4回総合計画策定委員会
令和8年1月21日	後期基本計画市長決裁

国際文化観光都市宣言

(昭和 49 年 10 月 26 日制定)

「健康で美しい沖縄市」は、私たち市民の願いです。

「明るくて住みよい沖縄市」は、私たち市民の望みです。

「平和で豊かな沖縄市」は、私たち市民の目標です。

沖縄市は、昔、越来城を要とした中山の拠点で、東部には中部唯一の良港である泡瀬港を擁して栄えてきており、現在では市を愛する市民の熱意と協調によつて、発展向上を続けている街であります。

沖縄市は、沖縄県の中心に位置し、数多くの諸外国人が住んでおり、国際的な生活や習慣、言語、文化の交流を経験しております。このような多彩な国際カラーはそのまま市の特徴となり、高い国際性を有する都市となつております。さらに豊富な文化財、勇壮華麗な郷土芸能、伝統的な民芸品の宝庫である中部地域の中心であります。

沖縄市を、このような中部地域を含む沖縄県の観光基地として設定し平和を希求する人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにスポーツの交流を基調とする国際文化観光都市を建設することは、市民の総意であり、「観光立県」をめざす県民の要請であります。

よつて、文化のかおり高い美しい街、平和で豊かな街づくり、さらには調和のとれた産業の発展を積極的に推進するため、ここに、沖縄市の将来の希望と目標を定め、決意を新たに、誇りと自信をもつて国際文化観光都市を宣言します。

核兵器廃絶平和都市宣言

(昭和 60 年 6 月 28 日決議)

戦争の惨禍を防止し、世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、再び地球上にあの広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。

また、わが沖縄県は、第二次世界大戦において、悲惨な地上戦を体験した唯一の県である。

平和の尊さと戦争の悲惨さを身をもって体験したわれわれは、世界のすべての国に対し、二度と戦争を繰り返してはならないことを訴えると共に、そのことを子孫に伝えねばならない。

よつて沖縄市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意し、ここに核兵器廃絶平和都市を宣言する。

スポーツコンベンションシティ宣言

(平成 8 年 9 月 24 日議決)

わたしたち沖縄市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通して、健康で豊かな心とからだを育て、活気と共感に満ちたスポーツ交流のまちづくりをめざし、ここに「スポーツコンベンションシティ」を宣言します。

1. わたしたち市民は、生涯を通しスポーツに親しみ、健康で
住みよいまちをつくります。
1. わたしたち市民は、スポーツを通し友情の輪を広げ、平和で
やさしいまちをつくります。
1. わたしたち市民は、スポーツ交流を通し文化を高め、活気に
満ちたまちをつくります。

エイサーのまち宣言

(平成 19 年 6 月 13 日議決)

大地をゆるがす太鼓の音^{おと} 天まで響く歌三線の声^{うたさんしん こえ}
太鼓は人々の魂をゆるがし^{うたさんしん} 歌三線は悠久の歴史と平和を謳う^{うた}
夏の夜の勇壮華麗な演技に^{たま} 青年たちは珠玉の汗をとばす

ドンドン魂の太鼓 トゥントゥンテン癒しの三線^{いやさんしん}
ピューイピューイと指笛がなり スリサーサーと声が弾む
エイサーのリズムは宇宙の波長と調和して 人々の心をときはなす
青年たちの愛郷心^{あいきょうしん}は エイサーによって育まれた
エイサーを踊る喜びが 島を愛する心を育てた

沖縄全島エイサーまつりは 戦後の混乱した沖縄で
ウマンチュに勇氣と活力を与えた
郷土の芸能文化をこよなく愛する沖縄の中でも沖縄全島エイサーまつりは
島人の魂^{しまんちゆ}を駆り立て 人々を興奮の渦に巻き込み 人々を魅了し続けた
そしてエイサー文化は 強固なものへと継承発展される

私たち沖縄市民は エイサーを通して育んできた 心優しい精神と
先人たちが築きあげた偉大なる文化遺産エイサーを
迎恩^{げいおん}の心に満ちたわがまちの誇りとするとともに
たくましい生命力と文化の薫り高い
住みよいまちづくりに努めることを決意し
ここにエイサーのまち沖縄市を宣言する

こどものまち宣言

ここに わたしがいる (平成 20 年 4 月 30 日議決)
だからいま この歌をうたおう
だれでもない 世界に一人の わたしがいる
信じれば 生まれる 力 ふみ出せば つながる 明日
ありのままの わたしでいい この島の 大地に立つ
すべては いま わたしにある

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
ひとりじゃない いつもそばには みんながいる
寄りそえば 生まれる 想い 向きあえば ひろがる 笑顔
ひとりひとり ひびきあう みんな おなじ空の下
すべては いま みんなと共に

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
手と手あわせ みんなでつくる このまちを
つながれば 生まれる 勇気 夢えがき かがやく 未来
一步一步 進めばいい まちは みんなの輪の中に
すべては いま ここからはじまる

わたしがいるから 今日が生まれ
みんながいるから 未来につながる
自由にはばたこう 光の中を
新しい世界は みんなの手に
すべては いま ここからはじまる

後期基本計画の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標					① 貧困	② 飢餓
基本構想		後期基本計画				
都市像	基本方向		施策			
都市像1 平和への 思いと豊 かな文化 が息づき 一人ひ とりが輝 き交流す るまち	基本方向1	平和と人権尊重の心 を次世代につなぐ	1101	平和の尊さを継承し発信する		
			1102	人権を尊重する地域社会づくりを推進する		
			1103	基地対策を包括的に推進する		
	基本方向2	文化を活かし まち の魅力を創出する	1201	文化によるまちづくりを推進する		
	基本方向3	生涯にわたる学習と スポーツを推進する	1301	いつでもどこでも誰でも学び・ス ポーツができる環境をつくる		
	基本方向4	魅力ある地域社会を 築く	1401	つながりを活かした幅広い交流を促 進する		
1402			認め合い支えあう地域づくりを推進 する			
都市像2 夢を抱き 未来を 拓く こど ものまち	基本方向1	こどもの育ちと子育て を支援する	2101	子どもたち一人ひとりの可能性を伸 ばす	●	
			2102	質の高い保育・幼児教育の提供とす べてのこどもが通園できる環境の 構築を推進する		
			2103	親子の健康を守りこどもの発達を 促進する		
			2104	こどもを大切に育てるための環境 をつくる	●	
	基本方向2	未来が輝く 生きる 力を育む	2201	こどもの発達や学びの連続性をふ まえた幼児教育を推進する		
			2202	確かな学力・豊かな心・健やかな体 を育成する		
			2203	個に応じた支援を推進する		
			2204	安全・安心に教育を受けることがで きる環境をつくる		
	基本方向3	豊かな心と挑戦する 意欲を育む環境をつ くる	2301	こどもの主体的な取り組みを応援す る		
			2302	青少年の健全育成を推進する		
都市像3 ともに生 きる心が 広がり い きいきと 暮らせる まち	基本方向1	支えあう地域をとも につくる	3101	地域共生社会を推進する		
	基本方向2	暮らしを支え だれも が安心できる社会を 築く	3201	高齢者が躍動する社会づくりを推 進する		
			3202	障がいの有無にかかわらず自らの 能力を最大限に発揮できるまちを つくる		
			3203	自立に向けた安定的な暮らしと社 会参加を促進する	●	
基本方向3	生涯の健康づくりを 支える	3301	ライフステージに応じた健康づくり を推進する			



③健康・福祉	④教育	⑤ジェンダー	⑥水・衛生	⑦エネルギー	⑧経済・雇用	⑨技術革新	⑩不平等	⑪まちづくり	⑫生産・消費	⑬気候変動	⑭海の豊かさ	⑮陸の豊かさ	⑯平和・公正	⑰協力・共同
													●	
		●											●	
													●	
								●						
	●													
														●
								●					●	●
●														
●	●													
●														
●	●												●	
●	●													
	●													
	●							●					●	
	●													
	●													
	●													
●								●						
●														
●														
●														

後期基本計画の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標				① 貧困	② 飢餓
基本構想		後期基本計画			
都市像	基本方向	施策			
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	基本方向1 経済の活性化をけん引する観光を推進する	4101	地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む		
		4102	スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する		
		4103	観光環境の整備をすすめる		
	基本方向2 商工業の振興を図り地域経済の活力を高める	4201	商業・中小企業の振興と中心市街地の活性化を図る		
		4202	ものづくり産業の振興と企業誘致に取り組む		
	基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる	4301	雇用の安定と創業支援の充実を図る		
	基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を展開する	4401	多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する		●
都市像5 環境と調和し安心して 住み続けられるまち	基本方向1 環境と共生する社会を築く	5101	地球環境にやさしくきれいなまちを築く		
	基本方向2 地域の防災力と安全力を高める	5201	強さとしなやかさを備えたまちを築く		
		5202	消防・救急・救助体制を強化する		
		5203	防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く		
	基本方向3 快適で良好な都市を創出する	5301	地域の特性を活かした快適な都市を形成する		
		5302	東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する		
	基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する	5401	安全で快適な交通環境を整備する		
	基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる	5501	住生活の安定の確保に取り組む		
		5502	魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する		
		5503	健全で安定的な上下水道の事業を推進する		
基本構想の推進に向けて	基本方向1 ともに考え ともに創るまちづくり	6101	共創のまちづくりを推進する		
	基本方向2 将来を見据えた行財政運営の推進	6201	時代に対応した組織の総合力を高める		
		6202	効率的で効果的な財政運営を推進する		
該当数				3	1

③ 健康・福祉	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済・雇用	⑨ 技術革新	⑩ 不平等	⑪ まちづくり	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海の豊かさ	⑮ 陸の豊かさ	⑯ 平和・公正	⑰ 協力・共同
					●			●						
					●	●								
					●	●		●						
					●	●		●						
					●	●								
					●	●								
											●	●		
			●	●				●	●	●	●	●		●
								●		●				●
								●						●
								●						●
								●						●
					●			●						
								●		●				●
			●					●			●			
								●						●
					●	●		●						
								●						●
9	9	1	2	1	8	6	1	19	1	3	3	3	6	11

総合戦略の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標			① 貧困	② 飢餓
基本目標	基本的方向	具体的な施策		
基本目標1 稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる	1. 稼ぐ地域をつくる	(1)地域を支える産業の競争力を強化する		
		(2)雇用の安定と創業支援の充実を図る		
		(3)多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する		●
	2. 新しいひとの流れをつくる	(1)つながり等を活かした交流を促進する		
		(2)観光とスポーツによる交流を促進する		
基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1. 結婚や子育てに対して展望を描ける環境をつくる	(1)子育て世代の就労支援の充実を図る		
		(2)質の高い保育・幼児教育の提供とすべてのこどもが通園できる環境の構築を推進する		
		(3)地域における子育て支援と居場所の充実を図る	●	
	2. 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える	(1)こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	●	
		(2)親子の健康を守りこどもの発達を促進する		
		(3)こどもを大切に育てるための環境をつくる	●	
基本目標3 魅力的な地域をつくる	1. 人と環境にやさしく、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する	(1)平和・人権を尊重する地域社会づくりを推進する		
		(2)地域共生社会を推進する		
		(3)高齢者が躍動する社会づくりを推進する		
		(4)障がいの有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる		
		(5)自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する	●	
		(6)ライフステージに応じた健康づくりを推進する		
		(7)地球環境にやさしくきれいなまちを築く		
		(8)強さとしなやかさを備えたまちを築く		
		(9)消防・救急・救助体制を強化する		
		(10)防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く		
		(11)共創のまちづくりと将来を見据えた行財政運営を推進する		

③ 健康・福祉	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済・雇用	⑨ 技術革新	⑩ 不平等	⑪ まちづくり	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海の豊かさ	⑮ 陸の豊かさ	⑯ 平和・公正	⑰ 協力・共同
					●	●		●						
					●	●								
											●	●		
					●	●								●
					●	●		●						
		●			●	●							●	
●	●													
●	●												●	
●														
●														
●	●												●	
		●											●	
●								●						
●														
●														
●														
			●	●				●	●	●	●	●		●
								●		●				●
								●						●
								●						●
					●	●		●						●

総合戦略の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標			① 貧困	② 飢餓	
基本目標	基本的方向	具体的な施策			
基本目標3 魅力的な地域をつくる	2. 沖縄市らしい個性あふれる地域を形成する	(1)文化によるまちづくりを推進する			
		(2)いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる			
		(3)認め合い支えあう地域づくりを推進する			
	3. 生きる力と挑戦する意欲を育む環境をつくる	(1)こどもの発達や学びの連続性を心まえた幼児教育を推進する			
		(2)確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する			
		(3)個に応じた支援を推進する			
		(4)安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる			
		(5)こどもの主体的な取り組みを応援する			
		(6)青少年の健全育成を推進する			
	4. 質の高い暮らしのためのまちの機能を充実する	(1)地域の特性を活かした快適な都市を形成する			
		(2)東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する			
		(3)安全で快適な交通環境を整備する			
		(4)住生活の安定の確保に取り組む			
		(5)魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する			
		(6)健全で安定的な上下水道の事業を推進する			
	該当数			4	1

③ 健康・福祉	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済・雇用	⑨ 技術革新	⑩ 不平等	⑪ まちづくり	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海の豊かさ	⑮ 陸の豊かさ	⑯ 平和・公正	⑰ 協力・共同
								●						
	●													
								●					●	●
●	●													
	●													
	●						●						●	
	●													
	●													
								●						●
					●			●						
								●		●				●
								●						
								●				●		●
			●					●			●			
10	10	2	2	1	7	6	1	16	1	3	3	3	6	10

第5次 沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画

令和8年度～12年度

発行:沖縄市

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

TEL:098-939-1212

FAX:098-934-3830

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp>

沖縄市 企画部 政策企画課



第5次沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画
2026-2030